



あいおい生命の現状

b u s i n e s s r e p o r t

2008

あいおい生命

はじめに

皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の事業概況、財務状況などについてご理解いただくために、お客様の視点で分かりやすいご説明と、見やすい構成を心がけて、ディスクロージャー誌「あいおい生命の現状 ビジネスレポート 2008」を作成いたしました。本誌を通じて、当社を一層ご理解いただければ幸いです。

本誌は保険業法第111条に基づいて作成した「業務及び財務の状況に関する説明書類」です。

愛♡追いかけて

守りたい人がいる。守りたいくらしがある。
そこにあるのは人と社会に対する“愛”。
わたしたち「あいおい生命」は、
お客様一人おひとりの
“愛する想い”をサポートし、
安心と感動をお届けしたいと考えています。
これからも、ずっと、まっすぐ、
“愛”を追い続けます。

【会社概要】

- 商号 あいおい生命保険株式会社
Aioi Life Insurance Co., Ltd.
- 設立 平成8年8月8日
平成13年4月1日（社名変更）
- 資本金 300億円
- 株主 あいおい損害保険株式会社
（出資比率100%）
- 代表者 取締役社長 窪田 泰彦
- 従業員数 509名（平成20年4月1日現在）
- 本店 〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5420-0101（大代表）
URL:<http://www.ioi-life.co.jp>

会社のご案内

代表的な経営指標等	トップメッセージ.....	2
	代表的な経営指標等.....	4
	トピックス 2007年-2008年.....	10
お客様から一番信頼される 最優の会社を目指して	はじめに ~行動指針および経営マネジメント~.....	12
	ご提案・ご加入時の取り組み.....	13
	ご契約後のサービス.....	20
	保険金・給付金のご請求、お支払い時の取り組み.....	22
	すべてのお客様から一番信頼されるために.....	26
経営・事業展開に関する 情報	企業理念・めざす企業像.....	34
	中期経営計画「IOI LIFE NEXT10-変革への挑戦-」.....	35
	倫理憲章・行動規範・勧誘方針.....	36
	コーポレート・ガバナンスの基本方針.....	37
	コンプライアンス（法令等遵守）の体制.....	39
	リスク管理の体制.....	40
	監査体制.....	42
	個人情報（データ）保護について.....	43
	生命保険契約者保護機構について.....	47
	会社の沿革.....	49
	経営の組織.....	50
	店舗網一覧（営業拠点）.....	51
	社会貢献活動.....	52
	環境保全の取り組み.....	53
	事業の概況.....	54

会社の業績データ

I. 会社の概況及び組織.....	58
II. 保険会社の主要な業務の内容.....	63
III. 直近事業年度における事業の概況.....	64
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	73
V. 財産の状況.....	74
VI. 業務の状況を示す指標等.....	94
VII. 保険会社の運営.....	124
VIII. 特別勘定に関する指標等.....	125
IX. 保険会社及びその子会社等の状況.....	125

代表的な
経営指標等

お客様から
一番信頼され
る最優の会社
を目指して

経営・事業
展開に関する
情報

会社の業績
データ

トップメッセージ

「お客様の声」を経営の原点とし、お客様ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度と利便性の向上に取り組み、“お客様から一番信頼される最優の会社”を目指してまいります。



平素は、わたくしどもあいおい生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2007年度の日本経済は、上期においては海外経済の拡大を背景に、輸出や生産は増加を続け、企業収益は高水準を維持、個人消費も底堅く推移し、内外需が増加する中で緩やかな成長が続きましたが、下期以降、サブプライム問題に端を発した海外経済の減速やエネルギー・原材料価格高の影響も強まり景気は悪化傾向に転じております。

生命保険業界においては、世界的な金融市場の混乱による株価下落、長期金利低下、ドル安の進行による国内債券の利息収入の低減など、運用収益の確保という面で大変厳しい状況下にありました。

さらに、一連の保険金等の不払いあるいは支払い漏れ調査及び再発防止に向けた取り組みが喫緊かつ、重要な課題となりました。

また、少子高齢化等により主力商品である死亡保障離れが進み、成長分野とされてきた第3分野商品においても、販売競争の激化や需要の一巡などによって、一時期の好調さに陰りが現れ、保険料収入は減少傾向にあり、生命保険会社の将来の源泉となる保有契約高も、10年連続対前年マイナスとなり、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、お客様ニーズに対応した商品・サービスの提供を行い、保有契約高純増による収益基盤の拡充に努めてまいりました結果、保有契約高は順調に拡大し、6兆7,499億円となりました。これもひとえに皆様のご支持・ご支援の賜物と深く感謝しております。

一方、一連の保険金等の支払漏れにつきましては、改めて皆様にご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。保険金等のお支払い業務は保険会社の根幹を成す機能であるとの認識の下、今後とも不断の改善に努め、再発防止に万全を期し、信頼の回復に向けて取り組んでまいります。

一方、当社は「お客様の声」を経営の原点とし、「お客様の視点」を全ての基軸に置いた3カ年の中期経営計画を2006年度から進めておりますが、2007年度には“すべては「お客様のありがとう」のために”をモットーとした「業務運営指針7ヶ条」を制定し、最終の2008年度には私を議長とした「お客様にとって最優の会社づくり会議」を開催し、募集・引受・保全・支払、商品・システム開発といったあらゆる業務工程において、社員一人ひとりの一層の意識改革を進め、より積極的に業務品質の向上を実現してまいります。

さらに、2007年9月に実施した100億円の増資及び標準責任準備金の一括積立により、財務基盤を一層強化したことにより、従来以上にお客様満足度と利便性の向上に向けた革新的な商品・サービスのご提供に努めてまいります。

また、当社は環境保全への取り組みや「商品タイアップ」による新たな社会貢献活動として、保険商品の新規ご契約件数に応じた金額をワクチンの費用として寄付する活動を実施するなど、社会的存在として世の中でお役に立つ活動にも積極的に取り組んでまいります。

このように、お客様ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度と利便性の向上に取り組み、“お客様から一番信頼される最優の会社”を目指してまいります。

明るく安心のできる暮らしと安定した豊かな社会づくりに向けてお役に立てるよう、役職員一同一層の努力をしておりますので、未長くご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長

滝田泰彦

代表的な経営指標等

代表的な経営指標のご説明と2007年度の当社の現状

当期において経常損失および当期純損失を計上し、基礎利益が損失となったのは、財務基盤の強化を図るため、当期に標準責任準備金の一括積立を行ったことによるものです。

なお、当期末における損失につきましては、2007年9月に行った100億円の増資（資本金50億円、資本準備金50億円）により計上した資本準備金の取崩しにより2008年5月末に解消しております。

経常利益（損失）

→ P.81をご覧ください。

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。経常収益の主なものは「保険料収入」、「資産運用収益」で、経常費用の主なものは「保険金・年金・給付金などの支払」、「責任準備金繰入額」、「資産運用費用」や会社運営のための費用である「事業費」です。なお、経常費用が経常利益を上回った場合には、その差額が「経常損失」となります。

△56億28百万円

基礎利益

→ P.91をご覧ください。

1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。

△50億17百万円

当期純利益（純損失）

→ P.82をご覧ください。

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社の全ての活動によって生じた純利益または損失を意味します。

△50億90百万円

資本金

→ P.58をご覧ください。

一般的には事業運営の基礎となる資金のことで、株主の現物および金銭による拠出額全額をいいます。

300億円

総資産

→ P.74をご覧ください。

総資産は負債と資本の合計からなります。貸借対照表では左側が「資産の部」、右側が「負債の部」「純資産の部」となっており、それぞれの内訳が記載されています。

※当社の資産構成は有価証券（91.1%）、現預金・コールローン金（0.9%）、貸付金（2.6%）、その他（5.4%）となっています。

3,746億57百万円

責任準備金

→ P.104をご覧ください。

責任準備金とは生命保険会社が将来の保険金などの支払を確実に行うために、保険料や運用収益を財源として積み立てる準備金のことで、保険業法により積み立てが義務づけられています。

3,340億17百万円

格付

格付とは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。

格付投資情報センター（R & I）より、保険金支払能力格付「A +（シングル A プラス）」を取得し、保険会社としての信用度について高い評価を得ています。（格付は現時点における格付機関の意見であり、今後見直されることがあります。）

A +（シングル A プラス）
[2008年7月現在]

○ R & I 社の「A +」の定義

保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
※プラス（+）表示・・・上位格に近い

代表的な経営指標等

標準責任準備金

「積立方式」「積立率」は→ P. 105をご覧ください。

保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。

当社は標準責任準備金による積立を完了しております

貸付金

→ P. 118をご覧ください。

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。保険約款貸付には2種類あり、1つは契約者が資金を必要とするときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」です。もう1つは保険料が期日までに払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で立替をする「保険料振替貸付」です。一方、一般貸付は企業等に対する貸付や住宅ローン貸付ですが、当社は一般貸付は行っていません。

96億24百万円

有価証券

→ P. 115をご覧ください。

有価証券の主なものは、国債(国が発行する債券)、社債(国内企業が発行する債券)、株式、外国証券(海外の国・企業が発行する債券等)があります。

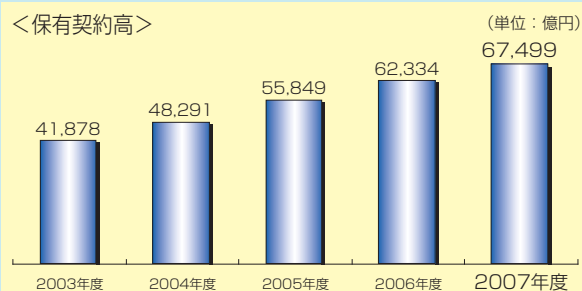
3,414億92百万円

保有契約高

→ P. 95をご覧ください。

生命保険会社が事業年度末にどのくらい生命保険契約を保有しているかを示す指標であり、ご契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計(保険料収入)とは異なります。

6兆7,499億円



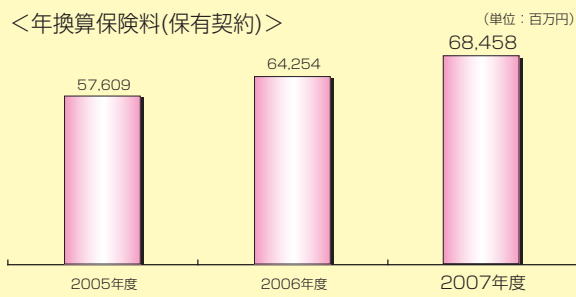
※個人保険・個人年金・団体保険の合計額

年換算保険料

→ P.95をご覧ください。

保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に金額を一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらい保険料収入を得ているかを示しています。

684億58百万円 (保有契約)



※個人保険・個人年金の合計保険料

ソルベンシー・マージン比率

→ P.86をご覧ください。

生命保険会社は、将来の保険金などの支払に備えて責任準備金を積み立てているので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の1つがソルベンシー・マージン比率です。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置（早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度）がとられます。

2,078.8%

○ソルベンシー・マージン総額 (A) … 64,464百万円

○リスクの合計額 (B) … 6,201百万円

ソルベンシー・マージン比率 … 2,078.8%

(A) / [(1 / 2) × (B)] × 100

逆ざやの状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。この割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます。）を運用収益でまかなえない状態を逆ざや状態といいます。ただし、生命保険会社にはこの他に「費差益」や「死差益」があり、この収益により「逆ざや」を埋め合わせることができます。

逆ざやはありません。

<逆ざやの算式>

(「基礎利益上の運用資産等の利回り」 - 「平均予定利率」) × 「一般勘定責任準備金」

代表的な経営指標等

エンベディッド・バリュー（EV）の開示

1. エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー（Embedded Value:以下「EV」といいます）とは、生命保険会社の企業価値・業績を評価する指標の一つで、「純資産価値」と「保有契約価値」を合計したものです。

現行の生命保険会社の法定会計は、契約獲得による利益が会計上に反映するまでに一定の時間を要しますが、エンベディッド・バリューは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価することができるため、法定会計を補完し、企業価値・業績を評価する指標として優れています。

2. 2007年度末EV

2007年度末EVは894億円で、その内訳は、純資産価値が350億円、保有契約価値が543億円となりました。また、2007年度末EVは前年度末に比較して、145億円増加しました。

(単位：億円)

	2005年度末	2006年度末	2007年度末
年度末EV	656	748	894
純資産価値(注1)	300	304	350
保有契約価値(注2)	356	444	543
うち新契約価値(注3)	34	29	8
EV増加額	89	92	145

(注1)「純資産価値」= 貸借対照表の純資産の部(除く公社債に関するその他有価証券評価差額金)
+ 負債中の内部留保(価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額)(税引後)

(注2)「保有契約価値」は、保有契約から生じる将来の税引後利益をリスク割引率で割り引いた現在価値です。
「将来の税引後利益」は、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するための内部留保額を控除した後の、配当可能な株主利益を予測計算したものです。

(注3)「新契約価値」は、EV総額のうち、当年度獲得した新契約の貢献額を表しております。

3. 主要な前提条件

保有契約価値計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	2006年度末	2007年度末
死亡率	開業時からの実績等に基づき設定	同左
入院等発生率	開業時からの実績等に基づき設定	同左
解約・失効率	直近1年間の実績等に基づき設定	直近2年間の実績等に基づき設定
経費	直近年度の実績等に基づき設定	同左
資産運用利回り	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.90%(2007年度) 1.91%(2008年度) 1.94%(2013年度) 1.98%(2018年度) 2.01%(2023年度) 2.03%(2028年度)	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.92%(2008年度) 1.96%(2013年度) 1.99%(2018年度) 2.02%(2023年度) 2.05%(2028年度)
実効税率	直近の実効税率(36.21%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	1000% 将来にわたって維持するソルベンシー・マージン比率を設定	同左
リスク割引率	8% 将来利益を現在価値に割り戻す際の率で、リスクフリーレート(20年国債利回り:約2.09%)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定	8% 将来利益を現在価値に割り戻す際の率で、リスクフリーレート(20年国債利回り:約2.09%)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定

4. 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

保有契約価値は、多くの前提条件を設定して計算しているため、前提条件を変更するとその数値が増減いたします。主要な前提条件を変更した場合のEVへの影響額は、次のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響	EV額
死亡率・入院等発生率を1.1倍にする	△34	859
解約・失効率を1.1倍にする	△8	885
経費（契約維持に係わる分）を1.1倍にする	△7	886
新規投資の資産運用利回りを0.25%引き下げる	△17	876
全体の資産運用利回りを0.25%引き下げる	△48	845
ソルベンシー・マージン比率を600%にする	57	951
リスク割引率を7%にする（1%引き下げ）	48	942
リスク割引率を9%にする（1%引き上げ）	△42	851

5. 2006年度末から2007年度末への増加要因

2006年度末から2007年度末へのEVの増加額を要因別に示すと、次のとおりです。

(単位：億円)

I. 2006年度末	748
①モデル変更の影響（注1）	△15
②2006年度末EVからの期待収益（注2）	48
③前提と実績の差（注3）	△14
④増資（注4）	100
⑤金利変動等の影響（注5）	5
⑥その他前提変更の影響（注6）	11
⑦新契約価値（注7）	8
II. 2007年度末（I. + ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦）	894

(注1) 将来収支を計算するモデルの変更に伴う影響額です。

(注2) 保有契約価値の計算において割引率を適用しているため、計算時点が1年進むことによって発生するEVの増加額です。

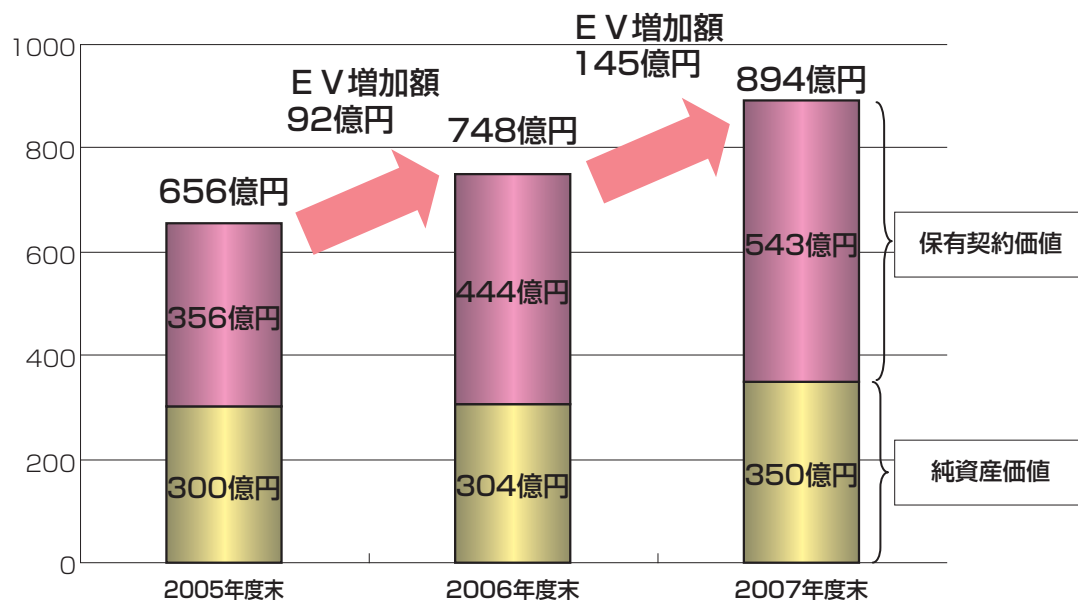
(注3) 2006年度末で設定した前提条件と実績との差によるEVの増減額です。

(注4) 2007年度に実施した増資の金額です。

(注5) 資産運用利回り等投資の前提条件を変更したことによる影響額です。

(注6) 死亡率、入院等発生率、解約・失効率、経費等の前提条件を変更したことによる影響額です。

(注7) 2007年度に獲得した新契約のEVへの貢献額です。



標準責任準備金の一括積立と資本増強の実施

財務基盤の強化と機動的な戦略投資の実施を目的に、前期において標準責任準備金の一括積立を行い、また2007年9月28日付で、あいおい損害保険株式会社からの100%出資による100億円の資本増強を実施しました。財務基盤を強化したことにより、従来以上にお客様満足度と利便性向上に向けた革新的な商品・サービスのご提供に努め、“お客様から一番信頼される最優の会社”を目指してまいります。

※標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。

三次元仮想空間「セカンドライフ」へ進出～国内生命保険業界初～

インターネット上の三次元仮想空間サービス「セカンドライフ」（米リンデンラボ社提供）に、当社名ロゴでデザインした「あいおいアイランド」を開設し、ゲーム感覚で保障の必要性や保険金・給付金のご請求方法をご案内するサービスを2008年4月より開始しました。



「あいおいアイランド」には、ユーザー自らが参加して生命保険及び当社への理解を一層深めていただくために、生命保険の基礎知識及び保障に関するアトラクション等を設置し、各種情報提供を行っています。

「無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険（無配当）」を発売

「無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険（無配当）」を2007年10月より発売しました。本商品は、積立利率を毎月変動させることによって、将来の市場金利の上昇にあわせて年金額が増加する新たな仕組みをもっており、かつ無告知・無診査でご加入できるため、お手続きが簡単な個人年金保険です。

「新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）」を発売

「新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）」を2007年12月より発売しました。本商品は、新しい積立利率の設定方法を取り入れ、積立利率変動型の一時払個人年金において、積立金額の価格変動リスクがなくかつ市場金利の上昇に応じて年金額が増加する仕組みを実現しました。

「苦情の件数・改善事例」及び「保険金等のお支払状況」の公表

「当社に寄せられた苦情の件数、苦情等の対応状況・改善事例」及び「保険金・給付金のお支払状況」の情報をお客様に対し広く提供し、経営の透明性を高め、当社に対する理解を一層深めていただくために、2007年12月より四半期毎にホームページに掲載することとしました。

新商品「プレミアム W」「ジャストワン W」を発売

収入保障を充実させた個人向け商品『低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険』（「プレミアム W」と、『新収入保障保険（無配当）』（「ジャストワン W」）の2商品を2008年6月より同時に発売しました。従来より主力商品として販売しておりました「新スーパー終身プレミアム」と「ジャストワンα」に、お客様からの要望により、万一の場合にも、遺されたご家族が安心して暮らせるよう生活資金を毎月受け取れる新たな機能を「収入保障」に充実させました。



「保険商品タイアップ」による社会貢献活動の実施

従来より、あいおい保険グループの社会貢献活動として、清掃活動・献血・募金などを行っていますが、新たに2008年7月より、社内の女性プロジェクトチームの企画により「愛♡追いかけて～いのち♡を未来に～」をスローガンとした「いのち」「医療」に関わる分野での社会貢献活動「ハート LIFE プロジェクト」をスタートさせました。第一弾として2008年6月発売の新商品「プレミアム W」「ジャストワン W」の新規ご契約件数に応じた金額を、ワクチンなどの購入費用として、あいおい生命の社会貢献活動費の中から認定 NPO 法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会（JCV）」に寄付する取り組みを実施しています。

お客様から一番信頼される最優の 会社を目指して

はじめに ～行動指針および経営マネジメント～	12
ご提案・ご加入時の取り組み	13
ご契約後のサービス	20
保険金・給付金のご請求・お支払い時の取り組み	22
すべてのお客様から一番信頼されるために	26

はじめに～行動指針および経営マネジメント～

当社は、「お客様の声」を経営の原点とし、以下の行動指針・経営マネジメントのもと、常にお客様、社会のニーズにお応えするべく様々な取り組みを行っております。

業務運営指針7ヶ条

当社は、お客様本位の業務運営を徹底するため、—すべては「お客様のありがとう」のために—をモットーにした「業務運営指針7ヶ条」を制定し、業務革新・経営改革に取り組んでおります。

業務運営指針7ヶ条

—すべては「お客様のありがとう」のために—

1. 「お客様の言葉」に耳を傾けることが、私たちの仕事の始まりです
2. 「お客様の目線」で考えることが、私たちの仕事の基本です
3. 「お客様の評価」こそが、私たちの仕事の物差しです
4. 「お客様の期待」に応えることが、私たちの仕事の責任です
5. 「お客様の満足」を得られることが、私たちの仕事の目標です
6. 「お客様の感動」をお手伝いし共感することが、私たちの仕事の喜びです
7. 「お客様のありがとう」のひと言が、私たちの仕事の終わりです

お客様にとって最優の会社づくり会議

当社は、上記指針を具現化し、お客様から信頼され選ばれ続ける会社であるために、経営トップを議長とした「お客様にとって最優の会社づくり会議」を開催しています。

本会議は、経営トップが会社全体をリードし、主要業務の徹底した工程管理を行い、お客様からの信頼獲得による持続的な成長と、成長を支える最優の業務品質の実現を図ることを目的にしています。

ご提案・ご加入時の取り組み

商品内容・契約内容を正しく理解していただくための取り組み

当社では、ご提案している商品内容・契約内容を正しく理解していただくために、パンフレットによる商品説明、契約概要による契約内容の説明および注意喚起情報による契約上の注意事項の説明を徹底しています。

さらに、保険契約のお申し込みの際には、意向確認書によるお客様ニーズの最終確認を行い、十分ご納得

していただいた上で、生命保険にご加入していただけるよう取り組んでいます。

また、当社は、生命保険に関するさまざまな情報を分かりやすく提供することで、お客様にとって最適な保険選びのお手伝いをしています。

ご提案から成立までの具体的な取り組みは次のとおりとなります。

ご提案から成立までの具体的な取り組み

(1) パンフレット

保険商品のポイントや保障内容などについて図を多用して、極力分かりやすく記載しています。

また、契約にあたってご注意いただきたい点について目立つように記載しています。

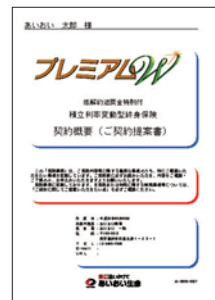
【保険種類のご案内】

保険商品をお選びいただく際の参考として、保険種類の概略を保障の目的別に分類し、特長、しくみ、ご契約例などをご案内しています。



(2) 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報（商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約、不利益事項）を記載した「契約概要」をお渡しして、ご説明しています。



(3) 注意喚起情報

お申し込みをいただくにあたって、特に重要な事項（お客様に注意喚起すべき事項）を記載した「注意喚起情報」をお渡しして、ご説明しています。



ご提案・ご加入時の取り組み

(4) ご契約のしおり・約款

ご契約にあたって、ご理解いただきたい事項を、分かりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめをご説明する「約款」部分に分けて記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししています。なお、冊子サイズをA4版として、見やすくしています。



(5) 意向確認書

お客様のニーズとお申し込みいただく保険商品の内容が合致しているかを最終確認していただくための書面です。申込書をご記入いただく前に、必ずご確認していただきます。



(6) 告知書&告知サポート資料

告知書&告知サポート資料を用いて告知に対する重要事項の説明を行い、被保険者にお渡ししています。

(注) 告知書および告知サポート資料は診査区分によって帳票が異なります。



(7) 「保険証券」「保険証券等ご確認のお願い」「保険証券の見方」

保険証券の記載内容がお申し込みいただいた内容と相違ないことの確認をお願いする資料および保険証券の表示内容を分かりやすくご説明した資料を、保険証券と一緒にお送りしています。



不利益条項（デメリット情報）の提供

お客様が、生命保険商品の内容や制度についてご存知ないために、不利益を被るような条項は、不利益条項（デメリット情報）と呼ばれています。

契約時に「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などで説明を徹底しています。

不利益条項の主なものは、以下のとおりです。

○クーリングオフ制度（お申し込みの撤回）

ご契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日（ただし起算日は注意喚起情報に定めた日）から、その日を含めて8日以内であれば、申込者または契約者は書面によりご契約のお申し込みを撤回することができます。この場合には、払込みいただいた金額をお返しいたします。

なお、次の場合には、お申し込みを撤回することができません。

- ・当社が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための契約であるとき
- ・既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
- ・法人を契約者とする契約であるとき

○告知義務と告知義務違反

生命保険を契約または復活・復旧する場合など、契約者または被保険者は、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などの重要事項について、ありのままをお知らせいただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

その際に事実が告げられなかったときは、「告知義務違反」として契約または特約が解除されることがあります。契約または特約が解除された場合には、たとえ支払事由が発生していても、原則、保険金や給付金をお支払することができません。

告知義務違反の事例は当社インターネットホームページに掲載しています。

○保険金・給付金の支払免責

保険金・給付金などの支払事由が生じても、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

例えば、死亡保険金の場合は、

- ②契約の責任開始日（または復活日・復旧日）から起算して3年以内（注）の被保険者の自殺によるとき
- ④契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ⑤戦争その他の変乱によるとき

上記のいずれかに該当するときは、死亡保険金はお支払いできません。

ただし、②については、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じて保険金を削減してお支払いしたり、または全額お支払いすることがあります。災害保険金や諸給付金についても、同様にお支払いできない場合がそれぞれの約款に記載されています。

保険金・給付金をお支払いできない代表的な事例は当社インターネットホームページに掲載しています。

- （注）契約日が平成19年4月2日以降の契約の場合
- ※被保険者の自殺により死亡保険金をお支払いできない責任開始日（または復活日・復旧日）からの期間は、契約日により異なります。

○契約の失効

保険料のお払い込みがないまま、払込猶予期間（注）を過ぎ、保険料の自動振替貸付制度（一時的に保険料払込の都合がつかない場合でも、解約返戻金の範囲内であれば、あらかじめ契約者から別段のお申し出がない限り、当社が保険料をお立て替える制度）が適用できない場合には保険の効力がなくなります。

契約が失効した後にお支払い事由が発生した場合には保険金や給付金をお支払いすることができません。

（注）「払込猶予期間」

月払の場合…払込期月の翌月末まで

年払・半年払の場合…払込期月の翌々月の月単位の契約応当日まで

※積立利率変動型終身保険は年払・半年払の場合も払込期月の翌月末までとなります。

○解約返戻金

生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は死亡保険金などのお支払いに、また一部は契約を管理するための費用等にあてられています。したがって途中で解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少なく、特に契約後短期間の解約の場合は、解約返戻金がまったくない場合もあります。

ご提案・ご加入時の取り組み

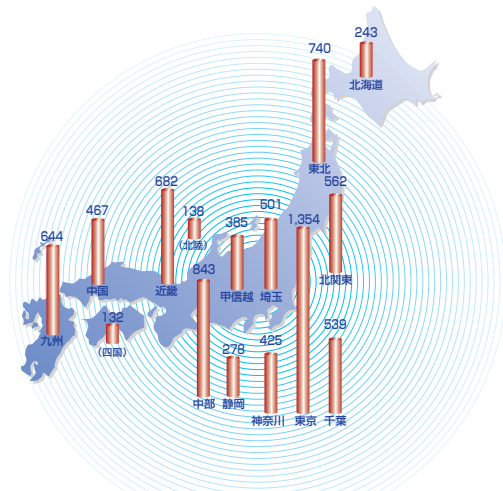
これからの時代を担う新しい生命保険会社として、お客様のニーズに合う商品の提供および説明責任の履行に向け、代理店に対する教育・研修の更なる強化に取り組んでいます。

営業支援体制と代理店に対する教育・研修

1. 代理店によるコンサルティング営業

当社は代理店によるコンサルティングを中心とした営業活動を行っております。全国に広がる7,934（2008年3月末）の代理店はあいおい保険グループの生命保険、損害保険を取り扱うことにより、もしもの時のリスク管理から、資産形成など保険と生活に関するさまざまなご相談を承っています。

全国に広がる代理店



2. 営業支援体制

全国各地域に14営業部・3支社を配置し、生命保険推進マネジャーおよびライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店の営業活動をサポートしております。

○生命保険推進マネジャー

代理店によるコンサルティング営業の推進のため、全国約90名の生命保険推進マネジャーが各地域において、代理店に対する体系的商品研修、販売研修の実施や実践的で具体的な業務指導を行い、代理店の日常営業活動をサポートしております。

○ライフ・インシュアランス・マネジャー

税務、金融など幅広い専門知識を持った生命保険のプロフェッショナルです。

全国約80名のライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店をバックアップし、よりきめ細かなコンサルティング提案をお客様にご提供いたします。

3. 営業支援システム

○ALPS/Web型ALPS

(ALPSとはAioi Life Planning Systemの略称です)

お客様のニーズに適した商品設計、商品提案を行うコンサルティングシステムとして活用しています。

インターネット環境に通じた「Web型ALPS」では、商品設計・提案書作成に加え、契約事務処理の迅速化を図り、お客様によりご満足いただける保険加入への取り組みを行なっています。

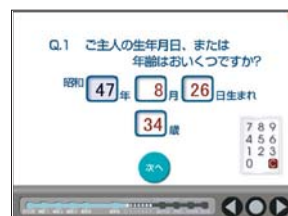
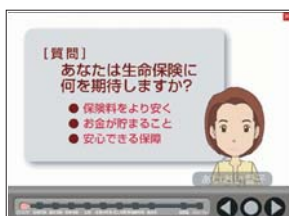


○I-COM

(I-COMとはI O I Communication Systemの略称です)

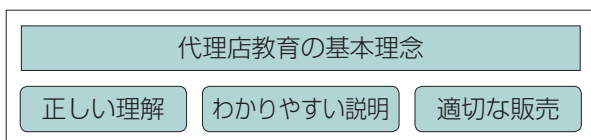
業界初の「動画と音声を組み合わせた」生命保険プレゼンテーションソフトとして、軽快なレスポンスでお客様に最適な保障額と合理的な保険料シミュレーションを提供します。

これによりお客様との対話形式で、円滑なコンサルティングを実現します。



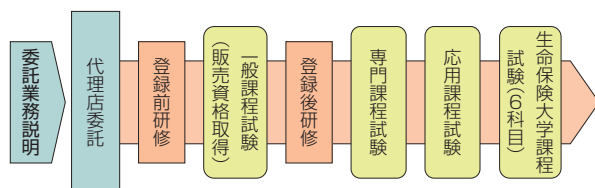
4. 代理店に対する教育・研修

お客様にご安心とご満足をご提供するためには、代理店のコンサルティング力の向上が最も重要であるとの認識のもと、「生命保険を正しく理解し、わかりやすく説明し、適切に販売する」を基本理念とする代理店教育に取り組んでいます。業界共通教育をベースに、代理店の知識や経験に応じたきめ細かな研修を実施し、着実なステップアップをサポートしています。



(1) 業界共通教育

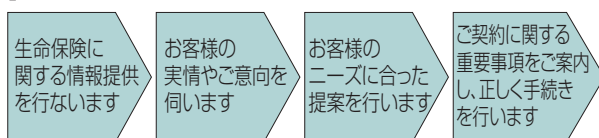
業界共通資格取得への取り組みを通じて資産運用・企業経営コンサルティング等、幅広いお客様ニーズに対応できるように生命保険知識・周辺知識の充実を図っています。また、業界共通資格の取得状況を代理店の資格ランク要件に組み入れることで、資格取得の勧奨を行っています。



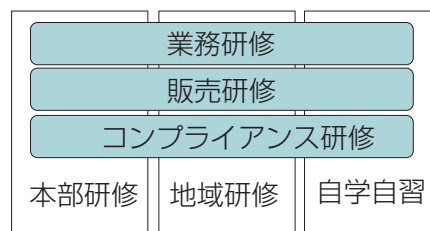
(2) 当社独自研修

当社独自研修では、「お客様をリスクから守る」という使命感の醸成と「正しい販売プロセスの実践」を基本コンセプトとして取り組んでいます。お客様の実情やご意向を確認しながら最適な生命保険を提案するという商談の流れを「標準販売プロセス」として整理し、定着を図っています。

【あいおい生命標準販売プロセス】



また、契約にあたってお客様に特にご注意ください事項（「契約概要」「注意喚起情報」）の説明や適合性原則に基づくお客様のご意向の確認、お客様に正しく告知をしていただくためのわかりやすい説明の手法なども、販売プロセスの中の重要パーツとして研修に組み入れています。



①本部研修

本社においては、代理店の経験・レベル別に「合宿方式」の研修を5コース実施しています。

各コースは複数回にわたる「集合研修」とその間の「実践活動」によって構成されており、販売スキルの飛躍的向上を図っています。



本部研修実施風景

②地域研修

地域においては、営業社員が講師となり、代理店研修を実施しています。お客様にわかりやすい伝え方を学ぶスキル研修をはじめ、重要事項説明のための知識研修、募集ルール遵守に関するコンプライアンス研修など、日常活動に即したタイムリーな各種研修を展開しています。

③自学自習

代理店による自学教材としては、「動画」による視聴学習と「eラーニング」による確認テストを組み合わせた「101保険講座」を実施しています。インターネット環境を有するパソコン上でいつでも自学自習できる仕組みを構築しています。



ご提案・ご加入時の取り組み

商品ラインナップ

● 個人のお客様へ

将来の金利変動にも対応できる「積立利率変動型終身保険」を中心とした多彩な商品ラインナップを取り揃えています。

● 死亡・老後・医療の三大保障をセットで準備

プレミアムW「低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険（無配当）」



● 必要な期間の保障準備に

ジャストワンW「新収入保障保険（無配当）」



● 一生涯保障と老後の備えに

低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険（無配当）



● 計画的な老後資金準備に

無選択加入特則付積立利率変動型個人年金保険（無配当）



● 貯蓄と保障を同時に準備

5年ごと利差配当付 養老保険



● お子様の教育資金の準備に

5年ごと利差配当付 こども保険



● 病気やケガの備えに

医療保険（無配当）



ご紹介している商品の他にも、さまざまな商品を取りそろえておりますので、くわしくは担当の代理店・扱者にお問い合わせください。

● 法人のお客様へ

法人のお客様のさまざまなニーズに幅広くお応えできる多彩な商品プランを取り揃えております。

● 経営者に万一のことがあったときの事業継続資金準備

経営者向け事業安定化資金対策プラン
(新収入保障保険[無配当])



経営者向け保障プラン
(解約返戻金なし型定期保険[無配当])



● 経営者・役員に万一のことがあったときの事業継続資金準備と勇退時退職金の準備

遡増定期保険
(遡増定期保険Ⅲ型[無配当])



経営者向け退職金準備プラン
(低解約返戻金型定期保険[無配当])



● 従業員の退職金準備

従業員向け退職金準備プラン
(養老保険[無配当])



● 従業員の死亡退職金・弔慰金準備

総合福祉団体定期保険
無配当総合福祉団体定期保険



ご契約後のサービス

お客様のご相談窓口・対応の充実

当社では、本社に「お客様サービスセンター」を設置し、ご契約者の皆様からの生命保険に関するさまざまなご相談やお申し出にお応えしております。

また、全国の営業部・支社のほか、業務委託を行っているあいおい損保の営業拠点のオンライン端末、および代理店の営業支援システムにより、お客様のご契約内容についてのご照会やご相談に、迅速・適切にお応えできるよう体制を整備しています。

ご契約内容変更など各種お手続きサービスの充実

当社では、ご契約内容の変更手続きについて、よりスムーズに、よりスピーディーに対応するため、お電話で受け付けする「変更手続ダイレクトサービス」を実施しております。ご契約者様から、お客様サービスセンターのフリーダイヤルにお電話をいただきますと、直接、手続きの処理や書類の発送などを行います。

また、一部の変更手続きにつきましては、当社インターネットホームページで365日24時間受け付けする「変更手続ウェブサービス」を実施し、お客様のお手続き機会の多様化にも対応しています。

生命保険 各種お手続き・お問い合わせ窓口のご案内

こんな時にご利用ください。

あいおい生命のお客様サービスセンターでは、ご契約者の皆様の暮らしの中で生じた様々な変更手続きを受け付けております。



引越しました

- 住所変更(住居表示の変更を含む)
- 保険料振替口座の変更



結婚しました

- 改姓 ●住所変更
- 受取人変更(保険金・満期金・年金)
- 保険料振替口座の変更
- 契約者変更



病気やケガで入院・死亡しました

- 給付金の請求
- 保険金の請求



保険証券を紛失しました

- 保険証券の再発行



一時的にお金が必要になりました

- 契約者貸付
- ※保険種類等によってはお取扱いできない場合がございますので、ご了承ください。



各種お問い合わせ

- 保障見直しのご相談
- ご契約内容など各種お問い合わせ



お手元に保険証券をご用意いただき、必ず証券番号をお確かめのうえ、契約者ご本人様(保険金・給付金の場合は受取人様)がご連絡・お手続きくださいますようお願いいたします。



電話でも

お客様サービスセンター

コールハ サンキュー
0120-568-390



携帯電話からでもご利用いただけます

受付時間: 平日午前9時～午後6時

※土・日・祝祭日および年末年始は受け付けておりません。

ウェブでも

あいおい生命ホームページ

<http://www.ioi-life.co.jp>

受付時間: 365日24時間 (システムメンテナンス等のためサービスを一時中断する場合がございます。)

※携帯サイトからはご利用いただけません。



変更手続ウェブサービス

下記お手続きをお取扱いしております。①住所変更②保険料振替口座の変更③改姓④控除証明書の再発行

※個人のご契約者様が対象です。



給付金請求書類ダウンロードサービス

給付金のご請求書類を弊社ホームページからダウンロード(印刷)して入手することができます。

ご契約内容に関する情報提供

生命保険契約は、保険期間が長期にわたるため、当社では、下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者の皆様への情報提供に努めております。

○総合的なご案内

・ご契約内容のお知らせ

毎年1回、すべてのご契約者様あてに、ご加入のご契約内容についてご案内をお届けしております。内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、添付の「変更連絡カード」にて、住所変更などの変更手続きも承っております。



○保険料のお払込みに関するご案内

- ・口座振替開始のご案内
- ・生命保険料再請求のお知らせ
- ・保険料お立替のご案内
- ・保険契約失効のご案内

○保険期間満了に関するご案内

- ・更新のご案内
- ・保険期間満了のお知らせ

○期日到来に伴いお受けいただく保険金・給付金・年金等のお手続きに関するご案内

- ・満期に伴う返戻金のご案内
- ・祝金のご案内
- ・生存給付金のご案内
- ・年金支払の案内

○保険金・給付金のご請求や契約内容変更など各種お手続きの完了に関するご案内

- ・生命保険承認書
- ・お支払のご案内
- ・年金お支払のご案内

○その他

- 生命保険料控除証明書
- 配当金のお知らせ

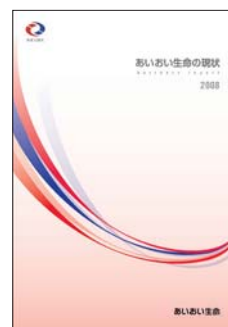
ディスクロージャー誌等による情報提供

○あいおい生命の現状（ディスクロージャー誌）

保険業法第111条に基づいて経営内容に関するディスクロージャー誌『あいおい生命の現状』（ご覧いただいている本誌）を年1回作成しています。

ディスクロージャー誌はお客様にご覧いただくことができるように本店、営業部・支社、あいおい損保の各営業拠点ならびに主要な代理店に常時備え置きしており、また関係機関へも配付しています。

さらに、これらの情報は当社インターネットホームページにも掲載し、ダウンロードしてご利用いただけます。



○あいおい生命のご案内（ミニ・インフォメーションブック）

当社の情報開示のための簡易冊子として、「業績推移・決算概要」「トピックス」「商品ラインナップ」「各種お手続き・お問い合わせ窓口」等の情報を掲載した『あいおい生命のご案内』を作成しています。

本冊子をご契約いただいているお客様に当社を一層ご理解いただくために、ご契約内容をご案内する『ご契約内容のお知らせ』とともに年1回ご送付しています。また、日常の営業活動の中で、当社の案内としてお客様に配付しています。



インターネットホームページによる情報提供

当社は、インターネットホームページを通じて、事業概況・財務状況など経営内容に関する情報開示、商品・サービス・各種お手続きに関する情報提供を行なっています。経営全般にわたるトピックスについては「ニュースリリース」「お知らせ」欄に掲載して、タイムリーに発信しています。

また、当社のお客様サービスセンターなどにお問い合わせが多い項目については、Q & A形式で最新情報を掲載しています。

なお、商品の「資料請求」「見積・訪問説明」「保険診断・相談」受付、住所変更、保険料控除証明書の再発行などのお手続きのほか、お問い合わせの受け付けも行っており、お客様の利便性向上に努めています。

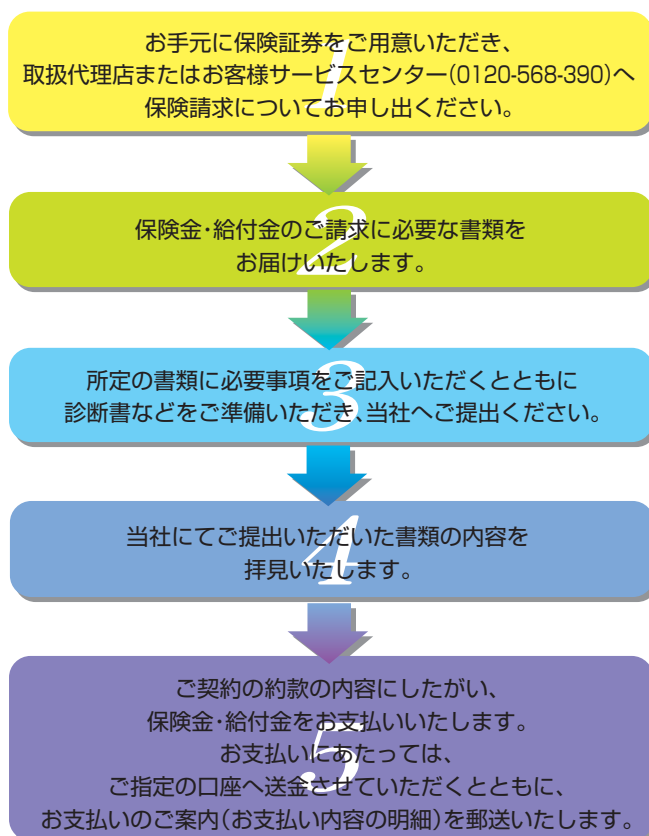
* ホームページアドレスは <http://www.ioi-life.co.jp>

保険金・給付金のご請求・お支払い時の取り組み

漏れなく保険金・給付金をご請求いただくために

お支払いできる具体例、お支払できない具体例や、代表的な給付金のお支払い内容を記載したリーフレットの提供や、記入しやすい診断書様式への改訂など、漏れなく保険金・給付金をご請求いただくための取り組みを行っています。今後とも、わかりやすさを追求し、漏れのないご請求をいただくため、請求書類の見直し・改善を行なってまいります。

○保険金・給付金のご請求手続方法



○漏れなくご請求いただくための留意点、お支払いできない場合など

ご請求が漏れやすいケースをご確認いただくためのチェックシートや、お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体例などを掲載したリーフレット「保険金・給付金のご請求について」を作成し、「ご契約内容のお知らせ」に同封して全てのお客様にご送付しています。また、当社ホームページにも同様の内容を掲載しています。



保険金・給付金を確実に支払うための態勢

保険金・給付金・各種返戻金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払業務は、保険会社の根幹を成す機能であるとの認識のもと、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢を整備し、お客様からのお申し出に対する紛争解決・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等のお客様の声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる仕組みを継続強化してまいります。

（１）保険金等支払管理部門の態勢・機能強化

①保険金等支払管理部門における点検態勢の強化

2005年9月より、チェックポイントを明確にした支払漏れチェックシートを作成、活用するとともに、支払査定担当者と決裁者がダブルチェックを行うことで支払漏れチェックを強化しています。また、チェックした内容をもとに、具体事例による勉強会を行い、支払い査定担当者の知識・スキルアップならびに支払い漏れ・請求勧奨漏れ防止に対する意識強化を図っております。

なお、2006年1月より、支払い漏れを起こしやすい特約付加のある給付金支払事案は、翌月リストとして出力し、事後点検を実施しています。

また、2007年1月より、支払査定担当者と別の総合職社員がクロスチェックを行った上で、決裁者が最終点検・支払い決裁を行う態勢に変更するとともに、支払い漏れチェックシートに、診断書経過欄や調査報告書記載の手術をはじめとする見落としやすいポイントや請求勧奨の視点を追加し、一層の点検強化に取り組んでいます。

②保険事故連絡・保険金請求受付段階での請求勧奨の強化

お客様サービスセンターの受付者が使用するトークスクリプトを請求勧奨の強化に向けた内容に改訂し、また定例勉強会や朝礼等で、保険事故連絡を受け付けた際に、お客様の了解を得ることを前提として傷病名等を確認することが、支払漏れや請求勧奨漏れを防止することにつながる重要な業務であることを繰り返し徹底し、認識の統一を図っています。

また、平成20年5月下旬よりコールセンター着信システムを導入し、保険事故連絡の場合には、スキルの高い受付者に着信させて対応し、平成21年3月に事故受付時に受付者が確認すべき内容をガイダンス方

式で表示する機能を搭載した次期保全システムの開発を予定しており、より正確で丁寧な確認が行えるようにします。

更に、お客様サービスセンターで受付した事故連絡内容に基づき、お客様サービス部保険金サービスグループが、複数契約の有無についてシステムによる名寄せ確認を行い、他の契約を含めて請求手続きに必要な書類を送付しています。

③保険金等支払管理部門の要員体制の強化

事案管理・点検態勢の強化及び、お客様に対する丁寧な請求勧奨態勢の確保に向け、2006年度年初から個人保険の保険金等支払管理部門であるお客様サービス部保険金サービスグループの要員体制増強を図っています。

④システムチェック態勢の強化

2006年4月より、事後点検用資料として支払い漏れチェック対象事案一覧を出力し月例点検に活用しています。

2007年4月には、複数契約の請求勧奨漏れ防止に向け、個人契約の複数契約をシステムにより名寄せし、請求受け付け時の機械出力帳票に他契約の証券番号を自動表示する仕組みを構築し、確認漏れや見落としを防止する態勢としました。

更に、支払い事案管理・経過管理の強化、支払い漏れチェック、請求勧奨・管理機能の強化等、業務プロセスの抜本的見直しに向けて次期保険金システムの開発をシステム開発課題の最優先事項として開発に着手し、2008年度下期に第一次開発、2009年度下期に第二次開発を完了する予定です。

併せて、各種返戻金の支払管理や入金管理、異動サービス等の強化を狙いとした契約保全業務全般にわたる次期保全システムの開発計画を進め、2008年度下期に開発を完了する予定です。

（２）保険金等支払管理業務に対する事後点検、牽制機能の強化

①保険金等支払管理部門以外による事後点検態勢の整備

2007年7月の組織改編において、「保険金支払管理部」を新たに設置し、個人保険・団体保険ともに事後点検・検証を行うこととし、より牽制機能が働く体制としました。

なお、保険金支払管理部による事後点検・検証結果については、毎月の保険金等支払管理委員会、及び四半期毎に経営会議に報告し、内容の検証とともに、発生原因分析や再発防止策の検討を行う態勢としています。

保険金・給付金のご請求・お支払い時の取り組み

② 保険金等支払管理部門に対する内部監査の強化

実効性ある監査態勢の整備・強化に向け、2007年1月に業務監査規程を改定し、3ヶ月毎の改善状況のフォロー検証、担当役員経由の改善報告書提出、四半期単位の取締役会報告等を実行するとともに、要員を増強しました。

保険金等支払部門に対する内部監査については、不適切不払問題の発生を受け、2006年7月に内部監査を実施するとともに、保険金等支払業務に関する監査実施要領及び手順書を整備しました。

監査役監査においても、保険金等支払管理態勢に関する監査実施要領を定め、内部監査部門と連携して、実査を行っております。

なお、保険金等支払部門に対しては、当面の間、毎年一回の内部監査を予定しており、2007年度については2008年3月に、支払い漏れ、請求勧奨漏れの防止に視点を当てた内部監査を実施しました。

(3) 保険金等支払に関する規程の整備・見直し

2005年9月に、保険金等支払に係る職務権限規程を見直し、担当役員・社長決裁事項を増やすとともに、コンプライアンス部門との協議事項を明確化し、2006年7月には、基本方針や重要規程等について、取締役会及び経営会議の協議・報告事項として明確化しました。

また、2005年10月には、不適切な不払い事案の調査結果を踏まえ、不払査定基準書を整備、2006年10月には、遅延利息支払規程について、拡大解釈・運用の余地が発生しないよう、付加しない場合をより限定的且つお客様有利となるよう今日的視点で見直し・改定を実施し、2007年1月には、保険金等に係る苦情・紛争処理規程を制定するなど、順次整備・見直しを実施しています。

更に、2007年4月より開始したチェックシート活用による請求勧奨の実務運用を明確化するため、2007年12月に、請求勧奨事案のチェック方法・経過管理方法等をマニュアル化した「請求勧奨事案管理要領」を策定しており、請求勧奨漏れ防止に向けた業務運営の確立に取り組んでいます。

(4) 経営陣による検証・関与の強化

① 経営会議等への報告態勢の強化と「保険金等支払管理委員会」の設置

2005年9月より、保険金等の支払い・不払い状況について、経営会議へ四半期毎に報告するとともに、詐欺無効等の重大事由不払い事案の決裁権限を担当役員に引上げ、経営会議報告事項（特に重要な事項は取

締役員報告）とし、経営陣が関与する態勢としています。

更に、2006年7月に、経営会議の諮問機関として、関連役員・部長及び社外弁護士で構成する「保険金等支払管理委員会」を設置し、重大事由不払い事案、苦情・紛争による再査定事案の審議、及び支払い・不払いの件数・金額のみならず全不払い事案の判断内容、保険金・給付金の支払いに関する全苦情の内容、各種返戻金の返戻状況等の月例報告・検証、並びに2007年7月に新設した保険金支払管理部による不払い判断の適切性、事務ミス等による支払い漏れ・請求勧奨漏れの有無の事後点検結果の報告及び発生原因分析・再発防止策の検討を行い、前記の通り、その内容を四半期毎に経営会議に報告し、経営陣による支払い・不払い状況等の認識共有化を図っています。

② 「適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る基本方針」の策定

不適切不払い・支払い漏れ問題を受けて、2006年度より、中期経営計画及び年度経営方針の中で、保険金等支払管理態勢の強化を重要経営課題として位置づけて明記し、社内に周知徹底しています。

さらに、2006年12月の取締役会において、役職員に対し、保険金等支払管理業務の重要性を改めて認識させ、取り組みの方針を明確化することを目的に、基本的姿勢と具体取り組みの方向性を整理した「適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る基本方針」を策定しています。また、基本方針の中で、請求勧奨についても、「保険金等の請求が漏れなく行われるような環境整備・対応に努める」ことを明記しています。

(5) 保険金等支払に係る苦情・紛争解決態勢の整備

2007年1月に、保険金等支払管理部門以外の苦情対応窓口の設置、社外弁護士による紛争解決体制の構築、及び苦情・紛争処理規程の制定を行い、苦情・紛争解決態勢を整備しました。

苦情対応窓口及び社外弁護士が、再調査・再査定が必要と判断した事案については、全件保険金等支払管理委員会で審議の上、経営会議協議・社長決裁事項としています。

(6) お客様への説明態勢の整備・強化

① 保険金等請求書類の見直し・改定

2006年8月に、お客様がご請求時に必要となる『保険金・給付金請求書（兼同意書）』を改定し、「ご請求種類」欄を区分してご請求内容を記入しやすくしました。これによりお客様のご請求内容を担当者が確認しやすくなりました。

また、『入院・手術証明書（診断書）』の「手術の種類」欄に見落とししやすい手術の種類を細分化して記載し、医師が記入しやすくしました。これにより担当者が手術内容を見落としにくくなりました。

②保険金・給付金請求手続きのご案内の強化

平成18年8月に、保険金・給付金のご請求手続き及び保険金・給付金をお支払いできる場合とお支払いできない場合を見やすく、分かりやすく解説した内容、並びにお客様からよくあるご質問をQ&A方式で当社ホームページに掲載しました。

また、平成18年11月に同内容のパンフレット（ご請求サポート資料）を作成し、当社営業部・支社、業務委託先であるあいおい損保社の営業店・代理店に配付して、お客様が保険金等をご請求される際にお渡しするようにしています。

更に、平成19年5月に、お客様が保険金等のご請求手続きをしていただく際に、お客様ご自身が、ご請

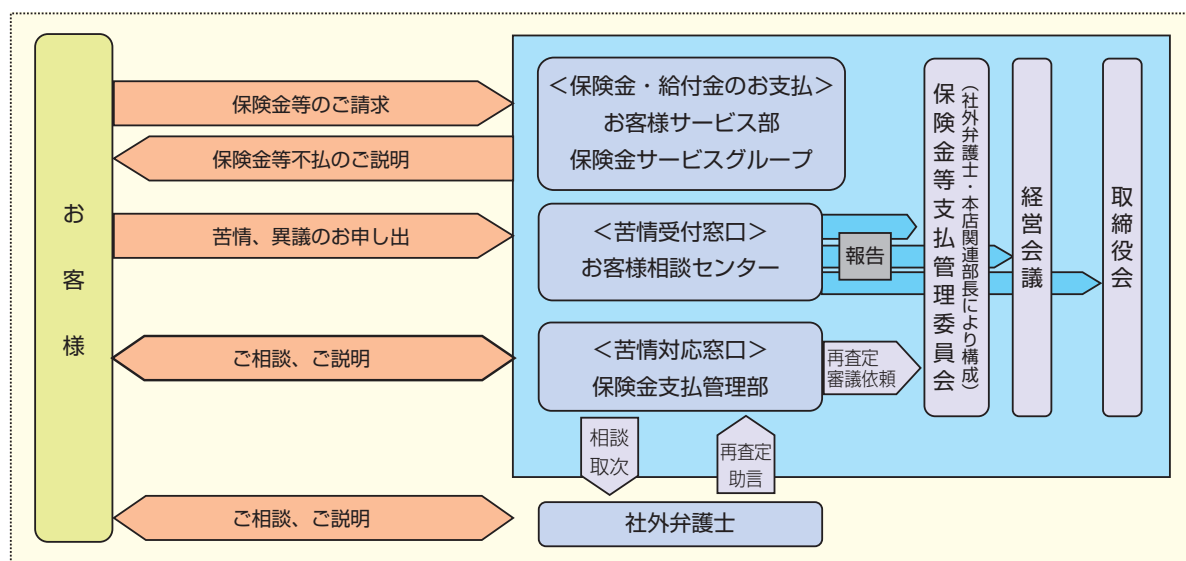
求される保険金等の種類、他のご契約の有無等を確認していただくご請求チェックシートを作成し、保険金等請求書類に同封してお渡ししています。

また、平成19年7月に、今般調査による原因分析を踏まえて、上記パンフレットの内容を、お支払事由ごとの解説を加える等、更に分かりやすく見直した改定版を作成し、9月に毎年1回お客様全員に郵送している「ご契約内容のお知らせ」に同封し、併せて当社ホームページに掲載するとともに、平成20年4月にインターネットでの情宣を開始しました。

(7) 保険金等のお支払い状況に係る情報開示

2007年12月より、保険金等の支払い状況（保険金・給付金をお支払いした件数、お支払いできなかった件数・事由等）、及び苦情状況（件数、改善事例等）を四半期ごとにホームページに掲載して開示し、保険金等の支払い業務における透明性を高め、お客様への理解促進を図っています。

【苦情・紛争解決態勢の仕組み】



保険金・給付金のお支払い状況

1. お支払い件数

お支払い内容	個人保険		団体保険	
	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度
保険金(死亡・高度障害等)	433	528	25,843	23,290
給付金(入院・手術等)	10,894	11,728	146	164
合計	11,327	12,256	25,989	23,454

※件数は給付種類単位による集計件数

2. お支払いできなかった件数及び内訳

お支払い非該当判断事由	個人保険		団体保険	
	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度
1. 詐欺無効	0	0	0	0
2. 不法取得目的無効	0	0	0	0
3. 告知義務違反解除	45	33	2	2
4. 重大事由解除	0	1	0	0
5. 免責事由該当	18	16	3	0
6. 支払事由非該当	49	70	1	6
7. その他	1	3	0	0
合計	113	123	6	8

※件数はご契約単位による集計件数

すべてのお客様から一番信頼されるために

常に幅広く「お客様の声」を収集し、さらなるお客様満足度と利便性の向上に取り組み、「お客様から一番信頼される最優の会社」を目指しています。

「お客様の声」対応基本方針

当社は、取締役会にて以下の基本方針を定め、「お客様の声」への取り組みを行っています。

1. 公平性・透明性・迅速性に配慮し、常にお客様の立場に立ち、誠意をもって問題解決に取り組みます。
2. お客様の声のうち、苦情は、より重要なものと位置付け、お客様の不満足を解消するまで改善に努めます。
3. お客様の声は、当社所定の方式に従い全件記録・保存するとともに、一元的に集約・管理します。
4. お客様の声の受付・対応状況を定期的に検証するとともに、内容・発生原因の分析に基づき必要な改善策・再発防止策を講じ、経営改善・業務改善に反映させることにより、経営品質・業務品質の継続的な向上に繋げていきます。
5. お客様の声に関する集約結果、対応状況及び改善反映状況については、適時・適切に公表します。

「お客様の声」とは

当社では、「お客様の声」の定義を以下のように定めています。

1. 「お客様の声」とは、当社及び業務委託先であるあいおい損保の「お客様対応窓口」で受け付けたお客様からの苦情・要望・提言等をいい、感謝・御礼は含みません。なお、電話、文書、来社、FAX、インターネット等の手段・ルートは問いません。また、代理店・扱者が受け付けたものも含めます。
2. お客様の声のうち、「苦情」とは、不満足の説明があったものすべてをいいます。
3. 「お客様」とは、契約者、被保険者、受取人、一般消費者及び、契約者等の代弁者である代理店・扱者を含めます。

お客様対応窓口とは

お客様対応窓口とは、当社の本社各部署、営業部・支社、及びあいおい損保の本社各部署、業務部、営業部支店、課支社、営業所、損害サービス部、サービスセンター、サービスオフィス、カスタマーサービスセンター等の拠点をいいます。また、以下の専用窓口を設置し、「お客様の声」を受け付けています。

<お電話での受付>



お客様サービスセンター
フリーダイヤル：0120-568-390
受付時間：平日 午前9時～午後6時

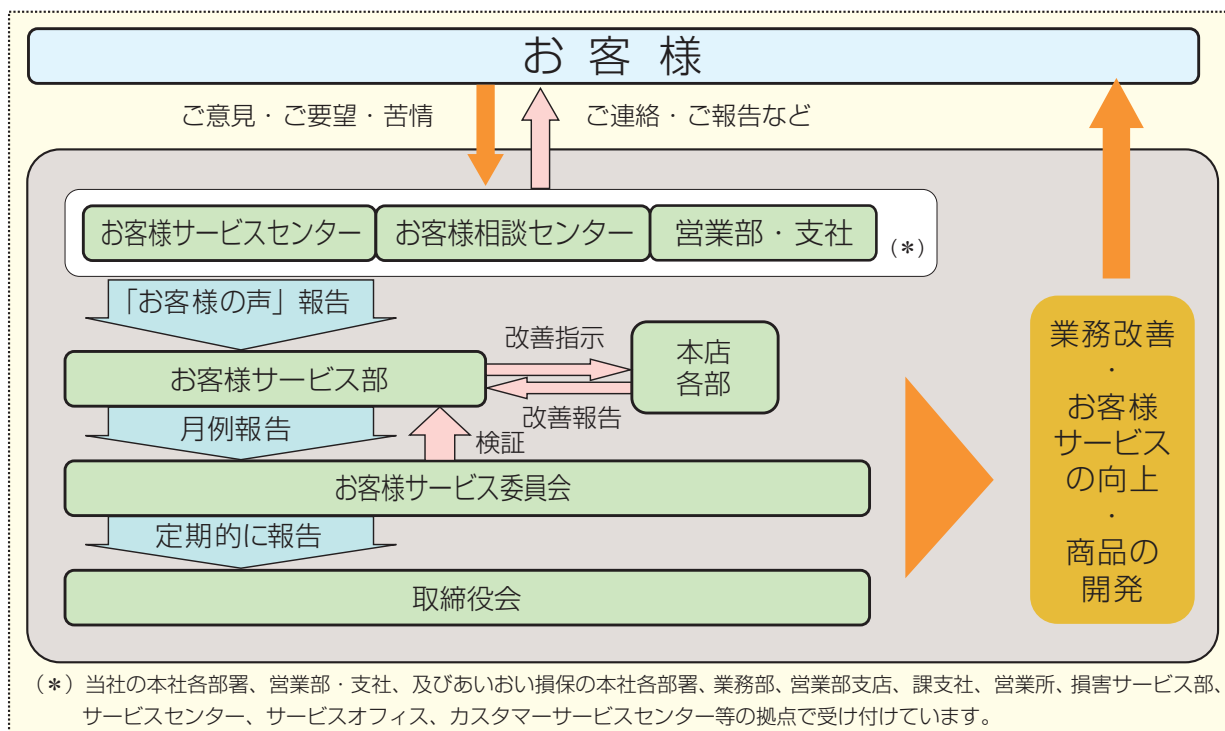
<ネットでの受付>



当社ホームページ「お問合せ」サイト
「▶各種お問合せ」または「▶よくあるご質問」
⇒「▶インターネットでのお問合せ」

「お客様の声」の受け付けから改善までの流れ

当社では、「お客様の声」を集約のうえ、お客様満足度の向上に向けた業務改善に取り組んでいます。



「お客様の声」を把握する取り組みの実施結果

「お客様の声」を把握し、貴重なご意見・ご要望・苦情等を、保険商品・サービスのご提供や業務改善などに活かしていくために、2007年度においては以下の取り組みを行ないました。

1. 専用窓口「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」での受け付け

お客様から直接電話にて受け付ける専用窓口として、お客様サービス部内に設置した「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」にて、お客様からの声をいただきました。

お申し出ルート	聴取人数
専用窓口を利用された契約者等	529人

2. 営業店等に寄せられたご意見・ご要望の収集

2006年6月より「お客様の声システム」を構築し、代理店および営業店に寄せられたご意見・ご要望については、受付営業店にてシステムに入力し、お客様サービス部にて集約の上、一元管理を行っています。

お申し出ルート	聴取人数
代理店・営業店へご意見等の申し出のあった契約者等	411人

3. インターネットホームページでの受け付け

当社インターネットホームページの電子媒体で書き込める「お問い合わせ」サイトにて、お客様からの声を受け付けています。

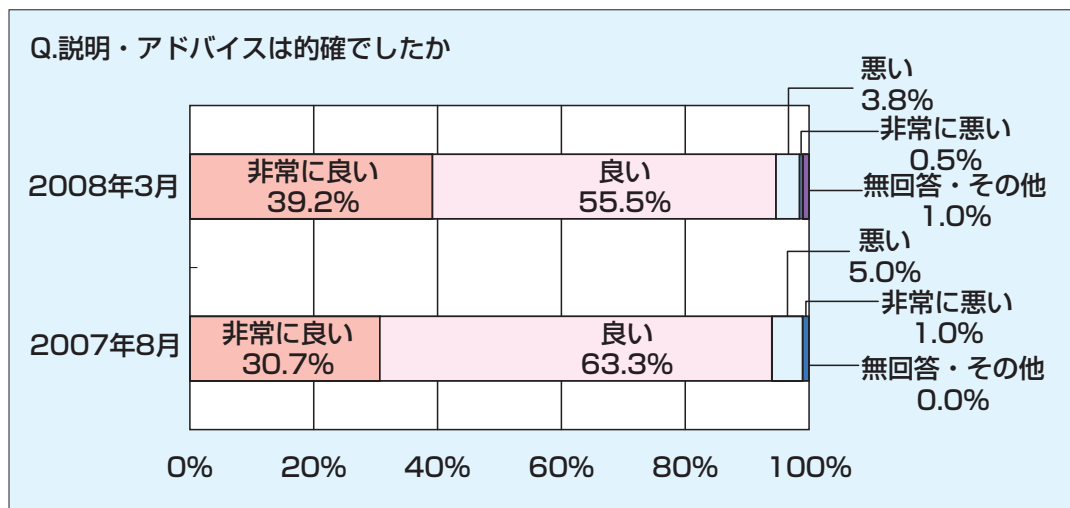
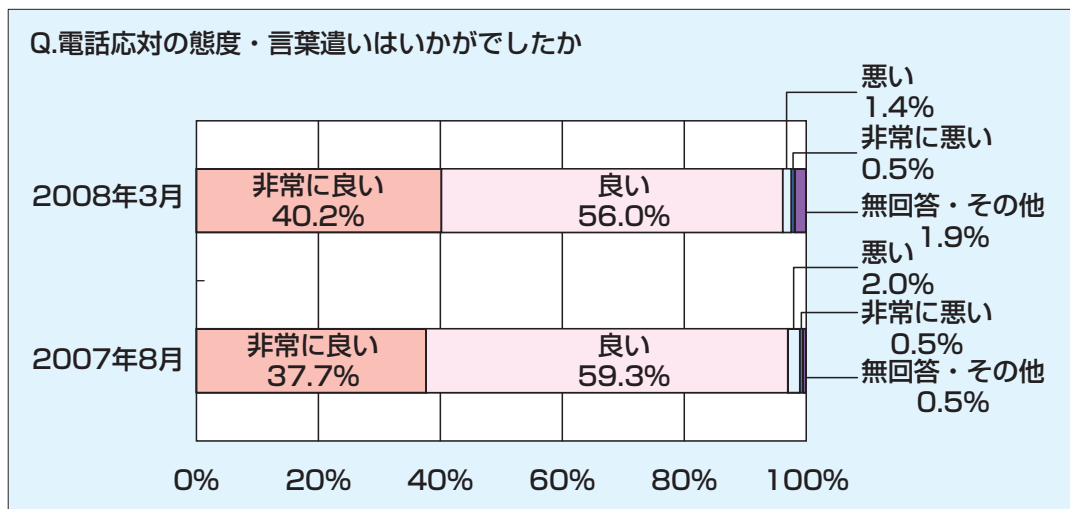
すべてのお客様から一番信頼されるために

4. お客様サービスセンター利用者満足度アンケートの実施

アンケート用紙にてご意見・ご要望をお寄せいただくようご協力をお願いしました。

アンケート対象者	聴取人数
お客様サービスセンター利用者 (2007年8月、2008年3月実施)	403人

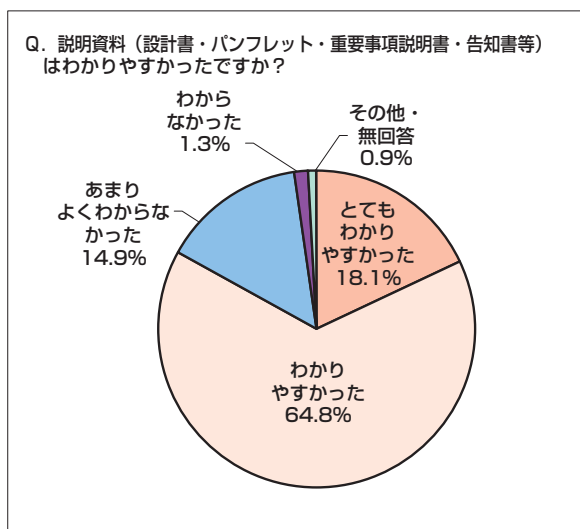
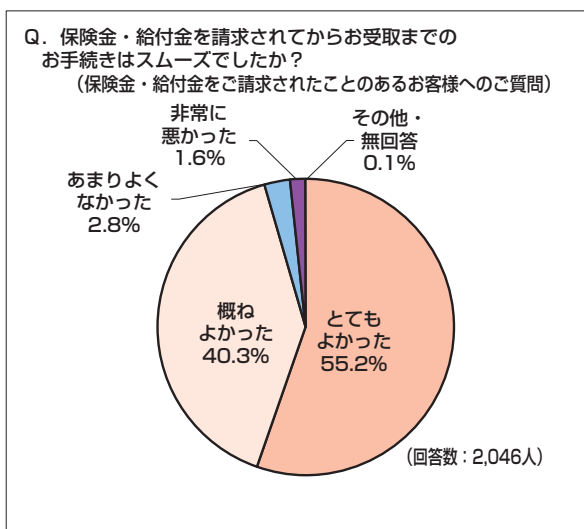
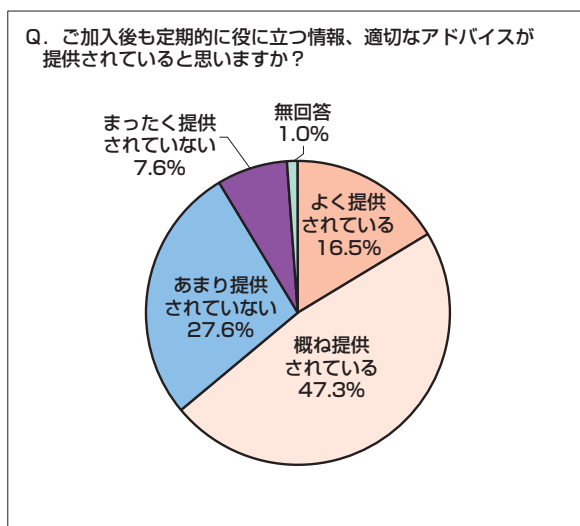
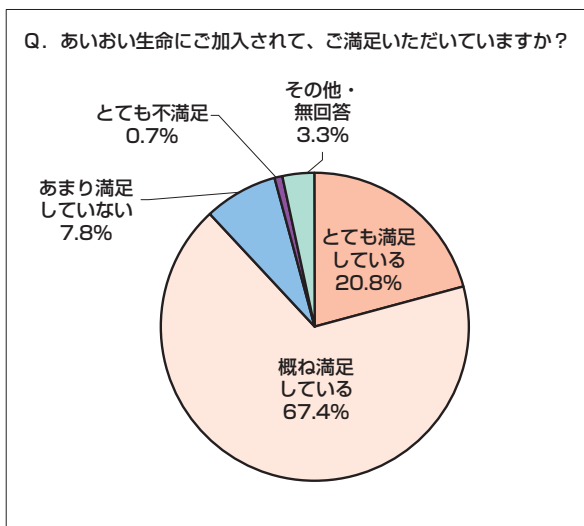
<アンケート集計結果 (抜粋)>



5. お客様アンケートの実施

2007年9月にご契約者の皆様へお届けした「2007ご契約内容のお知らせ」にお客様アンケートを同封し、お客様の当社に対する満足度やご意見・評価をお伺いしました。(回答数：9,077件)

<アンケート集計結果 (抜粋)>



フリー欄にご記入いただいたご意見

ご満足の声の一例

- 自分の希望の保障内容とマッチしています。説明等も十分でとても満足です。
- ご契約内容のお知らせにご案内の冊子が同封されていて情報提供がきちんとされていていいと思った。

ご不満の声の一例

- 自分で調べる方法があまりない。ホームページなどでの情報提供を充実してほしい。
- 事務的に処理をするのではなく、いろいろ相談にのったり、アドバイスをしてほしい。

すべてのお客様から一番信頼されるために

お客様からの各種お申し出の状況（件数・割合）

昨年度のお客様の声（苦情・要望・提言等）の他、ご照会やご相談も含めたお客様の主なお申し出の件数・割合は以下のとおりです。

（2007年4月～2008年3月）

主なご相談（照会・苦情）の内容	件数	構成比
お客様の声（苦情・要望・提言等）	940	1.5%
保険商品の内容・資料請求	2,216	3.6%
保険料の払込状況・口座の確認	3,681	5.9%
解約・貸付・住所変更・名義変更・配当金	48,374	77.8%
保険金・給付金の内容・手続方法	3,473	5.6%
その他	3,503	5.6%
合計	62,187	100.0%

当社に寄せられた苦情件数、主な苦情の事例（2007年4月～2008年3月）

苦情件数	苦情の内訳（割合）		苦情の主な事例
940件	新契約関係	34.5%	・契約内容の説明が不十分なことに関するご不満 ・契約条件や診査に関するご不満
	収納関係	13.6%	・口座振替や集金に関するご不満 ・自動振替貸付に関するご不満
	保全関係	36.8%	・解約手続きに関するご不満 ・契約内容の変更に関するご不満
	保険金関係	4.5%	・給付金請求手続きに関するご不満 ・給付金をお支払いできないことに関するご不満
	その他	10.6%	・社員・代理店の態度・マナーに関するご不満 ・契約後のアフターフォローに関するご不満

※上記の件数には、要望・提言等を含みます。

苦情等の対応状況（改善事例）

＜改善に向けた取り組み：1＞ 保全関係 『解約申し出後の連絡が遅い』

（お客様の声） お客様サービスセンターに電話で解約を申し出た際、代理店から連絡がくるとのことだったが、連絡が未だにないがどうなっているのか。

（対応状況） お客様にはご連絡が遅れていることをお詫びし、解約の手続きに必要な書類をお客様宛にご郵送しました。

これまで、お客様サービスセンターが解約の申し出をお受けした場合、当社代理店を通じて解約の手続きをしてまいりましたが、お客様サービスセンターから解約の手続きに必要な書類をお客様へ直送するよう変更しました。

<改善に向けた取り組み：2> 保険金関係 『検査入院は給付金の支払対象外だと思った』

(お客様の声) 検査入院して、代理店に相談したら、入院給付金の支払い対象であるとのことだが、本当なのか。

(対応状況) 身体の異常により受診し、治療に先立つ検査が必要との医師の指示に基づく検査入院であったため、入院給付金のお支払い対象となることをご説明しました。

お客様に保険金・給付金等がどのような場合に支払い対象となるかを確認いただくために、保険金・給付金が支払われる場合と支払われない場合の主な事例及びご請求手続きを解説した小冊子を作成し、年1回お客様にご案内している「ご契約内容のお知らせ」に同封しました。また、ホームページにも同冊子の情報を掲載しました。

「お客様」の声を踏まえて行った業務改善

お客様の声を基に、以下の業務改善を行いました。

1. お客様向け各種ご案内の充実・改善

(1) 「ご契約内容のお知らせ」の表記内容の改善

(2007年9月)

従来「ご契約内容のお知らせ」では未表示であった「保険料の払込期間」の追加表示を行い、より分かりやすい内容に改善しました。

(2) 「ご契約内容のお知らせ」にセットの「変更連絡カード」の改善

(2007年9月)

「変更連絡カード」の書式を改訂し、お客様の契約内容の変更をより手軽にお申し出いただけるように改善しました。あわせて「指定代理請求人特約」の中途付加も「変更連絡カード」でお申し出いただけるようにしました。

(3) 保険料お立替（自動振替貸付）案内の改善

(2008年2月)

保険料のお立替（自動振替貸付）があるお客様へのご案内に、お立替となった保険料の年月を追加表示し、お立替えがあることを分かりやすく通知するようにしました。

2. わかりやすさ向上に向けた帳票の改定

(1) 「保険証券同封依頼ちらし」の作成 (2007年7月)

お手続き書類をご返送いただいた際、必要書類である保険証券の添付漏れにより手続きが1回で完了しないことが少なくないことから、お客様サービスセンターからお手続き書類を郵送する際に「保険証券同封依頼ちらし」を同封し、お手続きがスムーズに行なえるようにしました。

(2) 「積立利率変動型一時払終身保険」の募集帳票の改善

(2007年10月)

積立利率変動型一時払終身保険には、契約者貸付制度がないことがわかりにくいことから、契約概要・注意喚起情報に契約者貸付制度がないことを追加表示す

るようにしました。

(3) 「積立利率変動型終身保険」のパンフレットの改善

(2007年10月)

積立利率変動型終身保険の契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となり、誕生日直前にお申し込みいただくと、加齢により保険料が高くなる場合があることから、パンフレットに契約日・契約年齢に関する説明を追加表示するようにしました。

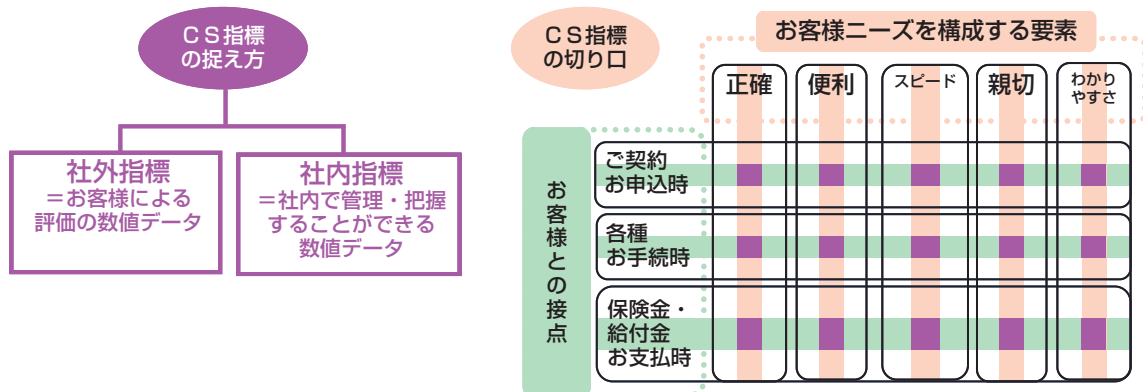
すべてのお客様から一番信頼されるために

CS指標の設定とCS評価測定の実施

当社では、CS（お客様満足度）を「見える化（＝指標化）」し、定点観測を行うことで、常に一段階上のお客様満足度を目指す仕組みを構築いたします。

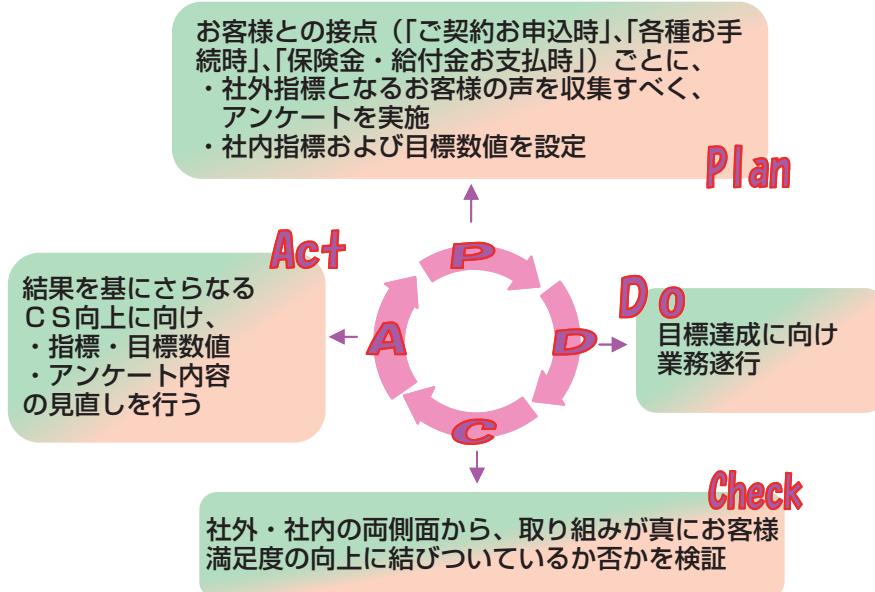
CSの見える化

CS（お客様満足度）を多面的に捉え、また、お客様との接点ごと、お客様ニーズの要素ごとに指標を設定することで、より詳細な分析を行います。



すべてのお客様から一番信頼されるために、CS向上に向けた取り組みを継続する仕組み

CS向上に向けた取り組みの推進度合いを、社内指標と社外指標の両面から確認・検証し、さらなるCS向上につなげていきます。



経営・事業展開に関する情報

企業理念・めざす企業像	34
中期経営計画「IOI LIFE NEXT10－変革への挑戦－」	35
倫理憲章・行動規範・勧誘方針	36
コーポレート・ガバナンスの基本方針	37
コンプライアンス（法令等遵守）の体制	39
リスク管理の体制	40
監査体制	42
個人情報（データ）保護について	43
生命保険契約者保護機構について	47
会社の沿革	49
経営の組織	50
店舗網一覧（営業拠点）	51
社会貢献活動	52
環境保全の取り組み	53
事業の概況	54

企業理念

「お客様第一」を常に行動の原点とし、最高の安心と満足の提供により、
お客様から選ばれ続ける企業をめざす。

保険事業の社会・公共的使命を果たし
広く社会から信頼される企業をめざす。

健全かつ透明性の高い経営に務め、代理店とのパートナーシップの発揮により、
力強く発展し続ける企業をめざす。

個人の創造性とチャレンジ精神を最大限に発揮できる風土のもと、
従業員の知力を結集した活気あふれる企業をめざす。

めざす企業像

1. あいおい保険グループの生命保険会社として、お客様第一の身近でお役に立つ保険会社をめざします。
2. 安心と健康、豊かな生活作りをサポートする、お客様・代理店の皆様から信頼され、選ばれ続ける成長力溢れる会社をめざします。
3. 高い効率性による安定した収益と成長力をベースにお客様・代理店の皆様をはじめ、社会から評価いただける会社をめざします。

中期経営計画「IOI LIFE NEXT10 -変革への挑戦-」

当社では、2006年度より2008年度までの3ヵ年における中期経営計画「IOI LIFE NEXT10 -変革への挑戦-」を策定し、全役職員が全力でその達成に取り組んでいます。

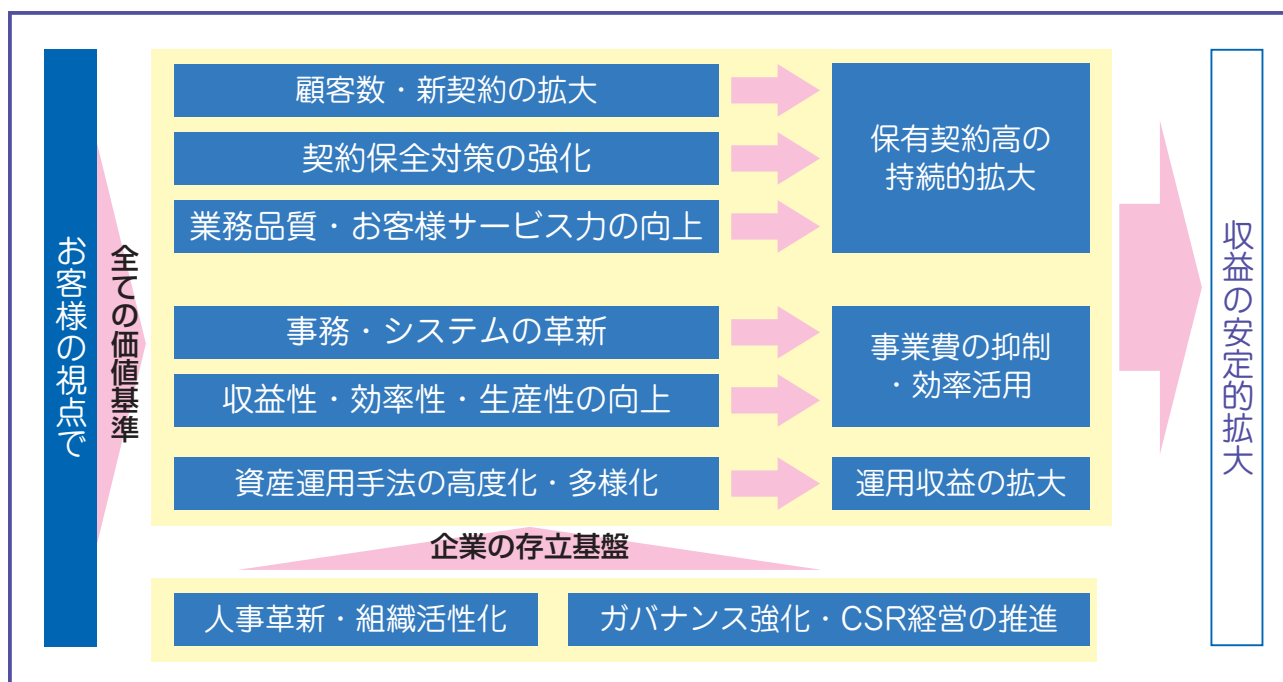
長期ビジョン（2010年代初頭に目指す姿）

□ 保有契約高10兆円 □ 経常利益 100億円

中期基本方針

お客様の視点で、全ての枠組み・仕組みを革新・再構築する

- 1 お客様との価値観の共有化に基づき、顧客数の拡大を基軸にして、健全且つ持続的な成長を実現する。
- 2 成長を支え、お客様満足度・利便性の向上に資する業務基盤・サービス力を確立する。
- 3 お客様に先進的・合理的な商品・サービスを安定的に提供し続けるために、収益性・効率性・生産性の向上を図る。
- 4 活気に溢れ、お客様の視点で学習・改善し続ける人材と企業風土づくりを進める。
- 5 お客様からの信頼性向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化とCSR経営を推進する。



倫理憲章

- 1. 社会・公共的使命の遂行**
保険業としての社会・公共的使命を果たすべく、自己責任原則に則って、健全かつ適切な経営を行います。
- 2. 法令等の遵守**
法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な経営を行います。
- 3. 人権の尊重**
人権を尊重し、不当な差別のない公平・平等な企業風土を醸成します。
- 4. 社会との調和**
社会的に有用なサービスの提供、社会貢献活動、地球環境問題等に取り組むことにより、社会との調和を図ります。
- 5. 反社会的勢力との対決**
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- 6. 企業情報の開示**
適時適切な企業情報の開示を積極的に行うことにより、経営の透明性を高めます。

行動規範

- 1. 社会的責任と公共的使命を常に認識した企業活動により、社会からの信頼を確立する。**
①法令・社会的規範・社内規程の遵守 ②企業情報の開示 ③反社会的勢力との対決 ④業務の効率化とリスク管理
- 2. 「お客様第一主義」に徹し、お客様の安心と満足を徹底的に追求する。**
①優れた商品・サービスの提供 ②正確・有益な情報の提供 ③お客様の声への真摯な対応
- 3. 役職員一人ひとりが常に人格・識見・能力の向上に努めるとともに、自由闊達な企業風土の醸成と発展し続ける企業の確立を目指す。**
①人格・個性の尊重 ②厳正・適切な情報の管理 ③社会への貢献

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な保険商品の販売活動に努めてまいります。

- 保険商品等の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心がけます。
- お客様の保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品等のご案内に努めてまいります。
- 市場リスクをともなう投資性商品（外貨建個人年金保険等）につきましては、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品やリスクの内容等の適切な説明に努めます。
- ご説明に際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等により、内容を正しくご理解いただけるようわかりやすい説明を心がけます。
- 保険事故が発生した場合の保険金等のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
- お客様のご契約にかかわる情報につきましては、当社「個人情報保護の取扱いに関する方針」に則り、適正に取扱うとともに、個人情報の保護に努めます。
- お客様からのご照会等につきましては真摯に承り、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見等につきましては今後の販売方法等の改善に活かしてまいります。

当社は、内部統制のシステム構築をコーポレート・ガバナンスの充実に向けた重要な柱と位置づけ、以下のとおり、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業理念のもと、倫理憲章・行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る重要な規程を整備し、取締役をはじめ役員がこれらを共有し、法令・社会倫理及び社内規程の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (2) また、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに関わる基本方針・重要な規程の策定、推進状況の点検・管理機能等を担うコンプライアンス委員会、その下部組織として推進施策の審議・策定・進捗点検機能を担うコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスを経営の最重要課題として認識して、定期的なその状況を取締役会及び監査役に報告する。
- (3) 取締役会については、取締役会規則を定めその適切な運営を確保するとともに、原則、毎月1回定例でこれを開催する他必要に応じて臨時に開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに、各取締役は3ヶ月に1回以上業務執行報告を行うものとし、相互に監督する。
- (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、ただちに監査役及び取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会及び取締役社長の諮問機関である経営会議の議事録・議案・資料をはじめ、取締役の職務執行に係る情報及び重要な決裁に係る情報については、文書の保管・保存・廃棄に関する取扱いを定めた文書管理規程および文書保存年限規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理し、必要に応じて常時閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 併せて、電子媒体を活用したデータベース化を促進し、検索・閲覧の効率性向上に取り組む。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクを認識し、リスクカテゴリー毎に管理部門を明確にして、リスクの把握と適切なコントロールにより経営の安定確保に努める。
- (2) 取締役会の諮問機関として、リスク管理方針の

策定、各リスクに係るリスク管理規程の整備を行うリスク管理委員会を設置するとともに、その下部組織として大災害等の具体危機事象発現時に機動的に対応するため危機管理委員会を設置して、リスク管理重視の経営を強化し、半期毎にその状況を取締役会及び監査役に報告する。

- (3) リスク管理委員会の事務局機能を担うとともに各リスクを統合して管理するため、リスク統括部署を設置し、統合リスク管理の強化、精度向上に努める。
- (4) また、経営会議の諮問機関として収支管理委員会を設置し、収支状況及び資産運用状況を月例で検証するとともに、新商品開発等の施策の導入時・導入後の収支面からの検証を行う体制を整備する。
- (5) 内部監査部署は監査役と連携し、リスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、業務執行と監督機能を分離するとともに、各部門担当役員制を敷いて、業務執行に係る各取締役の職責を明確にし、権限等については個別職務権限規程において詳細に定め、職務を適正且つ効率的に執行する体制を確保する。
- (2) 経営戦略に係る重要事項については、経営会議を原則、毎月2回定例開催し事前審議の上、取締役会に上呈することとし、効率的・効果的な取締役会運営を確保する体制を整備する。
- (3) 更に、取締役会及び経営会議の諮問機関として、必要に応じて委員会を設置して、実務レベルの深度ある検証・審議を実施する体制を整備する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 前記1.の(1)(2)に加え、毎年コンプライアンスの取組みにおける基本方針およびコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの推進を図る。
- (2) 社員にコンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス・マニュアルを整備し、各部にコンプライアンス担当者を設置して適宜教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスに係る資格取得を奨励する。
- (3) コンプライアンスに関する事項を一元的に管理

する部署を設置し、コンプライアンスに係る各種施策の企画・立案・推進・進捗管理、不祥事件の未然防止・再発防止に取り組む。

- (4) 他の業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部署を設置し、各部門の内部監査を実施するとともに、毎年監査方針及び監査計画を策定し取締役会で決定する。
- (5) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (6) 公益通報者保護制度に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報制度(あいおい生命親展ポスト)を整備、周知徹底を図り、内部通報者の保護を図りながら各種情報収集に努める。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、組織全体として毅然とした対応を行うための体制を整備する。
- (8) 監査役は当社のコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

6. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

適正な会計処理および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

7. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社策定の「関連会社管理規程」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社およびグループ各社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。
- (3) また、業務委託先である親会社のコンプライアンス部門・業務監査部門と十分な情報交換を行い、連携して業務の適正確保に努める。
- (4) 代表取締役は、親会社の監査役と定期的に意見交換会を開催する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会の同意のもと当社社員に対し、監査役補助者として監査業務の補助を行うよう任命できるものとする。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前記7. の監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は監査役会の定めるところに従い、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、定期的かつ必要に応じ随時、監査役に報告する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会のほか、重要な経営諸会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- (2) 代表取締役は監査役からの定期的な意見交換会の開催に応じるとともに、内部監査部署は監査役の監査に協力し、監査役の監査が効率的かつ実効的に行われるために必要な体制を確保する。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

法令等を遵守し、健全かつ適切な経営を行い、コンプライアンスの取り組みを強化しています。

基本方針

当社は生命保険会社の社会的・公共的使命を踏まえ、自己責任原則に基づき健全かつ適切な経営を行い社会的信頼に積極的に応えるため、法令等を遵守し誠実に公正な事業活動を展開してまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)推進体制

取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに係る基本方針、重要な規程の制定、実践計画(コンプライアンス・プログラム)の策定、推進状況の点検・管理機能等を担う「コンプライアンス委員会」、その下部組織として推進施策の審議・進捗点検機能を担う「コンプライアンス推進委員会」を設置しています。また、本店各部および営業部・支社には、それぞれコンプライアンス・リーダーを設置して教育・研修を実施しています。

さらに、2007年7月よりコンプライアンス・オフィサー(専任担当者)を全国主要地域に配置し、コンプライアンス推進態勢の強化を図っています。

このように、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付けて、取締役をはじめ役員・代理店のコンプライアンスの取り組みを推進しています。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する事

実についての社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報制度(あいおい生命親展ポスト)を整備、周知徹底を図り、内部通報者の保護を図りながら各種情報収集に努めています。

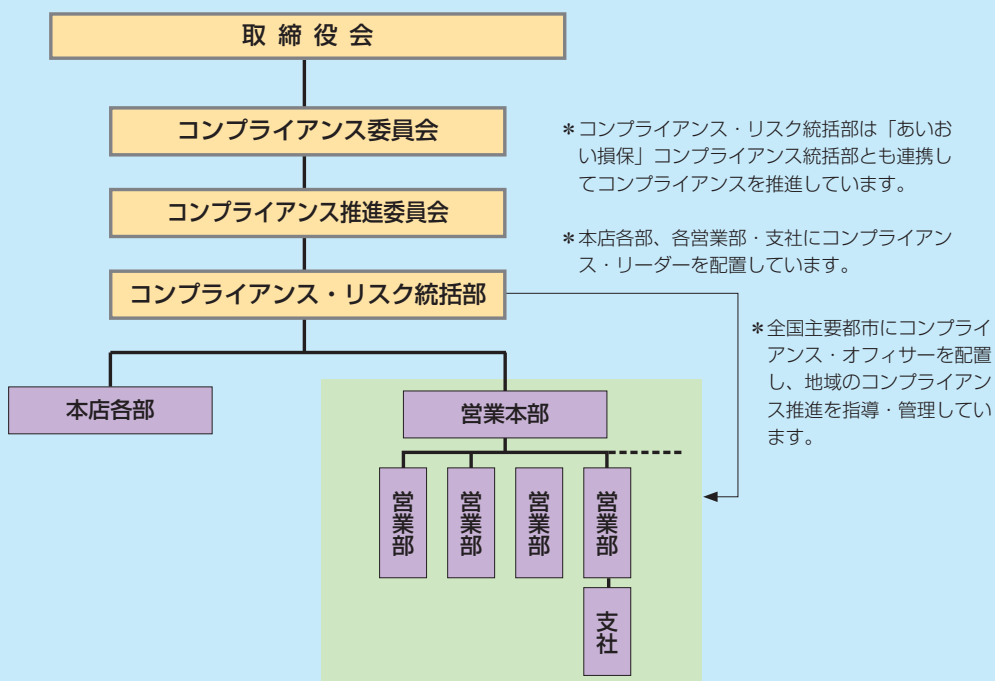
コンプライアンス方針

1. “コンプライアンスは会社の最重要課題のひとつ”であることを社内に徹底し、推進する。
2. “法令・規則・諸規程を知り・守る”ことの重要性を役員・代理店の全員が認識し、実行する。
3. “お客様への適切性、公平性、迅速性”を強く意識し、責任感をもって仕事に取り組む。

コンプライアンス・プログラムと教育・研修等

コンプライアンスは、具体的にはコンプライアンス・プログラムに沿って推進しており、役員員に対し入社時研修から始まる階層別研修や部門別研修など体系化した教育・研修等を実施するとともに、コンプライアンスに係る資格取得を奨励しています。また、代理店に対し全ての販売研修カリキュラムにコンプライアンス研修を組み込んで実施しています。

コンプライアンス推進体制



リスク管理の体制

多様なリスクを管理し、経営の安定かつ健全性確保に努めています。

基本方針

規制緩和・自由化が急速に進展する中で、保険事業を取り巻く経営環境は急激に変化しており、保険会社は多様な経営上のリスクを自己責任で管理することが強く求められています。

当社は、生命保険会社として長期間にわたりお客様への保障を確実にするため、リスクを適切にコントロールし、経営の安定性を確保し、お客様に対する業務品質の向上および収益性の向上に努めています。

リスク管理体制

1. 取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、その下部組織として危機管理委員会を設置しています。

また、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理するリスク統括部門を設置しています。

2. リスク管理委員会は、リスク管理に係わる基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理体制の充実を図るとともに、リスク管理重視の経営体質の強化についての責務を担っています。

また、危機管理委員会は、大災害等の危機発生時の対応機関としての責務を担っています。

3. リスク統括部門は会社が抱えているさまざまなリスクを実態に応じて計量化したうえで統合し、そのリスク量に対応する資本との関係を定期的に管理し、経営の健全性確保に努めています。

主要なリスクとその管理体制

1. 経営戦略リスク

経営戦略リスクとは、設定した経営戦略や目標が適切でない、又は有効でない場合に損失を被るリスクをいいます。当社においては、リスク情報の分析・検討結果を活用して経営戦略、経営計画、諸施策を策定するとともに、それらの達成度合いのプレをコントロールする管理を行っています。

2. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に比して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社においては、保険料の設定にあたって、充分性や公平性等を踏まえるとともに販売後、商品別の収支状況を定期的に把握・管理し、リスクの発現状況等によっては商品の改廃や引受基準・販売方針の見直しを行う等のリスク管理を行っています。

また、再保険等による危険分散を図り、過度のリスク集中を回避する手段も講じています。

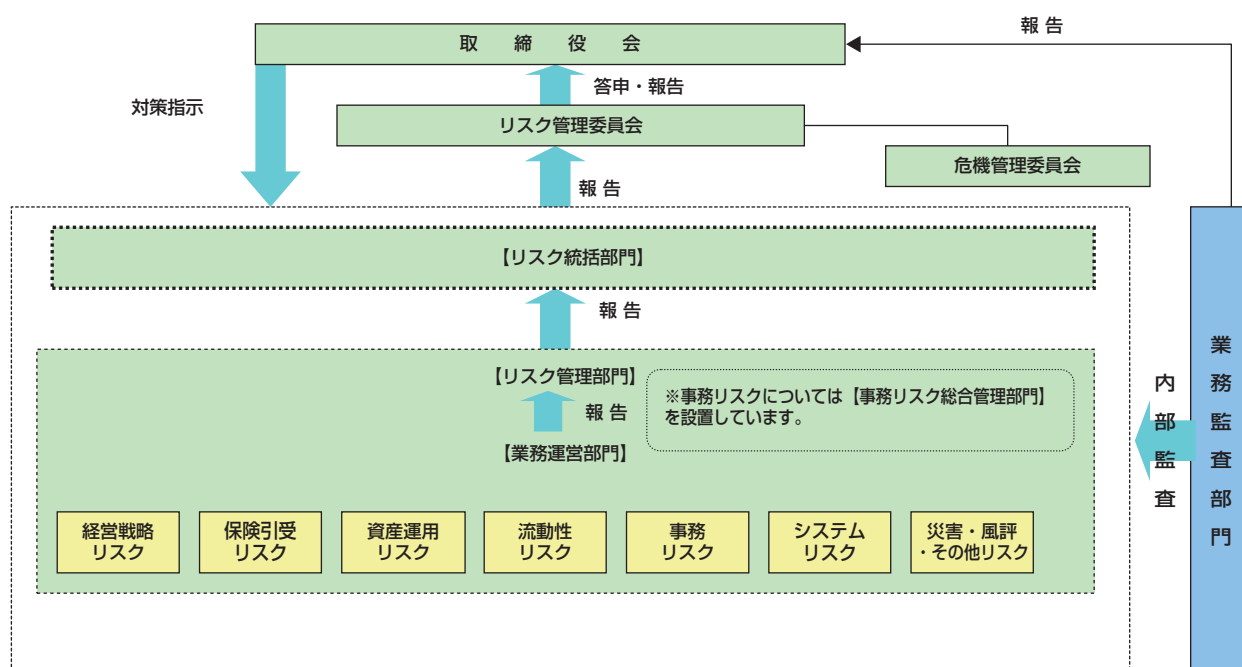
<再保険について>

(1) 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行います。これを「再保険」といいます。

(2) 出再方針

当社事業収支の長期安定化を図ることを主要出



再方針としています。特に、大規模な地震等の発生による巨額の保険金支払責任を負う危険に備え、保有するリスクの状況や会社資本・準備金の状況を考慮した上で、十分対応できる再保険を手配しています。

なお、再保険の手配にあたっては、主要格付機関による格付をもとに信用度の高い受再者の選定を行っています。

3. 資産運用リスク

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替相場等の変動により保有資産の価値が減少し損失を被るリスクをいいます。当社においては、市場環境の変化に対する感応度の把握、ポジション枠管理、ロスカットルール等の手法により管理を行い、ALM（資産・負債の総合的な管理）の手法を用いて負債の年限とのバランスを図りながら安定的な収益を確保するポートフォリオの構築に努めています。

また、ストレステストとして、国内長期金利の急低下（1%割れ）、通貨危機時の金利急上昇等のシナリオを想定し、その影響度を測定するとともに、最も影響の大きい事象にも耐えうる資本が十分に確保されていることを把握しています。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。当社においては、格付機関による格付けをベースとした与信限度額の設定等の手法により管理を行っています。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害での資金流出、解約返戻金支出額の増加等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスクをいいます。当社においては、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法、マニュアル等を整備しており、その確保状況について定期的に確認しています。

5. 事務リスク

事務リスクとは、当社役職員、事務委託先の役職員、代理店が適切な事務の遂行を怠ったり事故・不正を起こすことや、新しい事務の開発に際し十分な検証が行われず導入時に混乱が発生すること等によりお客様に対する業務品質が低下する、又は会社が損失を被るリスクをいいます。当社においては、お客様に均一で質の高いサービスをご提供できるよう、各種事務処理マニュアル・個人情報取扱手順書

等を整備するとともに、社員研修、代理店研修を実施しております。

また、本社各部門の事務指標のチェック、内部監査等を通じて、事務リスク管理体制の有効性・実効性の検証を行いリスク発現防止に努めています。

6. システムリスク

システムリスクとは、主にコンピュータシステムの異常停止・誤作動・誤操作・不正使用あるいは、システム開発業務のミスや遅延等によりお客様に影響を与える、又は会社が損失を被るリスクをいいます。当社においては、情報管理の基本方針（セキュリティポリシー）を定め、リリース前に十全なテストの実施を行うとともにシステム運用を安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

また、お客様の大切な情報を取り扱うことから、個人情報の漏洩防止を重要なリスク管理項目として位置付け、お客様のデータの取扱やネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を施しています。

7. 災害・風評・その他リスク

上記の他に、異常災害リスク、風評リスク等の様々なリスクを認識し、これらのリスク管理に努めています。

火災、大地震被災等の不測の事故発生により会社の業務が停止した際には応急対応から本格復旧に向けた組織的対応の迅速性と実効性を確保するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

監査体制

コーポレート・ガバナンスの確立を目的として、法令等遵守、リスク管理、保険募集管理の各態勢を自ら検証するために監査を実施しています。

社内の監査体制

社内の監査としては、監査役が行う法令上の監査と、いずれの執行機関からも独立した業務監査部による業務監査があります。

業務監査の目的は、会社業務全般について適正かつ効果的に遂行されているかを検証し、業務改善に向けた提言を行うことにより、経営の健全なる運営と効率性の向上に資することにあります。

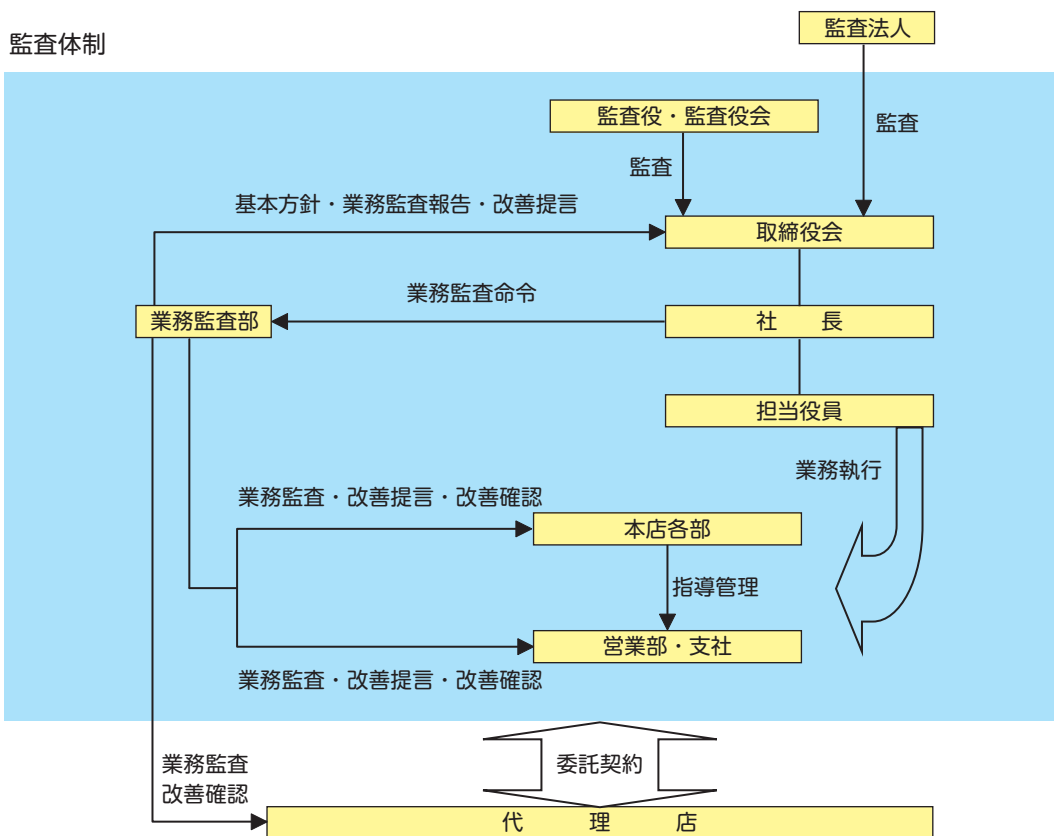
監査の実施にあたっては、個々の問題点の指摘・指導をベースとして発生した事象の背景や原因を追求し改善策につなげるための実効性を重視しており、監査結果については経営陣に定期的に報告するとともに、業務改善の状況についても確認し報告しています。

社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

また、法令に基づく監査法人による会計監査を受けています。

なお、監査法人、監査役、業務監査部は連携して監査内容の向上に努めています。



- ・ あいおい損保への委託業務については、あいおい損保自ら監査を実施しています。
- ・ 代理店監査の一部はあいおい損保へ委託して実施しています。

個人情報（データ）保護について

生命保険業界の対応

- 2003年「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が成立し、翌年4月「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されたことを受け、監督官庁である金融庁は2004年12月に「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、さらに2005年1月には「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等に関する実務指針」を定めました。
- 社団法人生命保険協会は個人情報保護法による個人情報保護団体の認定を受け、2005年2月開催の理事会で「生命保険業における個人情報保護のための取扱い指針（生保指針）」、「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等に関する実務指針（生保安全管理実務指針）」を決定し発表しました。

当社の対応

- 当社では、事業の性格上ご契約者、被保険者の保健医療情報ははじめとする機微（センシティブ）情報を含む各種の個人情報を大量かつ長期間に亘り保有・利用することがあるため、従来から個人情報については慎重に取り扱い、対応してまいりました。
- 2005年4月の個人情報保護法施行へ向けて、2004年3月から準備をすすめ、2005年3月末日までに法令・ガイドライン・生保協会指針等で生命保険会社に求められている事項については対応を完了しました。
- 個人情報関連規程の基本規程としての、「個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）」「個人情報保護規程」「同細則」「個人情報リスク管理規程」「外部委託管理規程」「個人情報保護法施行に伴う監査要領」をはじめ、基本規程に基づく運営要領・手順書類、部門別の個人情報取扱い手順書、個人情報取扱台帳に至るまで整備を完了し、並行して社員、代理店、事務委託をしているあいおい損保社員に対して研修を実施し、周知を図りました。
- また、個人情報取扱事業者には該当しない代理店に対しても、委託先に対する適切な管理・監督の必要性から「プライバシーポリシーの作成・公表・掲示」、「個人情報取扱規程の備付」、「代理店独自の利用目的の明示」等の個人情報保護法対応の指導を行っています。

- さらに、作成した「個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）」は当社ホームページに掲載するとともに、ポスターとして当社事業所店頭に掲示することに加え、事務委託先であるあいおい損保の各事業所店頭にも掲示しています。
- 当社は今後とも、関係法令等の遵守の徹底・定着に向けた意識付けの強化、実効性ある運営・点検・監査の実施、個人情報流失等に対する安全管理措置等のさらなる徹底、より高度な技術的安全管理措置の実施をすすめ“信頼されるあいおい生命”を目指し全社を挙げて取り組みを進めてまいります。

個人情報の取扱いに関する方針

- あいおい生命保険株式会社は、「お客様第一」を常に行動の原点とし、最高の安心と満足の提供によりお客様から選ばれる企業を目指すとともに、保険事業の社会・公共的使命を果たし、広く社会から信頼される企業を目指しています。
- お預かりした個人情報は、保険制度の健全な運営とともに、当社の商品・サービス・情報をご提供申し上げるためになくてはならないものとして、安全に管理し適正に利用することが当社の重要な社会的責務であると認識しております。
- 当社は個人情報保護の重要性に鑑み、ここに『個人情報の取扱いに関する方針』を定め、生命保険業に対する社会からの信頼をより向上させるべく、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令、ガイドライン、(社)生命保険協会の指針等を遵守いたします。
- また、役員、社員（派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。）、当社業務・事務を代理・代行しているあいおい損害保険株式会社、および、生命保険募集業務を委託している代理店を含め、全社を挙げて個人情報・個人データ（いずれも機微〔センシティブ〕）情報を含みます。以下同じ）を、適正に取扱うとともに、個人情報の保護に万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1. 個人情報の取得・収集について

- (1) 個人情報を業務上必要な範囲で、かつ、適法で公正な手段によって取得・収集します。
- (2) 特に、機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報は、主に保険の契約申込書、保険金・給付金請求書等により取得・収集します。また、アンケートやキャンペーン等の実施によりはがき・電話等でも、さらに、新聞記事等の公示情報も取得・収集させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的とその利用について

- (1) お預かりした個人情報は、利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な場合において利用します。
- (2) また、ご契約者、被保険者、保険金・給付金ご請求者からお預かりした個人情報は保険制度の健全な運営のために、以下の目的等のために利用します。その他の目的に利用することはありません。
 - ①適切な保険のお引受け
 - ②保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金・給付金のお支払い
 - ③保険契約の維持・管理

④当社保険商品・サービスに関する情報のご案内
とご提供

⑤市場調査及び金融商品・サービスの開発・研究

⑥当社グループ会社および提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内

なお、当社グループ会社はあいおい損害保険株式会社です。

- (3) さらに、当社社員の採用、代理店等の新設・維持管理に際しお預かりした個人情報についても、業務遂行上必要な範囲で利用します。
- (4) 利用目的を変更する場合はその内容を、原則として、書面等によりご本人に通知し、または、当社ホームページにより公表します。

3. 個人データの正確性の確保と安全な管理について

- (1) 取扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他の個人データの安全管理のために、安全管理に関する基本方針、個人情報保護に係る規定等の整備、および組織的、人的、技術的安全管理措置に係る整備等を行うとともに、十分なセキュリティ対策を講じ、正確性、最新性を確保するために適切な措置を講じます。
- (2) 個人データ管理責任者を任命し、個人情報の安全・適正な管理を実施します。
- (3) 個人データの持ち出し、または外部へ移送・送信する際には相当の注意を払います。
- (4) 役員、社員（派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。）、及び代理店を含めた委託先に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法等につき継続的に研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。
- (5) また、定期的に監査を実施し本方針を実践・遵守するとともに個人情報保護の継続的改善に取り組んでまいります。
- (6) 外部に個人データの取扱いを委託する場合には、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人データの第三者提供について

- (1) 個人データを第三者に提供する際は、原則として、事前にご本人の同意をいただきます。
- (2) ただし、次の場合にはご本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供する場合があります。
 - ①個人情報に関する法律でご本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することが認められている場合

- ②再保険の手配等、当社の業務遂行上必要な範囲で提供する場合
 - ③保険金・給付金お支払いの判断、又は保険契約の解除、無効、もしくは継続の判断の参考とすることを目的として、生命保険会社等との間で共同利用を行う場合
 - ④当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) また、個人データを第三者に提供する場合は、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ提供するとともに、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

5. グループ会社との共同利用

当社および当社グループ会社のあいおい損害保険株式会社の取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、両社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目：住所、氏名、性別、生年月日、電話番号・電子メールアドレス、その他申込書等に記載された契約内容
- ②管理責任者：当社

6. 情報交換制度等について

当社は、以下の制度に基づき(株)生命保険協会、生命保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては(株)生命保険協会のホームページをご覧ください。

- (1) 保険契約等に関する情報の共同利用制度
 - ①契約内容登録制度・契約内容照会制度
 - ②医療保障保険契約内容登録制度
 - ③支払査定時照会制度
- (2) 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度
 - ①募集人登録情報照会制度
 - ②合格情報照会制度
 - ③退社者情報登録制度
 - ④変額保険販売資格者登録制度

7. 個人データの開示・訂正・利用停止・消去について

- (1) ご契約者および被保険者等のご本人が自己の個人データについて、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有しておられることは十分に理解・認識しております。
- (2) 法に定めのある場合を除き、正当な要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。
- (3) ご請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで手続きを行います。
- (4) また、必要な調査を行った結果、ご本人に関するデータが不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。
- (5) なお、開示・訂正・利用停止・消去等の手続きの詳細は当社ホームページをご覧ください。または下記の当社お客様サービスセンターにご照会ください。

8. 個人情報保護に関する法令等の遵守

お預かりした個人情報の取扱いに関して、個人情報保護に関する法律、その他の関連法令・ガイドライン、(株)生命保険協会の指針等を遵守いたします。

9. 個人情報保護規程等の整備・実施・維持・改善

当社は、本方針を実行するため、個人情報保護に係る規定等を定め、これを役員・社員（派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。）、代理店、その他関係者に対し徹底した教育を行い、周知のうえ実施、維持し、継続的に改善いたします。

10. 個人情報の取扱い、保有個人データに関するご照会・ご相談

- (1) 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対しては適切・迅速に対応いたします。その窓口は下記の当社お客様サービスセンターです。
- (2) 当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関してご意見、ご質問、ご照会がございましたら、下記の当社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。なお、個人データのご照会に関しましてはご本人、または正当な権限を有する代理人からとらせていただくこととし、併せてご本人であることを確認させていただきます。



個人情報（データ）保護について

情報交換制度等について

(1) 保険契約等に関する共同利用制度

① 契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）、協会加盟の他の生命保険会社および全国共済農業共同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断または保険金もしくは給付金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

② 医療保障保険契約内容登録制度

当社は、各生命保険会社等とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受の判断の参考とすることを目的として、所定の情報を協会に登録しております。また、協会に登録された情報は、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

③ 支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社等、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともにお支払等の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同で利用しています。

(2) 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

① 募集人登録情報照会制度

当社は、生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行うもの（以下②③で「会社」といいます。）が適正な募集人の申請を行うこと、ならびに各生命保険会社および協会が募集人に係る情報を適切に管理することを助け、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベースに登録し、または保管・管理されている募集人の登録申請等に関する情報を共同して利用します。

② 合格情報照会制度

当社は、会社が採用する職員等の適格性および資質

を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報を共同して利用しています。

③ 退社者情報登録制度

当社は、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、生命保険の業務に関して不適当な行為をなして会社を退社した職員等の退社に関する情報として、協会のデータベースに登録され、または同データベース内で保管・管理されている情報を共同して利用しています。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。高予定利率契約の補償率＝90%－[(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2]

(注1) 基準利率は、各生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

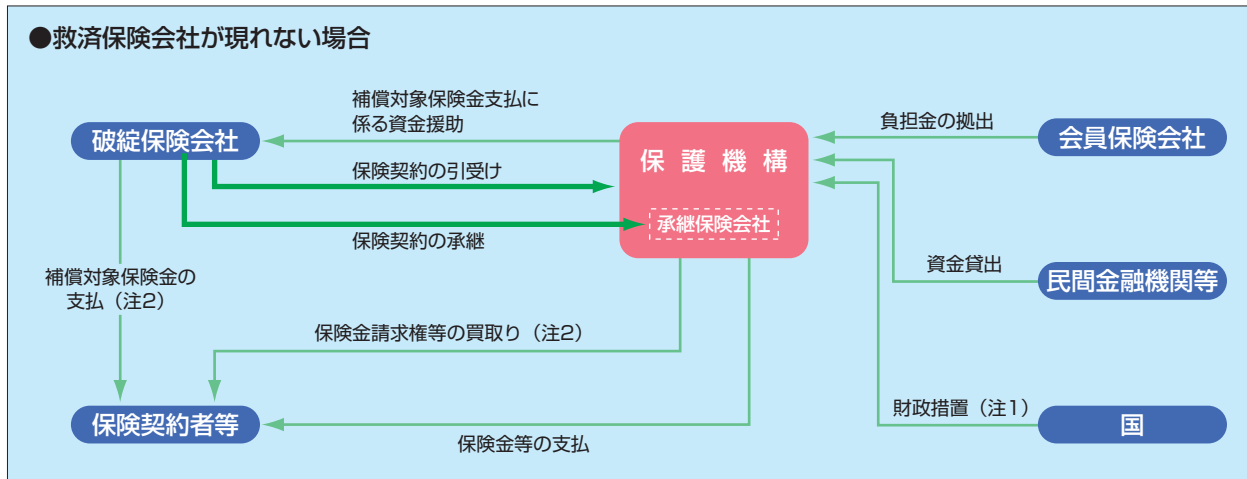
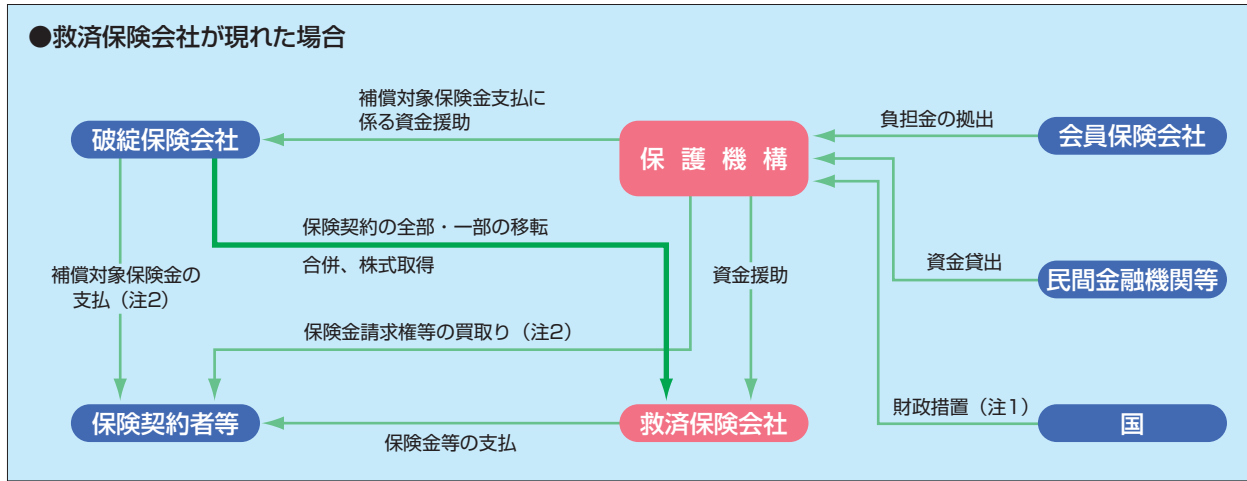
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



保護機構のパンフレットもご用意しています

生命保険契約者保護機構について

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

【生命保険契約者保護機構】

TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

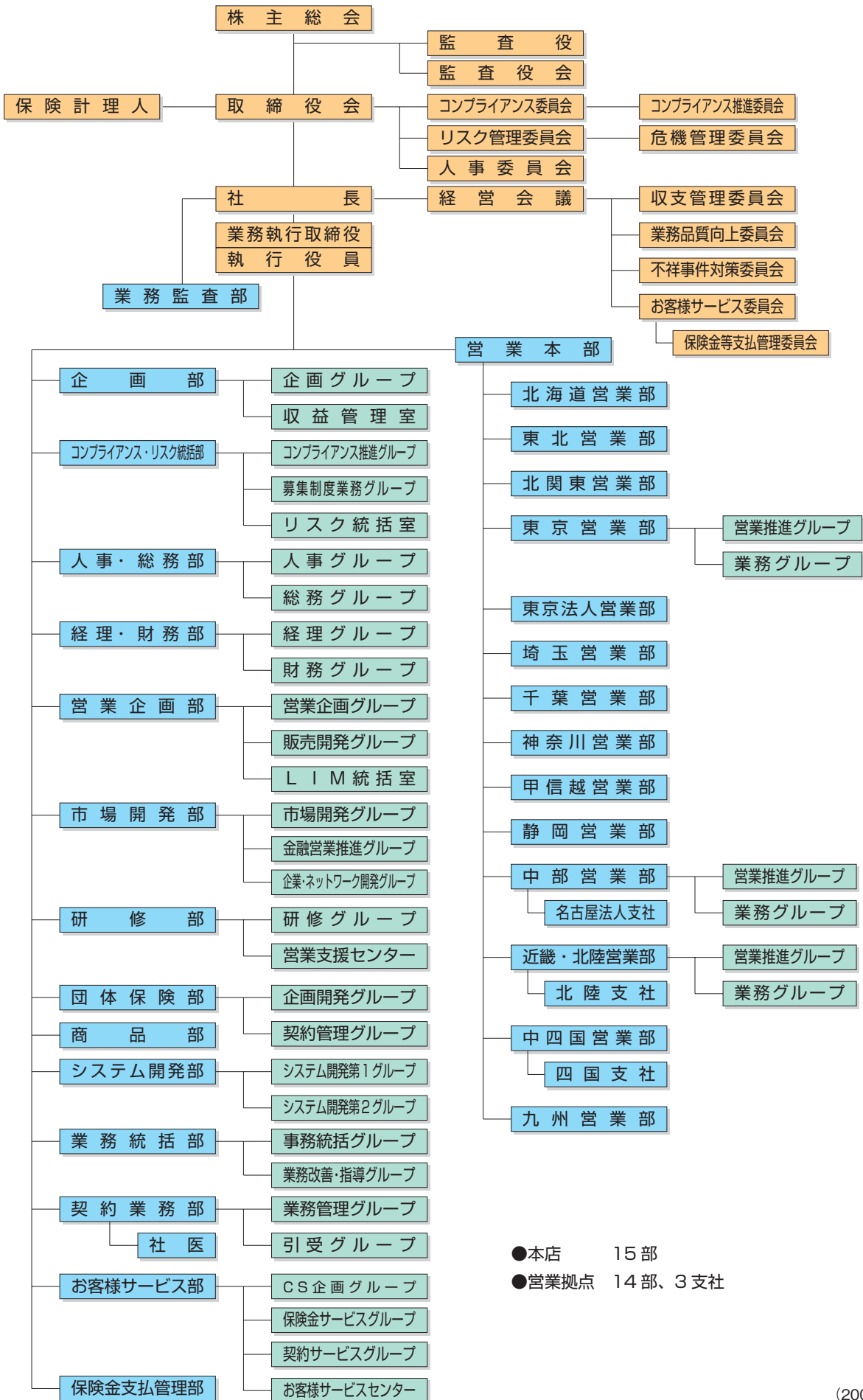
会社の沿革

	■ 大東京しあわせ生命保険株式会社	■ 千代田火災エビス生命保険株式会社
1996年度	◇「大東京火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立（8月） ◇生命保険事業免許を取得（10月） ◇営業開始（10月）	◇「千代田火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立（8月） ◇生命保険事業免許を取得（10月） ◇営業開始（10月）
1997年度	◇「総合福祉団体定期保険」発売（4月） ◇「しあわせスーパー定期Ⅱ」、「しあわせニューライフ」発売（4月）	◇「通増定期保険（無配当）」発売（3月）
1998年度	◇新コミュニケーションマーク制定（10月） ◇本社・支社間をLANで接続（1月）	
1999年度	◇「優良体定期保険」、「しあわせスーパー定期Ⅱ99（優良体）」、「しあわせスーパー終身（優良体）」、「しあわせスーパー年金（優良体）」発売（10月）	◇「100歳満了定期保険」発売（2月）
2000年度	◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」の合併発表（11月） ◇大東京しあわせ生命の増資（3月）	◇「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険“ずっとまもる君”」発売（4月） ◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」の合併発表（11月） ◇千代田火災エビス生命の増資（3月）

	■ あいおい生命保険株式会社
2001年度	◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足（4月） ◇「新入院関係特約」発売（2月）
2002年度	◇「低解約返戻金型定期保険」、「解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険」および「解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約」発売（6月）
2003年度	◇「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険（低解約返戻金割合70%型）」発売（6月） ◇業界初！生命保険プレゼンテーションソフト「I-COM」を開発（7月） ◇本店を移転（7月） ◇「無選択型終身保険（無選択型災害割増特約および無選択型生存給付金特約付）」発売（10月） ◇顧客ダイレクトシステム（コールセンターシステム）稼働（10月）
2004年度	◇お客様サービスセンターを設置し、「変更手続ダイレクトサービス」開始（4月） ◇インターネットホームページによる「給付金請求書類ダウンロードサービス」開始（4月） ◇「新収入保障保険ジャストワン（無配当新収入保障保険）」発売（6月） ◇エンベディッド・バリューの開示を開始（5月） ◇新たな生保販売支援システム（Web型代理店システム「ALPS」）の全面稼働（9月） ◇TS CUBIC CARD 会員向けクレジットカード払専用商品「ずっとラック（交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）」発売（11月）
2005年度	◇米国通貨建個人年金保険「ドル物語」発売（4月） ◇お客様サービスセンターの営業時間延長（4月） ◇ホストコンピューターをNRI横浜センターへ移転（5月） ◇「スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」発売（6月） ◇インターネットホームページでの契約内容変更手続受付サービス（「変更手続ウェブサービス」）開始（6月） ◇「環境ISO14001：2004」を本店で認証取得（9月） ◇「女性のための保険“カルナ”（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」発売（10月） ◇インターネットホームページでの「資料請求受付サービス」、「よくあるご質問（FAQ）」コーナーの開設および「インターネットでのお問合せ受付サービス」開始（11月）
2006年度	◇「三大疾病保障付き団体信用生命保険」発売（4月） ◇新たな企業スローガン「愛追いかけて」発表（4月） ◇団体保険の事務アウトソーシング（1次）開始（5月） ◇「あいおい一時払終身保険“ドリームワン”（積立利率変動型一時払終身保険）」発売（6月） ◇本社イメージワークフロー・システム導入（9月） ◇開業10周年記念新商品「新スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」、「ジャストワンα（無配当新収入保障保険）」発売（10月）
2007年度	◇「若者の保険“カイロス”（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」発売（4月） ◇100億円増資（標準責任準備金の一括積立実施）（9月） ◇「無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険（無配当）」発売（10月） ◇「新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）」発売（12月） ◇「苦情の件数・改善事例」及び「保険金等のお支払状況」の公表（12月） ◇三次元仮想空間「セカンドライフ」へ進出（3月）
2008年度	◇「プレミアムW（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」、「ジャストワンW（無配当新収入保障保険）」発売（6月） ◇新たな社会貢献活動「ハートLIFEプロジェクト」開始（7月）

経営の組織

経営の組織



代 理 店
お 客 様

(2008年7月1日現在)

店舗網一覽（営業拠点）

店 舗	住 所	電話番号
北海道営業部	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西5-5-3札幌千代田ビル	011-728-1351
東北営業部	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番10号あいおい損保仙台ビル	022-227-2220
北関東営業部	〒110-0005 東京都台東区上野6-16-18あいおい損保都信ビル	03-5818-5691
東京営業部	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3あいおい損保新宿ビル	03-5371-4551
東京法人営業部	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3あいおい損保新宿ビル	03-5371-4090
埼玉営業部	〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合1-12-16あいおい損保さいたまビル	048-859-4341
千葉営業部	〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-21-8あいおい損保千葉ビル	043-238-7039
神奈川営業部	〒231-8461 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1関内マークビル	045-662-9701
甲信越営業部	〒110-0005 東京都台東区上野6-16-18あいおい損保都信ビル	03-5818-2921
静岡営業部	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5あいおい損保静岡ビル	054-254-8261
中部営業部 名古屋法人支社	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル	052-252-2452 052-252-2530
近畿・北陸営業部 北陸支社	〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1あいおい損保御堂筋ビル 〒920-0906 石川県金沢市十間町5あいおい損保金沢ビル	06-6206-5145 076-264-1121
中四国営業部 四国支社	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13あいおい損保広島TYビル 〒760-0042 香川県高松市大工町1-1あいおい損保高松ビル	082-243-2141 087-851-8166
九州営業部	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36あいおい損保福岡ビル	092-752-0115

当社の上記14営業部・3支社のほか、業務委託を行っているあいおい損保の全国489ヶ所の営業課・支社・営業所・営業センターで各種お申し出に対応しています。

「ハート LIFE プロジェクト」のスタート

愛♡追いかけて ~いのち♡を未来に~

当社は、2008年7月より、「いのち」「医療」に関わる分野での新たな社会貢献活動「ハート LIFE プロジェクト」を展開することとしました。この取り組みは女性社員で構成するプロジェクトチームが企画したもので、全役職員が積極的かつ継続的に取り組める社会貢献活動として、いのち・医療に関わる分野で活動を行っているNPO等に対し支援をしていきます。

○「世界の子どもにワクチンを贈る」活動を支援

2008年6月に発売したプレミアムW、ジャストワンWの新規ご契約件数に応じた金額を、ワクチンなどの購入費用として、社会貢献活動費の中から認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」に寄付します。



「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」は、ユニセフやWHO、途上国の医療機関と連携しながら、予防可能な感染症で命をおとす子どもたちが数多くいる途上国に、ワクチンを贈ることを目的に募金活動を行っているNPO法人です。ただワクチンを届けるだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈るとともに、医師や医療技術者などを育て、被支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。

○その他の社会貢献活動

役職員の自発的・積極的な社会貢献活動に対しポイントを付与し、そのポイント総数に応じて会社がNPO等に寄付を行う『ハートポイント制度』を立ちあげました。また、生活に密着し、かつ環境に配慮した以下4つの「捨てずに集める」活動を実施し、回収機関を通じて寄贈します。

- ①ペットボトルのキャップはワクチン購入へ
- ②缶のプルタブは車イス購入へ
- ③本は病院内図書館へ
- ④書き損じハガキはユニセフ募金へ

更に、役職員が積極的に社会貢献活動に参加できるよう社会貢献に関するセミナー・講習会を開催し全社員の関心を高めていきます。

あいおい保険グループの活動

あいおい保険グループでは、社名ロゴの「IOI」にちなんで、毎年10月1日を「あいおいの日」、10月を「あいおいの月」として、地域に根ざしたボランティア活動を推進しています。2007年度は、公園、山、河川、海岸等での清掃活動をはじめとして各地域にて社会貢献活動を実施したほか、献血・骨髄ドナー登録などの協力をしました。



○代々木公園のクリーンアップ活動

本社では2007年10月には、毎年恒例の「代々木公園(東京都渋谷区)のクリーンアップ活動」を実施し、社員・家族の参加によりみんなで社会に貢献できる喜びを共有することが出来ました。会社としても、こうした社員の取り組みに対して活動資金の支援や振替休日の付与など、参加しやすい環境をバックアップしています。

○その他の社会貢献活動

あいおい保険グループでは、従業員一人ひとりが手軽に社会貢献に参加できる募金制度として、任意団体「ゆにぞん募金」を2002年に設立し、趣旨に賛同した有志社員の気持ちを日本赤十字、日本ユニセフ協会、日本交通遺児育成基金、骨髄移植推進団体、明美ちゃん基金(産経新聞社会部内)、日本点字図書館、結核予防会、オイスカ(発展国の環境保護教育支援)、共同募金会、社会福祉協会等に寄贈しています。

加えて、収集した古切手・使用済プリペイドカードを(財)ジョイセフを通じて発展途上国に寄付するチャリティBOX「まごコロ」を2005年度から継続して実施しています。



環境保全の取り組み

環境方針

1. 基本理念

あいおい保険グループは、企業理念に掲げる「共感・共創・共生」の精神の下に、人類と自然の調和ある地球環境づくりを目指し、事業活動のあらゆる分野において環境に配慮した行動と、地域に密着した環境保全に継続的に取り組みます。

2. 環境行動指針

1. 私たちは、保険商品・関連サービスその他あらゆる事業活動において、地球環境の保全に資する取り組みを推進します。
2. 私たちは、事業活動において省エネルギー・省資源を推進すると共に環境汚染の未然防止に努めます。
3. 私たちは、環境保全への目標を設定し、定期的な評価と見直しを行う中で、継続的・持続的な改善に取り組みます。
4. 私たちは、環境関連法規制および当社が同意した環境保全に資する各種取り決めを遵守します。
5. 私たちは、環境保全への啓蒙・啓発と、地域社会への貢献に努めます。

環境マネジメントシステムの取り組み

当社は2005年4月より環境取り組みをスタートし、本店（あいおい損保別館ビル内）において、ISO14001の認証を同年9月に取得しました。また、2007年10月には更新審査で継続的な取り組みが認められ、認証登録を更新しました。

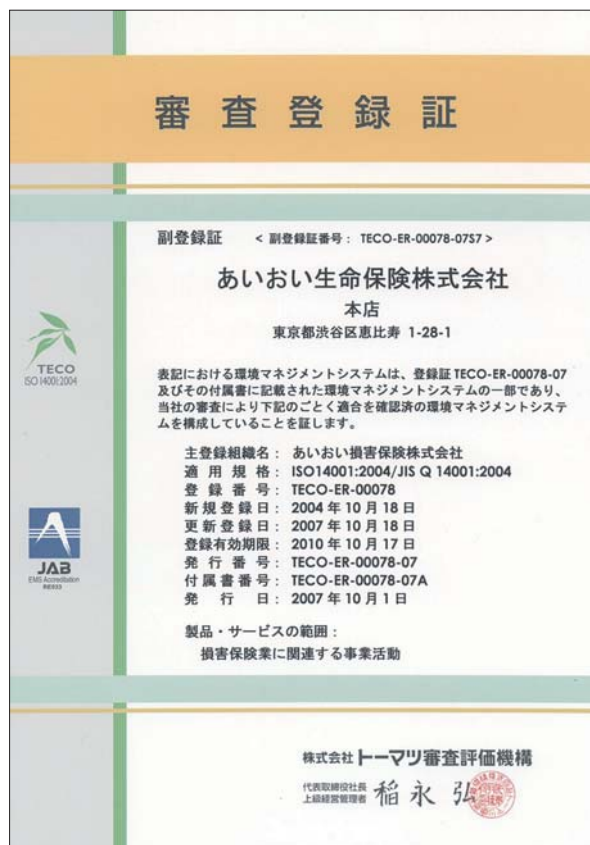
各部毎に実行委員を選定し、それぞれが業務効率化による省資源・省エネルギー、及び全社的な環境保全に繋げるため本社部門としての機能発揮を目指しています。

共通の取り組みとしては、紙・ゴミ・電気の削減、およびグリーン購入を実施しています。紙は、従来より両面印刷・縮小印刷等を実施し削減成果を挙げましたが、今後、プロジェクターを活用したペーパーレス会議を推進し、更に使用を抑制していきます。ゴミは、分別ルールの徹底を通じて再資源化を促進しています。電気は、こまめな消灯と空調設定温度の管理を徹底しています。併せて、環境省が推進する「チーム・

マイナス6%」に参画する企業として、クールビズ・ウォームビズを実施することで、着実に成果を残すことができました。グリーン購入としては、物品購入にあたり必要性を考慮したうえで環境負荷の少ない商品を選択しています。

役職員は環境方針や目標を記載した「環境カード」を常時携帯し、全員で環境取り組みを行っています。また、研修に参加することで環境意識・知識を向上させています。

環境取り組みは、社会の持続的発展に欠かすことのできない大切な課題です。そのことを強く認識し、少しでも「環境にやさしい会社」となれるよう、全員で積極的な取り組みをしてみたいです。



事業環境について

2007年度のわが国経済は、上期は、海外経済の拡大を背景に、輸出や生産は増加を続け、企業収益は高水準を維持、個人消費も底堅く推移し、内外需が増加する中で緩やかな成長が続きましたが、下期以降、サブプライム問題に端を発した海外経済の減速やエネルギー・原材料価格高の影響も強まり景気は減速に転じております。

生命保険業界においては、世界的な金融市場の混乱による株価下落、長期金利低下、ドル安の進行により国内債券の利息収入の低減など、運用収益の確保という面で大変厳しい状況下にありました。

一方、一連の保険金等の不払いあるいは支払い漏れ調査及び再発防止に向けた取り組みが喫緊の課題となりました。また、少子高齢化等により主力商品である死亡保障保険離れが進み、成長分野とされてきた第3分野商品においても、販売競争の激化や需要の一巡などによって一時期の好調さに陰りが現れ、保険料収入は減少傾向にあり、生命保険会社の将来利益の源泉となる保有契約高も、10年連続で対前年マイナスとなる見込みで、依然として厳しい状況が続いております。

このような厳しい環境の下、当社は全国14営業部・3支社と、7,934店（2008年3月末）の代理店と共に、「お客様の視点」を全ての基軸において、業務品質の向上とお客様ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供を行い、保有契約高純増による収益基盤の拡充に努めてまいりました。また、9月には100億円の増資を行い、財務基盤の強化と機動的な戦略投資を可能とする目的で、保険業法上の標準責任準備金の積立を完了しました。

販売面について

販売体制面では、代理店への販売指導強化策として2001年度より投入した代理店指導員（名称：推進マネージャー）を2008年3月末で92名体制として、意欲ある代理店に対して体系的な研修と実践的な日常指導を通じ、コンサルティング能力の向上に努め、お客様のライフサイクルに合わせた保障プランの販売推進を図るとともに、当社の上位資格ランク代理店（E・S・Aランク）の育成・増強に努めてまいりました。

商品面について

商品面では、一生涯の保障を安全かつ合理的に準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「新スーパー終身プレミアム」と、遺族保障（収入保障）と医療保障の2つのニーズに合理的に対応可能な「ジャストワンα」を主力商品とし、男性の若者向けに交通事故保障を充実させる等必要な保障をセットした低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「カイロス」、将来の市場金利の上昇に対応した無選択加入特則付積立利率変動型個人年金保険（無配当）、さらに新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）など、社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉えた商品の提供に努めてまいりました。

その結果、個人保険・個人年金保険の保有契約高は4兆9,074億円（対前年度2,504億円5.4%増）となりました。

サービス面について

サービス面では、お客様から直接お電話にて住所変更等の各種手続きを受け付ける「変更手続ダイレクトサービス」や、ホームページで24時間365日受け付ける「変更手続ウェブサービス」の利用促進を行うなど、お客様の利便性の向上を図ってまいりました。

資産運用面について

資産運用環境においては、米国サブプライム問題による市場の混乱が発生し、利上げ観測で上昇していた長期金利が急低下、株価も大きく下落、為替も円高が急進するなど、非常に変動の激しい1年でした。その中でも当社は、生命保険事業の社会性と公共性、保障の長期性を踏まえて、収益性、流動性も十分考慮しながら安全で確実な資産運用に心がけ、信用度の高い国内公社債を中心に運用を行うことで、着実に運用収益を確保してきました。

また、運用資産残高の順調な拡大に合わせ、安全性の原則や内部牽制機能を重視する観点から、ALM及び実効性あるリスク管理態勢の強化・充実を進めております。

2008年度に向けて

生命保険業界においては、依然として厳しい事業環境が続いており、より一層の経営効率化が求めら

れるとともに、新商品投入・サービス向上などの面での競争がさらに激化することが予想されます。

また、少子高齢化の進行に伴う社会保障制度への不安感から、自助努力の手段として生命保険の役割が益々重要となる中で、お客様から見た保険会社の選別基準は一段と厳しいものとなってきております。個人情報保護を始めとする法令等遵守や企業情報開示の充実による健全性・透明性の向上はもとより、財務基盤の一層の強化に加えて、お客様ニーズを迅速・的確に経営に反映する仕組みの構築、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度の向上に向けて、一段と高い水準の経営品質が求められています。

このような環境の中、当社は、「お客様の視点」を全ての基軸に置いた新たな中期3ヵ年計画（以下「新中期経営計画」）を2006年度からスタートさせ、「お客様第一」を行動の原点とする企業理念に基づき、コンプライアンスとリスク管理を徹底しつつ、新中期経営計画の目標達成に向けた道筋を、より強固なものとするため、あいおい損害保険株式会社との連携を強化し、業務品質の向上とお客様満足度・利便性の向上に全力を傾注してまいります。

○販売面について

販売体制面では、代理店を直接指導・支援する推進マネジャー100名体制を早期に実現するとともに、「生命保険を正しく理解し、正しく販売できる代理店の育成」を基本理念とした研修体系の構築により、お客様ニーズにお応えできる商品・サービスの提供ができるコンサルティング能力の高い販売網の構築を行ってまいります。

○商品面について

商品面では、2008年6月に万一の場合の収入保障と3大疾病罹患時の収入保障をダブルで準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「プレミアムW」と新収入保障保険「ジャストワンW」を発売しました。今後も、保証機能の充実と併せて、合理的な保険料を追求するなど、お客様のニーズに幅広く対応出来るような商品開発に努めてまいります。

○サービス面について

サービス面では、「変更手続ダイレクトサービス」「変更手続ウェブサービス」を積極推進していくとともに、お客様からの相談に直接対応するお客様サービスセンターやホームページ機能の整備充実を図ることで、より一層お客様の身近な存在となるよ

う努力してまいります。

また、保険金等のお支払状況に係る調査をすすめる中で、保険金等のお支払い業務は保険会社の根幹を成す機能であるとの認識の下、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢の強化、お客様からのお申し出に対する紛争処理・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等のお客様の声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる取り組みを継続強化してまいります。

2008年度は新中期経営計画の最終年度であり、また、あいおい生命の「第二の創業に向けて、お客様からの信頼の獲得による持続的成長と成長を支える業務基盤づくりの年」と位置付けて、全社一丸となってお客様ニーズを迅速かつ鋭敏に感じ取り、経営改善に結びつけると共に、経営の健全性、透明性向上に努め、「お客様から一番信頼される最優の会社」を目指して取り組んでまいります。

会社の業績データ

I. 会社の概況及び組織

1. 会社の沿革	58
2. 経営の組織	58
3. 店舗網一覧（営業拠点）	58
4. 資本金の推移	58
5. 株式の総数	58
6. 株式の状況	58
7. 主要株主の状況	58
8. 役員の状況	59
9. 従業員の在籍・採用状況	62
10. 平均給与（内勤職員）	62
11. 平均給与（営業職員）	62

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	63
2. 経営方針（めざす企業像）	63

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 事業の概況	64
2. 契約者懇談会開催の概況	64
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	64
4. ご契約者に対する情報提供の実態	64
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	64
6. 代理店・社員に対する教育・研修の概略	64
7. 新規商品開発の状況	65
8. 主要保険商品一覧（保険種類の説明）	66
9. 情報システムに関する状況	72
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	72

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	74
2. 損益計算書	81
3. キャッシュ・フロー計算書	83
4. 株主資本等変動計算書	84
5. 債務者区分による債権の状況	85
6. リスク管理債権の状況	85
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	85
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	86
9. 有価証券の時価情報（会社計）	
(1) 有価証券の時価情報	88

(2) 金銭の信託の時価情報	89
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）	89
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	91
11. 利源別損益	92
12. 会社法による会計監査人の監査	92
13. 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する確認書	93

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	94
(2) 保有契約高及び新契約高	95
(3) 年換算保険料	95
(4) 保障機能別保有契約高	96
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	97
(6) 異動状況の推移	98
(7) 契約者配当の状況	100
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	101
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	101
(3) 新契約率（対年度始）	101
(4) 解約失効率（対年度始）	101
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）	102
(6) 死亡率（個人保険主契約）	102
(7) 特約発生率（個人保険）	102
(8) 事業費率（対収入保険料）	102
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数	103
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	103
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	103
(12) 未だ収受していない再保険金の額	103
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	103
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	104
(2) 責任準備金明細表	104
(3) 責任準備金残高の内訳	104

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別).....	105
(5) 契約者配当準備金明細表	105
(6) 引当金明細表	106
(7) 特定海外債権引当勘定の状況	106
(8) 資本金等明細表	106
(9) 保険料明細表	106
(10) 保険金明細表	107
(11) 年金明細表	107
(12) 給付金明細表	107
(13) 解約返戻金明細表	107
(14) 減価償却費明細表	108
(15) 事業費明細表	108
(16) 税金明細表	108
(17) リース取引	109
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	
(1) 資産運用の概況	110
(2) 運用利回り	112
(3) 主要資産の平均残高	112
(4) 資産運用収益明細表	113
(5) 資産運用費用明細表	113
(6) 利息及び配当金等収入明細表	114
(7) 有価証券売却益明細表	114
(8) 有価証券売却損明細表	114
(9) 有価証券評価損明細表	114
(10) 商品有価証券明細表	115
(11) 商品有価証券売買高	115
(12) 有価証券明細表	115
(13) 有価証券残存期間別残高	116
(14) 保有公社債の期末残高利回り	116
(15) 業種別株式保有明細表	117
(16) 貸付金明細表	118
(17) 貸付金残存期間別残高	118
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	118
(19) 貸付金業種別内訳	118
(20) 貸付金使途別内訳	118
(21) 貸付金地域別内訳	118
(22) 貸付金担保別内訳	118
(23) 有形固定資産明細表	119
(24) 無形固定資産明細表	119
(25) 固定資産等処分益明細表	119
(26) 固定資産等処分損明細表	119
(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	120
(28) 海外投融資の状況	120
(29) 海外投融資利回り	121
(30) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	121
(31) 各種ローン金利	121
(32) その他の資産明細表	121

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(1) 有価証券の時価情報	122
(2) 金銭の信託の時価情報	123
(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)	123
6. 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況	123

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	124
2. 法令等遵守の体制	124
3. 第三分野保険に係る責任準備金の積立の合理性及び妥当性	124
4. 個人データ保護について	124

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

I. 会社の概況及び組織

1. 会社の沿革

P.49をご覧ください。

2. 経営の組織

P.50をご覧ください。

3. 店舗網一覧（営業拠点）

P.51をご覧ください。

4. 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成13年3月2日	5,000百万円	15,000百万円	
平成13年4月1日	10,000百万円	25,000百万円	合併による資本金の増加
平成19年9月28日	10,000百万円	30,000百万円	資本金の増加 増資額のうち5,000百万円を 資本準備金に組入

5. 株式の総数

発行する株式の総数	2,000 千株
発行済株式の総数	700 千株
当期末株主数	1 名

6. 株式の状況

(1) 種類等

発行済株式	種類	発行数	摘要
	普通株式	700千株	株券不発行

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
あいおい損害保険株式会社	千株 700	% 100	千株 0	% 0

※ 5で記載のとおり株主は1名であります。

7. 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	百万円 100,005	損害保険業	大正7年6月30日	100%

8. 役員状況

(1) 取締役及び監査役

役職名	氏名 (生年月日)	略歴 ()は委嘱事項		担当
取締役社長 (代表取締役)	くぼた やすひこ 窪田 泰彦 (昭和22年6月8日生)	昭和46年 3月 昭和46年 4月 平成 6年 6月 平成 7年 6月 平成 9年 6月 平成12年 4月 平成13年 4月 平成13年10月 平成14年 7月 平成14年 8月 平成19年 6月	関西学院大学法学部卒業 大東京火災海上保険株式会社入社 同社取締役 (営業推進部長兼シルバーサービス開発室長) 同社取締役 (千葉営業本部長) 同社常務取締役 同社代表取締役専務取締役 (営業推進副本部長) あいおい損害保険株式会社 代表取締役副社長 (営業推進本部長) 同社代表取締役副社長 (営業推進本部長兼クオリティライフ事業本部長) 同社代表取締役副社長 (東京営業本部長) 同社代表取締役副社長 (東京営業本部長兼首都圏戦略室長) 当社取締役社長〔代表取締役〕	お客様・代理店の皆様にとって最優の会社づくり会議議長 業務監査部
専務取締役 (代表取締役)	こんどう よしあき 近藤 善昭 (昭和24年2月26日生)	昭和46年 3月 昭和46年 4月 平成14年 2月 平成14年 4月 平成16年 4月 平成16年 6月 平成18年 6月 平成18年 7月	北九州大学商学部卒業 大東京火災海上保険株式会社入社 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (中国・四国営業本部長兼広島支店長) 同社執行役員 (中国営業本部長) 同社常務執行役員 (東北営業本部長) 同社上席常務役員 (東北営業本部長) 当社取締役〔非常勤〕 当社専務取締役〔代表取締役〕 (営業本部長)	(管掌) 本店各部
常務取締役	ちようだ かおる 長田 薫 (昭和25年10月13日生)	昭和48年 3月 昭和48年 4月 平成16年 4月 平成16年 6月 平成18年 6月 平成18年 7月 平成19年 4月	明治大学法学部卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (四国営業本部長) 同社常務役員 (四国営業本部長) 当社取締役〔非常勤〕 当社常務取締役 (営業本部副本部長) 当社常務取締役 (営業本部副本部長兼中部営業部長)	
取締役	やもおか いずみ 谷茂岡 泉 (昭和27年8月4日生)	昭和51年 3月 昭和51年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月 平成20年 4月	明治大学商学部卒業 大東京火災海上保険株式会社入社 当社営業企画部長 当社執行役員 (営業企画部長) 当社取締役 (営業企画部長)	営業企画部 市場開発部 研修部 団体保険部 商品部 (副担当)
取締役	はら まさる 原 賢 (昭和25年5月4日生)	昭和49年 3月 昭和49年 4月 平成17年 4月 平成18年 7月 平成19年 4月 平成20年 4月	明治大学法学部卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 当社中部営業部長 当社執行役員 (中部営業部長) 当社執行役員 (業務統括部長) 当社取締役 (業務統括部長)	業務統括部 契約業務部 お客様サービス部 システム開発部

I . 会社の概況及び組織

役 職 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	()は委嘱事項	担 当
取締役 (非常勤)	ながすえ ひろあき 永末 裕明 (昭和26年4月9日生)	昭和50年 3月 神戸商科大学商経学部卒業 昭和50年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成13年 4月 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (九州営業本部長) 平成14年 2月 同社執行役員 (営業統括部長) 平成14年 4月 同社執行役員 (営業推進部長) 平成14年11月 同社執行役員 (営業推進部長兼営業研修部長) 平成15年 4月 同社執行役員 (埼玉営業本部長) 平成16年 4月 同社執行役員 (近畿営業本部長兼近畿戦略室長) 平成16年 6月 同社常務役員 (近畿営業本部長兼近畿戦略室長) 平成17年 4月 同社常務役員 (近畿本部長) 平成18年 7月 同社上席常務役員 (近畿本部長) 平成19年 7月 同社専務取締役 (営業開発部長兼首都圏戦略室長) 平成20年 4月 同社専務取締役 平成20年 6月 同社専務執行役員 [代表取締役] 平成19年 6月 当社取締役 (非常勤)		
常勤監査役	やました ひろお 山下 弘生 (昭和22年1月3日生)	昭和46年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和49年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成14年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 平成16年 4月 当社顧問 平成16年 6月 当社常勤監査役		
監査役	おかむら はじめ 岡村 一 (昭和21年10月22日生)	昭和46年 3月 早稲田大学法学部卒業 昭和46年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 株式会社あいおい事務サービス監査役 平成18年 6月 当社監査役		
監査役	たむら まさよし 田邨 正義 (昭和11年9月9日生)	昭和35年 3月 中央大学法学部卒業 昭和37年 司法修習終了 昭和46年 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員 平成 6年 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長 平成 8年 千代田火災工ビス生命保険株式会社監査役 平成13年 4月 当社監査役		

(注1) 取締役 永末裕明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役 岡村 一、田邨正義は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 執行役員

役職名	氏名 (生年月日)	略歴		()は委嘱事項	担当
執行役員	たかぎ みきお 高木 幹夫 (昭和24年8月25日生)	昭和48年 3月 昭和48年 4月 平成10年 4月 平成12年 4月 平成16年 4月 平成18年 7月 平成19年 7月	立教大学経済学部卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 同社岐阜支店長 同社新潟支店長 あいおい損害保険株式会社 理事・新潟支店長 当社市場開発部長 当社執行役員(近畿・北陸営業部長)		
執行役員	はら わたる 原 渉 (昭和24年10月2日生)	昭和48年 3月 昭和48年 4月 平成10年 4月 平成12年 4月 平成13年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月 平成18年 4月 平成19年 7月 平成20年 4月	明治大学法学部卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 同社名古屋本社営業推進部長 同社名古屋本社業総部長 あいおい損害保険株式会社理事 当社営業企画部長 同社理事・商品開発部長 同社理事・首都圏ディーラー業務部長 同社理事・東京業務部長 当社業務監査部長 当社執行役員(コンプライアンス・リスク統括部長)		コンプライアンス/リスク 統括部 保険金支払管理部
執行役員	すかうち きよと 須河内 清人 (昭和25年8月20日生)	昭和51年 3月 昭和51年 4月 平成10年 4月 平成14年 4月 平成15年 4月 平成17年 4月 平成20年 4月	鹿児島大学法学部卒業 大東京火災海上保険株式会社入社 同社神奈川営業部長 あいおい損害保険株式会社 九州業務部長 同社福岡支店長 当社東京営業部長 当社執行役員(業務監査部長)		
執行役員	こまち じゅんいち 小町 純一 (昭和25年8月1日生)	昭和51年 3月 昭和51年 4月 平成 7年10月 平成15年 4月 平成18年 4月 平成20年 4月	早稲田大学商学部卒業 大東京火災海上保険株式会社入社 同社長野ブロック上田支店長 あいおい損害保険株式会社 鹿児島支店長 当社埼玉営業部長 当社執行役員(埼玉営業部長)		
執行役員	よしだ こうじ 吉田 光二 (昭和26年6月30日生)	昭和49年 9月 昭和49年10月 平成13年10月 平成16年 4月 平成20年 4月	東京商船大学航海科卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 当社事務・システム部長 当社システム開発部長 当社執行役員(システム開発部長)		
執行役員	ささき かずとも 佐々木 一智 (昭和29年12月12日生)	昭和52年 3月 昭和52年 4月 平成16年 3月 平成18年 7月 平成20年 4月	北海道大学理学部卒業 安田生命保険相互会社入社 当社入社 当社商品部長 当社執行役員(商品部)		商品部
執行役員	えんどう たかおき 遠藤 隆興 (昭和35年9月30日生)	昭和58年 3月 昭和58年 4月 平成18年 7月 平成20年 4月	慶應義塾大学商学部卒業 千代田火災海上保険株式会社入社 あいおい損害保険株式会社 奈良支店長 当社執行役員(企画部長)		企画部 人事・総務部 経理・財務部

I . 会社の概況及び組織

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	18年度末 在籍数	19年度末 在籍数	18年度 採用数	19年度 採用数	19年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	412名	439名	45名	69名	43.5歳	4.8年
(男 子)	(270)	(291)	(24)	(28)	(47.2)	(4.6)
(女 子)	(142)	(148)	(21)	(41)	(36.2)	(5.2)
(総合職)	(265)	(285)	(21)	(26)	(46.2)	(4.5)
(一般職)	(136)	(139)	(21)	(40)	(35.8)	(5.2)
(特別嘱託)	(11)	(15)	(3)	(3)	(63.3)	(6.8)
営業職員	69	72	16	17	44.4	2.9
(男 子)	(68)	(68)	(15)	(14)	(44.4)	(3.1)
(女 子)	(1)	(4)	(1)	(3)	(44.0)	(0.6)

(注) 従業員には臨時雇を含み、また、他社への出向者、休職者は含みません。

10. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	19年3月	20年3月
内勤職員	520	512

(注) 平均給与月額とは20年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区 分	19年3月	20年3月
営業職員	544	546

(注) 平均給与月額とは20年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 保険の引受け及び資産の運用
個人保険、個人年金保険、団体保険および団体年金の引受けならびに約款に基づく保険金・給付金の支払いを行うとともに、国内公社債を中心とする資産の運用を行っています。
2. 業務の代理・事務の代行業務
当該業務は行っていません。
なお、あいおい損害保険株式会社との間で「業務の代理又は事務の代行委託契約」を締結し、業務委託をしています。
3. 国債等の窓口販売業務
当該業務は行っていません。

2. 経営方針（めざす企業像）

P. 34をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 事業の概況

P. 54～P. 55をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

－ 該当ありません。－

3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P. 26～P. 31をご覧ください。

4. ご契約者に対する情報提供の実態

P. 20～P. 21をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

P. 13～P. 15をご覧ください。

6. 代理店・社員に対する教育・研修の概略

P. 17をご覧ください。

7. 新規商品開発の状況

当社は、設立以来「お客様を第一とした生命保険販売」を基本的なコンセプトに「魅力ある商品」の開発に取り組んでおります。最近発売となった新商品をご紹介します。

(1) 『団体信用生命保険 重度疾病長期入院時保障特約』 (平成19年8月発売)

銀行等の信用供与機関向けの商品である『団体信用生命保険』の保障内容の一層の充実を図るため『重度疾病長期入院時保障特約』を発売しました。

この商品は、ローン利用者が糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝疾患および慢性膵炎により所定の長期入院をされたときに給付金が支払われ債務の返済に充当されるものです。これにより、ローン利用者は安心して重篤な疾病に対する治療に専念できるとともに銀行等の信用供与機関は、債権保全を一層確実にできるようになりました。

(2) 『無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険 (無配当)』 (平成19年10月発売)

老後生活資金の確保というニーズにお応えし、かつ、将来的な市場金利の変動に対応できる商品として『無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険 (無配当)』を発売いたしました。

この商品は、積立利率を毎月変動させることによって、将来の市場金利の上昇にあわせて年金額が増加する仕組みをもっており、増加した年金が減ることはありません。また、告知や診査は不要ですので、健康状態にかかわらずご契約いただけます。なお、年金支払開始日前の万一の場合には、死亡給付金として、既払込保険料相当額に増額積立金額を加えた額を支払います。

これにより、老後生活への経済的準備などで拡大する個人年金市場におけるお客様ニーズにお応えすることができました。

(3) 『新積立利率変動型一時払個人年金保険 (無配当)』 (平成19年12月発売)

退職金の資産運用ニーズにお応えし、かつ、老後生活の経済的準備としての年金ニーズにお応えするため、積立利率変動の仕組みを取り入れた一時払個人年金保険を発売いたしました。

この商品は、新しい積立利率の設定方法を取り入れ、積立利率変動型の一時的個人年金において、積立金額の価格変動リスクがなく、かつ、市場金利上昇に応じ

て年金額が増加する仕組みをもっており、増加した年金が減ることはありません。また、告知や診査は不要ですので、健康状態にかかわらずご契約いただけます。なお、年金支払開始日前の万一の場合には、死亡給付金として、一時払保険料または予定利率によって最低保証された積立金額のいずれか大きい金額に、増額積立金額を加えた額を支払います。

これにより、退職後の生活への経済的準備としての資産運用ニーズと年金ニーズに、安全かつ有利にお応えすることができました。

(4) 『プレミアム W』 『ジャストワン W』 (平成20年6月発売)

当社の主力商品である「新スーパー終身プレミアム」「ジャストワンα」それぞれに新しい機能を充実させ、『プレミアム W (低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険 (無配当))』および『ジャストワン W (新収入保障保険 (無配当))』として同時に発売いたしました。

これらの商品において、万一の場合の“遺族のための収入保障”に加え、3大疾病の場合の“病気と闘うための収入保障”として「特定疾病診断年金特則」を新設し、“W (ダブル) の収入保障”といたしました。また、お客様のご計画に合わせて、保険料払込期間を保険期間より短くした柔軟な設計を可能としました。

同時に、「リビング・ニーズ特約」を改定し、新たに「新収入保障保険」および「(優良体) 収入保障特約」がご請求の対象となり、収入保障の保険金お受け取りのバリエーションが増えました。

これにより、合理的な保険料でお客様が安心できる保障の提供を実現いたしました。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

8. 主要保険商品一覧（保険種類の説明）

（1）個人保険・個人年金保険

名 称	特 長
プレミアム W ○積立利率変動型終身保険(無配当) 低解約返戻金特則付 ○収入保障特約 特定疾病診断年金特則付 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○疾病入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○災害入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○特定疾病保険料払込免除特約 解約返戻金のない特約に関する特則付	<p>「ご自身とご家族への大きな安心に一つの商品でお応えする」を実現した、あいおい生命の最上級商品です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 割安な保険料で一生涯の保障をご準備いただけます。 2. 金利変動にも対応します。 3. 最低保証があります。 4. 万一の場合のその後に、ご家族をしっかり守ります。 5. 終身の医療保障にも対応しています。 6. 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら、年金が支払われ、以後の保険料払込みが免除されます。 7. 健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体収入保障特約にご加入いただけます。
ジャストワン W ○新収入保障保険(無配当) 特定疾病診断年金特則付 解約返戻金のない保険契約に関する特則付 ○特定疾病保険料払込免除特約 解約返戻金のない特約に関する特則付	<p>ご家族の生活資金とご本人の病気・ケガによる入院に備える保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「万一の時」の遺されたご家族の生活費とご本人の医療費をカバーします。 2. 保険期間はライフプランにあわせてお選びいただけます。 3. 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に備えます。 4. 保険料は割安で合理的です。 5. 健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体保険契約に関する特則を適用してご加入いただけます。
若者の保険 “カイロス” ○積立利率変動型終身保険(無配当) 低解約返戻金特則付 ○疾病入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○災害入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○交通災害割増特約 ○特定疾病保険料払込免除特約 解約返戻金のない特約に関する特則付 ※若者の保険“カイロス”は15歳～39歳の男性専用プランです。	<p>男性の若者に必要な保障を一つにまとめた、若者のための終身保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 万一の場合に保険金をお支払いします。 2. 将来の金利変動にも対応します。 3. ワイドな交通事故保障が80歳まで続きます。 4. 病気・ケガを問わない充実の医療保障が一生涯続きます。 5. 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら、以後の保険料払込を免除します。

名 称	特 長
<p>女性のための保険“カルナ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立利率変動型終身保険(無配当) 低解約返戻金特則付 ○疾病入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○災害入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○女性医療特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 ○特定疾病保険料払込免除特約 解約返戻金のない特約に関する特則付 <p>※女性のための保険“カルナ”は女性専用のプランです。</p>	<p>女性に必要な保障を一つにまとめた、女性のための終身保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性特有の病気やがんで入院されたとき、入院給付金を倍額お支払いします。 2. 一生涯の保障をご準備いただけます。 3. 金利変動にも対応します。 4. 万一の保障にかえて、年金としてお受け取りいただくこともできます。 5. 保険料が割安です。 6. 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら、以後の保険料払込を免除します。
<p>低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険(無配当)</p>	<p>ご契約を長く続けられる方に、うれしいタイプの終身保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 割安な保険料で一生涯の保障を準備できます。 2. 金利変動にも対応します。 3. 最低保証があります。 4. 保険料払込期間終了後は、一生涯の保障にかえて年金受取プラン、介護保障プランに移行することもできます。
<p>定期保険(無配当)</p> <p>※健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体定期保険(無配当)にご加入いただけます。</p>	<p>働き盛りの「万一の時」に備える合理的なプランです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小さなお負担で大きな保障が得られます。 2. 保険期間をお選びいただけます。 3. 最長80歳までご契約の更新が可能です。
<p>無選択加入特則付積立利率変動型個人年金保険(無配当)</p> <p>【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】</p>	<p>セカンドライフの資金づくりをお手伝いする個人年金保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来の金利変動に対応する個人年金保険です。 2. ライフプランにあわせて年金の種類をお選びいただけます。なお、ご契約に際して健康状態に関する告知は不要です。 3. 「万一の時」には、保険料をお返しします。 4. 一定の条件を満たした場合、個人年金保険料控除が受けられます。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名 称	特 長
新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当） 【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】	「まとまった資金を安全かつ上手に運用したい」という人におすすめの商品です。 1. 将来の金利上昇にしっかり対応します。 2. ご契約の告知や診査は不要です。 3. ライフプランにあわせて年金の種類をお選びいただけます。 4. 「万一の時」には、死亡給付金をお支払いします。
5年ごと利差配当付養老保険 養老保険（無配当）	貯蓄の楽しみと保障を確保、ゆとりの暮らしをお手伝いするプランです。 1. 保障と貯蓄を兼ね備えた保険です。 2. 保険期間はニーズに応じてお選びいただけます。 3. 最長80歳までご契約の更新が可能です。 4. 急な資金ニーズにも対応できます。
5年ごと利差配当付こども保険	お子さまの夢・希望がいっぱいの保険です。 1. 入学祝金で入学資金準備ができます。 2. 「万一の時」でも安心です。 3. こども医療特約(O1)で1泊2日からの入院・手術にも備えます。 4. お子さまのご誕生前でもご加入になれます。
医療保険（無配当） 解約返戻金のない保険契約に関する 特則付	21世紀の医療ニーズにお応えする「医療保険」です。 1. 1泊2日入院から保障します。 2. 保険期間は5年から終身まで、ニーズに応じて設定できます。 3. 1入院の支払限度日数は3タイプからお選びください。 4. 合理的なプランを選択できます。 5. 告知書扱でのご加入で簡単です。 6. オーダーメイドの保障プランが設計可能です。

(2) 付加する特約のいろいろ

特約の名称	特 長
収入保障特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small> 優良体収入保障特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	<p>ご家族の生活資金をあなたに代わって、毎月お届けする特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)に、遺されたご家族の生活資金として、年金を毎月、特約の保険期間満了時までお支払いいたします。 「特定疾病診断年金特則」を適用することにより、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態になられた時、年金月額10万円を24回(2年間)お支払いいたします。 当社の優良体基準を満たした方は優良体収入保障特約にご加入いただけます。
平準定期保険特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small> 優良体平準定期保険特約	<p>働き盛りの「万一の時」に備える合理的な特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)に特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。 当社の優良体基準を満たした方は優良体平準定期保険特約にご加入いただけます。 平準定期保険特約に「解約返戻金のない特約に関する特則」を適用することにより、解約返戻金のない平準定期保険特約にご加入いただけます。
特定疾病保障定期保険特約	<p>3大疾病に備えるための特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態になられた時に特約特定疾病保険金をお支払いいたします。 「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)には特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。
心臓・脳血管障害割増特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	<p>心疾患または脳血管疾患による、死亡または高度障害に備える特約です。</p>
災害割増特約	<p>災害による死亡または高度障害に備えるための特約です。</p>
傷害特約	<p>災害による死亡または傷害に備えるための特約です。</p>
災害入院特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small> <small>※</small>	<p>思いもよらぬケガによる入院に備えるための特約です。</p>
<small>※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。</small>	

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

特約の名称	特 長
疾病入院特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	病気による入院、病気・ケガによる手術に備えるための特約です。
災害退院後療養特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】※</small> <small>※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。</small>	ケガによる入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。
疾病退院後療養特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	病気による入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。
成人病保障特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	成人病による入院に備えるための特約です。
女性医療特約(O1) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	女性のために考えられた、女性の病気と成人病による入院に備えるための特約です。
特定疾病保険料払込免除特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	3大疾病になった場合、以後の保険料の払込を免除する特約です。
リビング・ニーズ特約	余命6カ月以内と判断された時に保険金の前払い（特定状態保険金）を請求することができます。 この特約の保険料は必要ありません。
指定代理請求人特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、被保険者の代わりに給付金や保険金等を受け取ることができる特約です。 この特約の保険料は必要ありません。

(3) 団体保険・団体年金保険

プラン	対応する保険	特 長
万一の場合 の生活保障 プラン	総合福祉団体定期保険	団体（企業）の保険料負担により、所属員（役員・従業員等）の万一の場合を保障する保険期間1年の団体保険で、団体（企業）の弔慰金制度や死亡退職金制度の裏づけとしてご利用いただいています。
	無配当総合福祉団体定期保険	従来の総合福祉団体定期保険の保障はそのまま、配当金をなくすことで、より割安な保険料でご加入いただける当社独自の商品です。
	団 体 定 期 保 険	所属員（役員・従業員等）の方々の中から希望者を募り、自らの保険料負担により、万一の場合を保障する保険期間1年の団体保険です。
病気やケガの 入院に対する 保障プラン	医療保障保険（団体型）	企業・団体に所属する方々が病気やけがで入院した場合に、公的医療保険の自己負担分を補完すること等を目的とした保険期間1年の団体向けの保険です。
ローン残高 等に対する 保障プラン	団 体 信 用 生 命 保 険 （主契約）	住宅ローン等の債権者である信用供与機関（金融機関等）が、ローン利用者の万一の場合の債権保全を図るための保険です。
	がん診断給付金特約 急性心筋梗塞 ・脳卒中診断給付金特約 重度疾病長期 入院時保障特約	万一の保障（主契約）に加えて、「生まれてはじめてがんに罹患されたとき」に保障するがん診断給付金特約、「急性心筋梗塞あるいは脳卒中により所定の状態になられたとき」に保障する急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金特約、「糖尿病等5つの重度疾病で所定の長期入院をされたとき」に保障する重度疾病長期入院時保障特約により、ローン債務者の生計の安定を図ることができる当社独自の特約です。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

9. 情報システムに関する状況

当社におけるコンピュータの使用状況につきましては、正確かつ安全な生命保険契約管理を実現することに主眼をおき、ホストコンピュータを横浜（神奈川県横浜市）、コールセンターシステムをさがみ野（神奈川県座間市）に設置し、基幹及びお客様サービスシステムの開発並びに運用を行っております。

また、災害時対策として大阪（大阪府茨木市）にデータを定期保管しております。

事務処理業務に関しましては、集中処理方式により効率化を図っており、本店（東京都渋谷区）にてオンライン端末やイメージ査定用端末、コールセンター用端末を設置して業務を行っております。更に、全国17カ所の生保営業部・支社と、生保事務の一部を代行しているあいおい損保社の営業店に対して、オンラインによる契約内容照会や保険設計書作成等の機能を提供しております。

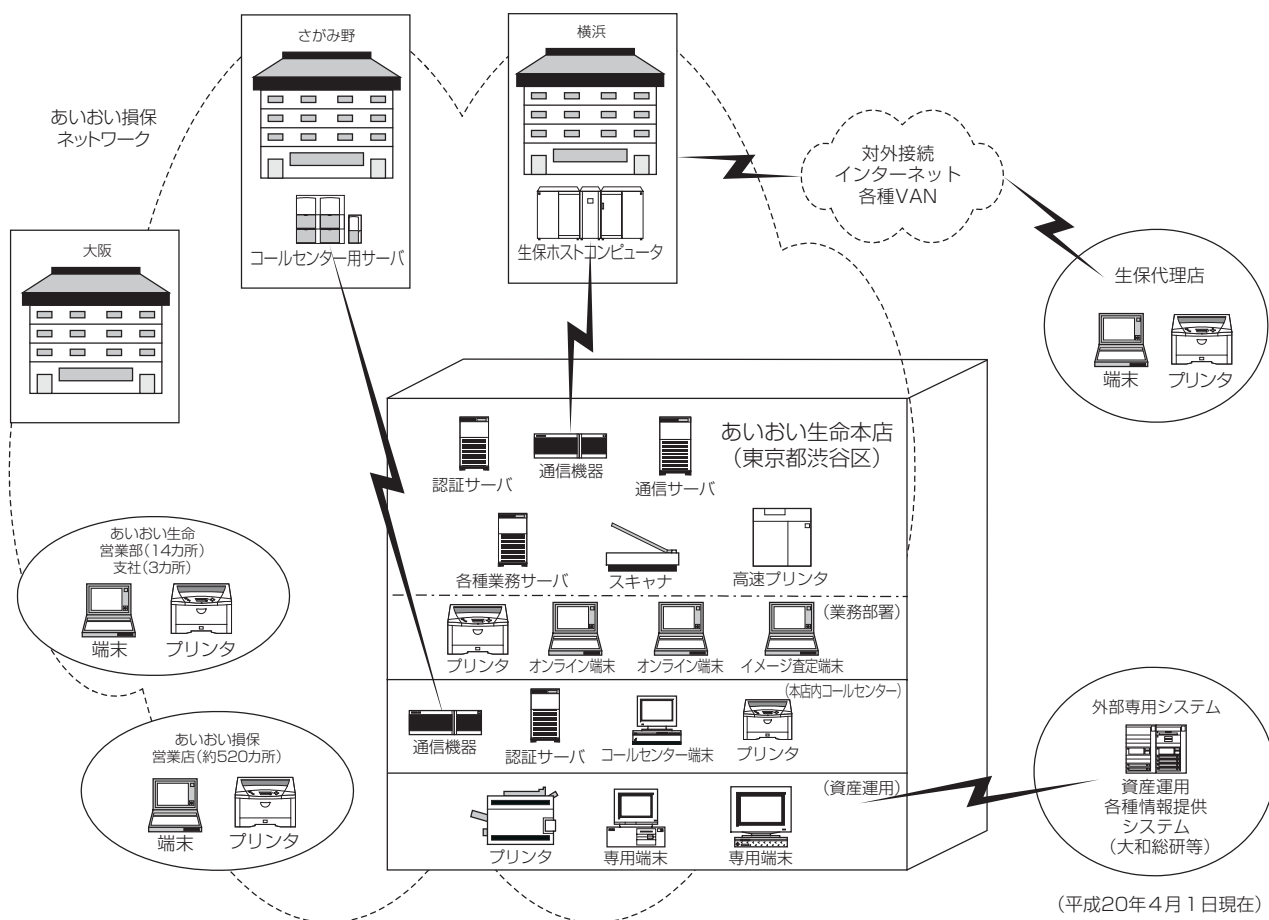
また、資産運用業務におきましては外部の専用シス

テム（大和総研等）を利用することで、安全性の確保、環境変化への迅速な対応を可能にして、お預かりしている資産の効率的な運用を実現しております。

営業推進・販売支援業務に関しましては、代理店を通したきめ細かな商品設計・ライフプランニングをご提供していくために、パソコンを利用した「ALPS」（アルプス）を開発し展開しております。また一部の代理店からは、VAN やインターネット経由でコンピュータセンターに接続し、保険設計書の作成・各種照会業務といったWEB サービスを提供しております。

これらのシステムに対しましては、お客様情報・契約関連データ保護のための暗号化や、システム利用に際しての認証（ID/パスワード運用、指紋認証）、業務単位でのアクセス権の設定等、様々なセキュリティ強化対策を実施しております。また、安全・健全なシステム利用環境が維持できるよう、管理・監視面を充実させ、利用状況情報の収集・分析を行っております。

【コンピューターネットワーク概略図】



10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P. 52をご覧ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益	63,148	67,420	77,429	89,048	96,937
経常利益又は経常損失(△)	1,246	1,001	1,311	1,933	△5,628
基 礎 利 益	1,563	1,496	1,980	2,604	△5,017
当期純利益又は当期純損失(△)	546	10	2	4	△5,090
資本金及び発行済株式の総数	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	30,000 (700千株)
総 資 産	196,486	229,243	267,474	314,116	374,657
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	165,440	197,424	234,096	279,347	334,017
貸 付 金 残 高	4,382	5,363	6,692	7,701	9,624
有 価 証 券 残 高	178,911	207,377	246,479	285,392	341,492
ソルベンシー・マージン比率	1,950.6%	1,874.0%	1,733.9%	1,734.6%	2,078.8%
ソルベンシー・マージン総額	37,394	40,167	42,979	48,449	64,464
リスクの合計額	3,834	4,286	4,957	5,586	6,201
内 勤 職 員 数	323名	368名	392名	412名	439名
保 有 契 約 高 (億 円)	41,878	48,291	55,849	62,334	67,499
団体年金保険保有契約高(億円)	6	6	6	5	5

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	平成18年度 (平成19年3月 31日現在)	平成19年度 (平成20年3月 31日現在)		平成18年度 (平成19年3月 31日現在)	平成19年度 (平成20年3月 31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	3,147	3,524	保険契約準備金	284,164	339,748
現 金	0	0	支 払 備 金	2,691	3,063
預 貯 金	3,147	3,524	責 任 準 備 金	279,347	334,017
買 現 先 勘 定	9,391	7,988	契 約 者 配 当 準 備 金	2,124	2,667
有 価 証 券	285,392	341,492	代 理 店 借	725	796
国 債	181,803	209,409	再 保 険 借	152	214
地 方 債	8,242	20,972	そ の 他 負 債	1,454	1,178
社 債	87,749	104,408	未 払 法 人 税 等	223	-
株 式	2,383	1,669	未 払 金	67	79
外 国 証 券	3,485	3,808	未 払 費 用	680	742
そ の 他 の 証 券	1,728	1,223	預 り 金	13	18
貸 付 金	7,701	9,624	金 融 派 生 商 品	0	-
保 険 約 款 貸 付	7,701	9,624	仮 受 金	468	338
有 形 固 定 資 産	280	231	退 職 給 付 引 当 金	101	123
その他の有形固定資産	280	231	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	28
無 形 固 定 資 産	650	662	特 別 法 上 の 準 備 金	314	387
ソ フ ト ウ エ ア	639	651	価 格 変 動 準 備 金	314	387
その他の無形固定資産	11	11			
代 理 店 貸	25	44	負債の部合計	286,913	342,477
再 保 険 貸	105	181	(純資産の部)		
そ の 他 資 産	6,799	7,512	資 本 金	25,000	30,000
未 収 金	5,736	6,228	資 本 剰 余 金	-	5,000
前 払 費 用	32	31	資 本 準 備 金	-	5,000
未 収 収 益	962	1,158	利 益 剰 余 金	564	△ 4,526
預 託 金	44	63	そ の 他 利 益 剰 余 金	564	△ 4,526
金 融 派 生 商 品	0	-	繰 越 利 益 剰 余 金	564	△ 4,526
仮 払 金	23	30	株 主 資 本 合 計	25,564	30,473
繰 延 税 金 資 産	623	3,423	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,638	1,706
貸 倒 引 当 金	△ 1	△ 27	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,638	1,706
			純資産の部合計	27,203	32,179
資 産 の 部 合 計	314,116	374,657	負債及び純資産の部合計	314,116	374,657

貸借対照表等に関する注記

平成 18 年度	平成 19 年度
<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）</p> <p>② 責任準備金対応債券 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法</p> <p>④ その他有価証券 時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法） 時価のないもののうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債は移動平均法による償却原価法（定額法） それ以外の有価証券は移動平均法による原価法 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は245,739百万円、時価は247,553百万円であります。</p> <p>責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）</p> <p>② 責任準備金対応債券 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法</p> <p>④ その他有価証券 時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法） 時価のないもののうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債は移動平均法による償却原価法（定額法） それ以外の有価証券は移動平均法による原価法 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は275,122百万円、時価は282,844百万円であります。</p> <p>責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>

V. 財産の状況

平成 18 年度	平成 19 年度
<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.6年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.2年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.3年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建有価証券は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、簡便法により</p>	<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.8年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.4年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.2年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建有価証券は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、簡便法により</p>

平成 18 年度	平成 19 年度
<p>算出した当事業年度末における所要額を計上しております。</p> <p>なお、平成18年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行致しました。本移行に伴う当事業年度の損益への影響はありません。</p> <p>(8) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(12) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、10,740百万円を計上しております。</p>	<p>算出した当事業年度末における所要額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(13) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>①標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>

V. 財産の状況

平成 18 年度	平成 19 年度
<p>2. 会計方針の変更</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、27,203百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>3. 表示方法の変更</p> <p>会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正に伴い、以下の通り表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前事業年度において区分掲記していた「不動</p>	<p>なお、保険料積立金については、従来より保険業法施行規則第69条第4項第4号の規程に基づく5年チルメル式による計算に加え一定の積増しを行ってきた結果、当事業年度末において保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は100.0%となっております。</p> <p>2. 会計方針の変更</p> <p>(1) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 役員退職慰労金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日改正）が公表されたことに伴い、当事業年度より支出時の費用として処理する方法から引当金を計上する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ28百万円増加しております。</p>

平成 18 年度	平成 19 年度																																																												
<p>産及び動産」は、当事業年度からは「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前事業年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当事業年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は680百万円であります。</p> <p>(3) 前事業年度において区分掲記していた「価格変動準備金」は、当事業年度からは「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>5. 有形固定資産の減価償却累計額は564百万円であります。</p> <p>6. 関係会社に対する金銭債権の総額は49百万円であります。</p> <p>7. 繰延税金資産及び繰延税金負債の総額及び発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。</p> <p>なお、当事業年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目47.80%、住民税均等割額18.03%、過年度法人税等△7.71%であります。</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>414百万円</td> </tr> <tr> <td>支払備金</td> <td>359百万円</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>価格変動準備金</td> <td>113百万円</td> </tr> <tr> <td>未払代理店手数料</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>再保険未経過保険料</td> <td>103百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>74百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>263百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>1,553百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table border="0"> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>930百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td>930百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>623百万円</td> </tr> </table> <p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>前事業年度末現在高</td> <td>1,442百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度契約者配当金支払額</td> <td>1,077百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>1,760百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度末現在高</td> <td>2,124百万円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	414百万円	支払備金	359百万円	保険料	118百万円	価格変動準備金	113百万円	未払代理店手数料	104百万円	再保険未経過保険料	103百万円	賞与引当金	74百万円	その他	263百万円	繰延税金資産合計	1,553百万円	その他有価証券評価差額金	930百万円	繰延税金負債合計	930百万円	繰延税金資産の純額	623百万円	前事業年度末現在高	1,442百万円	当事業年度契約者配当金支払額	1,077百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,760百万円	当事業年度末現在高	2,124百万円	<p>3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は588百万円であります。</p> <p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は27百万円、金銭債務の総額は9百万円であります。</p> <p>6. 繰延税金資産及び繰延税金負債の総額及び発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。</p> <p>なお、当事業年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異はありません。</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>保険契約準備金</td> <td>2,554百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>599百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>434百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>797百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>4,385百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table border="0"> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>962百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td>962百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>3,423百万円</td> </tr> </table> <p>7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>前事業年度末現在高</td> <td>2,124百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度契約者配当金支払額</td> <td>1,657百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,199百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度末現在高</td> <td>2,667百万円</td> </tr> </table>	保険契約準備金	2,554百万円	税務上の繰越欠損金	599百万円	ソフトウェア	434百万円	その他	797百万円	繰延税金資産合計	4,385百万円	その他有価証券評価差額金	962百万円	繰延税金負債合計	962百万円	繰延税金資産の純額	3,423百万円	前事業年度末現在高	2,124百万円	当事業年度契約者配当金支払額	1,657百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,199百万円	当事業年度末現在高	2,667百万円
ソフトウェア	414百万円																																																												
支払備金	359百万円																																																												
保険料	118百万円																																																												
価格変動準備金	113百万円																																																												
未払代理店手数料	104百万円																																																												
再保険未経過保険料	103百万円																																																												
賞与引当金	74百万円																																																												
その他	263百万円																																																												
繰延税金資産合計	1,553百万円																																																												
その他有価証券評価差額金	930百万円																																																												
繰延税金負債合計	930百万円																																																												
繰延税金資産の純額	623百万円																																																												
前事業年度末現在高	1,442百万円																																																												
当事業年度契約者配当金支払額	1,077百万円																																																												
利息による増加等	0百万円																																																												
契約者配当準備金繰入額	1,760百万円																																																												
当事業年度末現在高	2,124百万円																																																												
保険契約準備金	2,554百万円																																																												
税務上の繰越欠損金	599百万円																																																												
ソフトウェア	434百万円																																																												
その他	797百万円																																																												
繰延税金資産合計	4,385百万円																																																												
その他有価証券評価差額金	962百万円																																																												
繰延税金負債合計	962百万円																																																												
繰延税金資産の純額	3,423百万円																																																												
前事業年度末現在高	2,124百万円																																																												
当事業年度契約者配当金支払額	1,657百万円																																																												
利息による増加等	0百万円																																																												
契約者配当準備金繰入額	2,199百万円																																																												
当事業年度末現在高	2,667百万円																																																												

V. 財産の状況

平成 18 年度	平成 19 年度
<p>9. 関係会社の株式は62百万円であります。</p> <p>10. 担保に供している資産の額は有価証券347百万円であります。また、担保付き債務はありません。</p> <p>11. 1株当たりの純資産額は54,406円10銭であります。</p> <p>12. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により受け入れた買入金銭債権であり、当事業年度末においては当該処分を行わずにすべて所有しており、その額面は9,400百万円であります。</p> <p>13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は20百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は822百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>15. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>8. 関係会社の株式は62百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産の額は有価証券221百万円あります。また、担保付き債務はありません。</p> <p>10. 1株当たりの純資産額は45,971円37銭あります。</p> <p>11. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により受け入れた買入金銭債権であり、当事業年度末においては当該処分を行わずにすべて所有しており、その額面は8,000百万円あります。</p> <p>12. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は905百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。</p> <p>13. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成18年度 〔平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで〕	平成19年度 〔平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		89,048	96,937
保 険 料 等 収 入		82,963	89,966
保 険 料		82,506	89,318
再 保 険 収 入		456	648
資 産 運 用 収 益		5,494	6,528
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		5,415	6,439
預 貯 金 利 息		0	0
有 価 証 券 利 息・配 当 金		5,174	6,095
貸 付 金 利 息		222	261
そ の 他 利 息 配 当 金		18	83
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益		0	—
有 価 証 券 売 却 益		59	88
金 融 派 生 商 品 収 益		0	0
為 替 差 益		19	—
そ の 他 運 用 収 益		0	0
そ の 他 経 常 収 益		590	441
年 金 特 約 取 扱 受 入 金		238	60
保 険 金 据 置 受 入 金		350	379
そ の 他 の 経 常 収 益		1	2
経 常 費 用		87,114	102,565
保 険 金 等 支 払 金		25,141	30,479
保 険 金		6,697	7,770
年 金		257	385
給 付 金		2,721	3,654
解 約 返 戻 金		14,115	17,299
そ の 他 返 戻 金		425	264
再 保 険 料		923	1,105
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		45,554	55,042
支 払 備 金 繰 入 額		303	371
責 任 準 備 金 繰 入 額		45,250	54,669
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		0	0
資 産 運 用 費 用		11	532
支 払 利 息		2	9
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損		—	13
有 価 証 券 売 却 損		8	91
有 価 証 券 評 価 損		—	16
為 替 差 損		—	374
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0	26
そ の 他 運 用 費 用		0	0
事 業 費		15,477	15,499
そ の 他 経 常 費 用		929	1,011
保 険 金 据 置 支 払 金		259	265
税 金		317	369
減 価 償 却 費		340	346
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		11	21
そ の 他 の 経 常 費 用		0	8
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)		1,933	△ 5,628
特 別 損 失		63	80
固 定 資 産 等 処 分 損		2	7
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		61	72
価 格 変 動 準 備 金		61	72

V. 財産の状況

科 目 \ 年 度	平成18年度 〔平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで〕 金 額	平成19年度 〔平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで〕 金 額
契約者配当準備金繰入額	1,760	2,199
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	109	△ 7,908
法人税及び住民税	337	21
法人税等調整額	△ 232	△ 2,838
当期純利益又は当期純損失(△)	4	△ 5,090

損益計算書に関する注記

平成18年度	平成19年度
<p>1. 表示方法の変更 会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正に伴い、以下の通り表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前事業年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益(損)」は、当事業年度から「固定資産等処分益(損)」として表示しております。</p> <p>(2) 前事業年度において、「価格変動準備金繰入額」として区分掲記していたものを、当事業年度から「特別法上の準備金繰入額」を新設し、その内訳の「価格変動準備金」として表示しております。</p> <p>(3) 当事業年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は147百万円、費用の総額は1,452百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の内訳は、株式等50百万円、国債等債券9百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の内訳は、外国証券8百万円であります。</p> <p>5. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、利息及び配当金等収入0百万円、売却益6百万円、売却損6百万円であります。</p> <p>6. 金融派生商品収益には、評価損が0百万円含まれております。</p> <p>7. 1株当たり当期純利益は、9円19銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>8. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は152百万円、費用の総額は1,333百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、株式等74百万円、国債等債券13百万円、外国証券0百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、株式等90百万円、外国証券1百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券16百万円あります。</p> <p>5. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、利息及び配当金等収入1百万円、売却益13百万円、売却損28百万円あります。</p> <p>6. 1株当たり当期純損失は、8.461円53銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成18年度	平成19年度
		(平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		109	△ 7,908
減価償却費		340	346
支払備金の増加額		303	371
責任準備金の増加額		45,250	54,669
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額		1,760	2,199
貸倒引当金の増加額		0	25
退職給付引当金の増加額		△ 28	21
役員退職慰労引当金の増加額		-	28
価格変動準備金の増加額		61	72
利息及び配当金等収入		△ 5,415	△ 6,439
有価証券関係損益		△ 51	33
支払利息		2	9
為替差損益		△ 19	374
有形固定資産関係損益		2	7
代理店貸の増加額		△ 1	△ 18
再保険貸の増加額		146	△ 75
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増加額		△ 795	△ 622
代理店借の増加額		△ 36	70
再保険借の増加額		44	61
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増加額		135	△ 52
その他		0	0
小 計		41,810	43,177
利息及び配当金等の受取額		5,547	6,476
利息の支払額		△ 2	△ 9
契約者配当金の支払額		△ 1,077	△ 1,657
その他		△ 2	△ 9
法人税等の支払額		△ 265	△ 390
営業活動によるキャッシュ・フロー		46,009	47,586
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 42,019	△ 64,693
有価証券の売却・償還による収入		3,153	8,069
貸付けによる支出		△ 4,916	△ 6,849
貸付金の回収による収入		3,907	4,926
II① 小 計		△ 39,874	△ 58,547
(I + II①)		(6,134)	(△ 10,960)
有形固定資産の取得による支出		△ 125	△ 66
有形固定資産の売却による収入		-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 40,000	△ 58,613
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		-	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	10,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増加額		6,009	△ 1,026
VI 現金及び現金同等物期首残高		6,530	12,539
VII 現金及び現金同等物期末残高		12,539	11,512

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローであります。

(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計であります。

(注3) 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

V. 財産の状況

4. 株主資本等変動計算書

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計				
前事業年度末残高	25,000	559	559	25,559	1,485	1,485	27,044
当事業年度変動額							
当期純利益		4	4	4			4
株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額)					153	153	153
当事業年度変動額合計	-	4	4	4	153	153	158
当事業年度末残高	25,000	564	564	25,564	1,638	1,638	27,203

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前事業年度末残高	25,000			564	564	25,564
当事業年度変動額						
新株の発行	5,000	5,000	5,000			10,000
当期純利益				△ 5,090	△ 5,090	△ 5,090
株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額)						
当事業年度変動額合計	5,000	5,000	5,000	△ 5,090	△ 5,090	4,909
当事業年度末残高	30,000	5,000	5,000	△ 4,526	△ 4,526	30,473

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前事業年度末残高	1,638	1,638	27,203
当事業年度変動額			
新株の発行			10,000
当期純利益			△ 5,090
株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額)	67	67	67
当事業年度変動額合計	67	67	4,976
当事業年度末残高	1,706	1,706	32,179

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	500	200	—	700
合 計	500	200	—	700

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加200千株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計	—	—
(対合計比)	(—)	(—)
正常債権	7,785	9,727
合計	7,785	9,727

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

—該当ありません—

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

—該当ありません—

V. 財産の状況

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成18年度末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	48,449	64,464
資本金等	25,564	30,473
価格変動準備金	314	387
危険準備金	5,040	5,628
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	2,311	2,407
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	24,782
持込資本金等	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	15,218	785
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	5,586	6,201
保険リスク相当額 R_1	4,142	3,728
予定利率リスク相当額 R_2	251	212
資産運用リスク相当額 R_3	3,264	3,607
経営管理リスク相当額 R_4	153	251
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	—	834
ソルベンシー・マージン比率 (C) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,734.6%	2,078.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成18年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は「その他」に含まれています）。
2. 平成19年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 」を含めて算出しています（平成18年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

<ソルベンシー・マージン比率について>

- ・生命保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や満期保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、生命保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」[前ページの表(B)]に対する、「生命保険会社の支払余力」を示す「ソルベンシー・マージン総額」[前ページの表(A)]の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」[前ページの表(C)]です(ソルベンシー・マージン比率の計算式は、前ページの表(C)をご参照ください)。
- ・「通常の予測を超える危険」とは以下の各種の危険の総額をいいます(〔 〕内は当該リスクに対応する前ページの表の準備金の例示)。
 - ① 保険リスクおよび第三分野保険の保険リスク [危険準備金：貸借対照表上「責任準備金」に含めて計上] 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
 - ② 予定利率リスク [危険準備金：貸借対照表上「責任準備金」に含めて計上] 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用リスク [価格変動準備金：貸借対照表上「価格変動準備金」として計上] 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理リスク 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
 - ⑤ 最低保証リスク：当社に該当はありません。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況」は適当である、とされています。

<参考>実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	平成18年度末	平成19年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	315,930	382,378
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	266,256	310,608
実質資産負債差額A (1) - (2) = (3)	49,674	71,769
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	1,813	7,721
実質資産負債差額B (3) - (4)	47,860	64,048

(注)「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除外したものであり、実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条および「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6」に基づき算出しています。
 なお、当社は上記両年度末において満期保有債券は保有しておりません。また、責任準備金対応債券の残高はP.122「Ⅵ-5-(1)有価証券の時価情報」に記載しております。

V. 財産の状況

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

－該当ありません－

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成 18 年度 末					平成 19 年度 末				
	帳簿 価 額	時 価	差 損 益			帳簿 価 額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損	うち差益			うち差損		
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	245,739	247,553	1,813	4,747	2,933	275,122	282,844	7,721	9,407	1,685
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	37,021	39,590	2,568	2,772	203	63,632	66,307	2,674	2,781	106
公 社 債	34,282	34,635	353	549	196	60,883	62,564	1,681	1,738	57
株 式	723	2,320	1,597	1,597	-	723	1,606	883	883	-
外 国 証 券	882	905	23	29	6	936	912	△24	-	24
公 社 債	882	905	23	29	6	936	912	△24	-	24
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,133	1,728	594	594	-	1,089	1,223	134	159	24
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	282,761	287,143	4,382	7,519	3,137	338,754	349,151	10,396	12,188	1,792
公 社 債	277,442	279,579	2,137	5,259	3,122	333,109	342,305	9,196	10,939	1,742
株 式	723	2,320	1,597	1,597	-	723	1,606	883	883	-
外 国 証 券	3,461	3,514	52	67	15	3,832	4,015	182	207	24
公 社 債	3,461	3,514	52	67	15	3,832	4,015	182	207	24
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,133	1,728	594	594	-	1,089	1,223	134	159	24
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」については、該当ありません。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	62	62
その他の有価証券	—	—
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
合 計	62	62

(2) 金銭の信託の時価情報

—該当ありません—

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）

1. 定性的情報

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。

②取組方針

当社では、デリバティブ取引を、ポートフォリオのリスクヘッジ手段と位置づけており、ヘッジ目的に利用を限定しています。

③利用目的

当社が利用している為替予約取引は、外貨建債券の購入・売却時の為替レートを事前に確定する目的、為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用します。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、運用資産の為替変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、当社は、取引の相手の契約不履行により生ずる信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関を相手としてデリバティブ取引を行っています。

⑤リスク管理体制

当社ではデリバティブ取引を含む取引全般に関する職務権限規程及び資産運用リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実行し、現物資産と合わせて一元的にリスクを管理しています。なお、デリバティブ取引の状況は定期的に経営会議等に報告されています。

V. 財産の状況

2. 定量的情報

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

－該当ありません－

②金利関連

－該当ありません－

③通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	平成18年度末				平成19年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約 買建	21	－	21	△0	－	－	－	－
	米ドル	21	－	21	△0	－	－	－	－
	合計				△0				－

（注）為替予約取引における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。

④株式関連

－該当ありません－

⑤債券関連

－該当ありません－

⑥その他

－該当ありません－

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度
基礎利益 A	2,604	△ 5,017
キャピタル収益	78	499
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	0	—
有価証券売却益	59	88
金融派生商品収益	0	0
為替差益	19	—
その他キャピタル収益	—	411
キャピタル費用	24	496
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	13
有価証券売却損	8	91
有価証券評価損	—	16
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	374
その他キャピタル費用	16	—
キャピタル損益 B	54	3
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	2,658	△ 5,014
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	725	613
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	725	587
個別貸倒引当金繰入額	0	26
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 725	△ 613
経常利益又は経常損失（△） A + B + C	1,933	△ 5,628

（注）その他キャピタル収益及びその他キャピタル費用は全額、それぞれ、責任準備金繰入額のうち外貨建保険商品に係る責任準備金の為替変動による減少額及び増加額であります。

V. 財産の状況

11. 利源別損益

(単位：百万円)

		平成18年度	平成19年度
危険差損益(注1)	①	8,427	7,921
費差損益(注1)	②	▲994	▲1,652
利差損益(注1)	③	207	484
3利源合計	④=①+②+③	7,640	6,752
その他損益(注2)	⑤	▲5,036	▲11,770
基礎利益	⑥=④+⑤	2,604	▲5,017

(注1) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「保険料設定の際に予定した保険金・給付金の支払額」と「実際に発生した保険金・給付金の支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「保険料設定の際に予定した経費」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「保険料設定の際に予定した運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益

(注2) その他損益は主として、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けての責任準備金積増し額等です(下表参照)。

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
標準責任準備金積立の達成に向けての 責任準備金積増し額等	▲5,175	▲11,869

12. 会社法による会計監査人の監査

会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けています。

13. 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する確認書

この確認書は、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について」（金融庁要請：平成17年10月7日、金監第2835号）により、本誌に記載するものであります。

確認書

平成 20 年 5 月 29 日

あいおい生命保険株式会社

取締役社長

龍田 泰久 

私は、「あいおい生命の現状－ビジネスレポート 2008」の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを、下記の通り確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成にあたり、社内体制・手続を充実させ、有効に機能する環境を整備しておりますが、以下の通り、これが適正に機能していることを確認致しました。

- ① 財務諸表の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務が行われる体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、財務諸表作成に係る各部門の業務の遂行状況の適切性・有効性が検証され、監査結果について経営者に報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人から監査報告書に基づき当期の監査結果の報告を受け、財務諸表に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

以 上

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

平成19年度決算の主要業績は以下の通りとなりました。

<新契約高>

個人保険は7,499億円（対前年度550億円減）、個人年金保険は367億円（同39億円減）、団体保険は149億円（同139億円減）となりました。

<減少契約高（保険金支払等による契約消滅・解約・失効等）>

個人保険は6,135億円（同139億円増）、個人年金保険は204億円（同58億円増）となりました。

<保有契約高>

個人保険は4兆6,727億円（同2,313億円増）、個人年金保険は2,346億円（同190億円増）、団体保険は1兆8,425億円（同2,660億円増）となりました。

<資産>

総資産が3,746億57百万円（同605億41百万円増）となりましたが、そのうち運用資産の主なものは、有価証券が3,414億92百万円、貸付金96億24百万円であります。

<経常収益>

保険料等収入が899億66百万円（同70億03百万円増）、資産運用収益が65億28百万円（同10億34百万円増）、その他経常収益が4億41百万円（同1億49百万円減）となり、経常収益は969億37百万円（同78億89百万円増）となりました。

<経常費用>

保険関係費用として、保険金・年金・給付金が118億9百万円（同21億34百万円増）、解約返戻金が172億99百万円（同31億84百万円増）、再保険料が11億5百万円（同1億82百万円増）で、保険金等支払金の合計は304億79百万円（同53億38百万円増）となりました。

また、責任準備金等繰入額は550億42百万円（同94億88百万円増）、資産運用費用が5億32百万円（同5億21百万円増）、事業費が154億99百万円（同22百万円増）、その他経常費用が10億11百万円（同82百万円増）となった結果、経常費用は1,025億65百万円（同154億51百万円増）となりました。

<経常損失・当期純損失>

経常損失は56億28百万円（同75億61百万円減）となりました。

これに特別損益項目、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減算した当期純損失は、50億90百万円（同50億94百万円減）となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

(保有契約高)

(単位：千件、百万円、%)

	平成18年度末				平成19年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	379	108.3	4,441,419	107.6	407	107.4	4,672,768	105.2
個人年金保険	59	118.7	215,610	115.1	65	109.7	234,687	108.8
団体保険	-	-	1,576,463	124.0	-	-	1,842,507	116.9
団体年金保険	-	-	592	96.0	-	-	561	94.8

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

(新契約高)

(単位：千件、百万円)

	平成18年度				平成19年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	57	804,986	804,986	-	58	749,902	749,902	-
個人年金保険	12	40,712	40,712	-	10	36,732	36,732	-
団体保険	-	28,927	28,927		-	14,959	14,959	
団体年金保険	-	-	-		-	-	-	

(注) 1. 当社では、個人保険および個人年金保険の転換制度は設けていません。

2. 個人年金保険の新契約の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

(保有契約)

(単位：百万円、%)

区分	平成18年度末		平成19年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	52,577	109.9	55,543	105.6
個人年金保険	11,676	119.7	12,914	110.6
合計	64,254	111.5	68,458	106.5
うち医療保障・生前給付保障等	6,737	102.9	6,972	103.5

(新契約)

(単位：百万円、%)

区分	平成18年度		平成19年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	9,087	97.1	7,802	85.9
個人年金保険	2,523	71.0	2,184	86.6
合計	11,610	89.9	9,987	86.0
うち医療保障・生前給付保障等	745	90.0	768	103.0

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

VI. 業務の状況を示す指標等

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成18年度末	平成19年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	4,422,832	4,653,582
		個人年金保険	(36,889)	(47,409)
		団体保険	1,576,461	1,842,504
		団体年金保険	—	—
	その他共計	5,999,293	6,496,087	
	災害死亡	個人保険	(342,284)	(351,207)
		個人年金保険	(346)	(326)
		団体保険	(5,220)	(5,532)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(347,851)	(357,066)		
その他の条件付死亡	個人保険	(701)	(1,558)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	(701)	(1,558)		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	18,586	19,222
		個人年金保険	213,018	231,388
		団体保険	0	0
		団体年金保険	—	—
	その他共計	231,604	250,610	
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(25,481)	(27,896)
		団体保険	(0)	(0)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(25,482)	(27,897)		
その他	個人保険	—	—	
	個人年金保険	2,592	3,299	
	団体保険	2	2	
	団体年金保険	592	561	
その他共計	3,187	3,862		
入院保障	災害入院	個人保険	(933)	(967)
		個人年金保険	(5)	(4)
		団体保険	(40)	(39)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(980)	(1,012)	
	疾病入院	個人保険	(972)	(1,005)
		個人年金保険	(6)	(5)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(979)	(1,011)		
その他条件付入院	個人保険	(419)	(421)	
	個人年金保険	(0)	(0)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	(420)	(422)		

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成18年度末	平成19年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	26,569	27,390
	個 人 年 金 保 険	53	51
	団 体 保 険	36,587	43,731
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	63,209	71,172
手 術 保 障	個 人 保 険	165,393	169,634
	個 人 年 金 保 険	1,123	1,041
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	166,516	170,675

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成18年度末	平成19年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	722,970	809,616
	定 期 保 険	1,970,053	2,119,157
	定 期 保 険 特 約	1,632,738	1,620,696
	そ の 他 共 計	4,326,216	4,549,867
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	94,471	101,717
	こ ども 保 険	18,493	19,122
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	2,144	1,961
	そ の 他 共 計	115,110	122,802
生 存 保 険		93	99
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	215,610	234,687
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	191,877	197,532
	傷 害 特 約	137,405	140,643
	災 害 入 院 特 約	720	743
	疾 病 特 約	719	739
	成 人 病 特 約	26	27
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	347	345

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

VI. 業務の状況を示す指標等

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	349,896	4,126,258	379,058	4,441,419
新 契 約	57,741	804,986	58,154	749,902
更 新	942	5,443	1,281	8,679
復 活	5,202	101,366	4,052	81,385
転 換 に よ る 増 加	-	-	-	-
死 亡	458	4,878	586	6,290
満 期	1,792	8,906	2,147	13,090
保 険 金 額 の 減 少	21,487	81,060	26,888	88,543
転 換 に よ る 減 少	-	-	-	-
解 約	22,639	328,604	24,109	349,209
失 効	9,710	175,350	8,323	155,160
その他の異動による減少	125	825	141	1,244
年 末 現 在 (増 加 率)	379,058 (8.3)	4,441,419 (7.6)	407,258 (7.4)	4,672,768 (5.2)
純 増 加 (増 加 率)	29,162 (△19.3)	315,161 (△19.3)	28,200 (△3.3)	231,349 (△26.6)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	50,390	187,347	59,793	215,610
新 契 約	12,933	40,712	10,222	36,732
復 活	102	511	58	460
転 換 に よ る 増 加	-	-	-	-
死 亡	75	247	92	332
支 払 満 了	27	476	65	1,276
金 額 の 減 少	47	246	47	324
転 換 に よ る 減 少	-	-	-	-
解 約	3,345	11,629	4,180	15,392
失 効	338	1,433	188	970
その他の異動による減少	68	539	159	2,135
年 末 現 在 (増 加 率)	59,793 (18.7)	215,610 (15.1)	65,613 (9.7)	234,687 (8.8)
純 増 加 (増 加 率)	9,403 (△32.2)	28,262 (△36.9)	5,820 (△38.1)	19,076 (△32.5)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	16,376,555	1,271,298	7,313,817	1,576,463
新 契 約	20,638	28,927	16,827	14,959
更 新	519,206	494,303	7,311,394	1,801,889
中 途 加 入	954,275	421,848	365,332	313,950
保 険 金 額 の 増 加	2,432	29,014	4,379	6,414
死 亡	22,912	1,643	18,189	1,628
満 期	597,364	518,849	7,311,200	1,726,542
脱 退	1,062,891	106,652	540,294	93,729
保 険 金 額 の 減 少	1,937	56,111	7,491	38,693
解 約	8,869,602	59,986	1,610	4,051
失 効	103	456	482	1,093
その他の異動による減少	4,238	3,007	3,126	7,160
年 末 現 在 (増 加 率)	7,313,817 (△55.3)	1,576,463 (24.0)	7,133,873 (△2.5)	1,842,507 (16.9)
純 増 加 (増 加 率)	△9,062,738 (△304.2)	305,164 (△4.7)	△179,944 (-)	266,043 (△12.8)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,377	616	1,520	592
新 契 約	-	-	-	-
年 金 支 払	62	5	259	6
一 時 金 支 払	140	42	120	44
解 約	-	-	-	-
年 末 現 在 (増 加 率)	1,520 (10.4)	592 (△4.0)	1,208 (△20.5)	561 (△5.2)
純 増 加 (増 加 率)	143 (-)	△24 (-)	△312 (-)	△30 (-)

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

VI. 業務の状況を示す指標等

(7) 契約者配当の状況

①5年ごと利差配当付商品（個人保険・個人年金）

イ 契約者配当の仕組み

5年ごと利差配当付商品は、毎年、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に契約者配当準備金を積み立て（下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。）、契約後5年ごとに契約者配当金としてお支払いします。

ロ 平成19年度決算による配当金

平成19年度決算に基づく配当基準利回りを算定し、予定利率による運用益を上回る部分を契約者配当準備金として積み立てました。

ハ 契約者配当金例示

平成19年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

<例>5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了

男性、年払、保険金100万円

契約日（経過年数）	保険料	継続中の契約（配当金）	死亡契約（保険金+配当金）
平成15年10月1日（5年）	25,149円	810円	1,000,810円

（注）「継続中の契約」欄は5年ごとの契約応当日を迎えた場合の受領金額を示します。

「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示します。

経過年数とは平成20年4月1日から平成21年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

上記配当金は、責任準備金、予定利率および配当基準利回りにより計算した金額です。

<平成19年度決算に基づく配当基準利回り>

（単位：％）

	平成18年度	平成19年度
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.25～2.00	1.40～2.20
5年ごと利差配当付養老保険 （一時払かつ平成11年4月2日以降契約の場合）	1.20～1.65	0.55～1.55
上記以外の5年ごと利差配当付契約	1.25～2.15	1.35～2.05

（注）配当基準利回りは、契約年月に応じて異なります。

②団体保険

団体保険については、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お申込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

平成19年度決算においても、団体の規模、保険金支払実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	7.6	5.2
個 人 年 金 保 険	15.1	8.8
団 体 保 険	24.0	16.9
団 体 年 金 保 険	△4.0	△5.2

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度
新 契 約 平 均 保 険 金	13,941	12,895
保 有 契 約 平 均 保 険 金	11,717	11,474

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	19.5	16.9
個 人 年 金 保 険	21.9	17.2
団 体 保 険	2.3	0.9

(注) 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	11.6	11.4
個 人 年 金 保 険	6.9	7.6
団 体 保 険	6.9	2.4

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額または増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

VI. 業務の状況を示す指標等

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位：円）

平成18年度	平成19年度
154,485	152,448

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

件 数 率		金 額 率	
平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
1.3	1.5	1.0	1.4

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		平成18年度	平成19年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.1	0.1
	金 額	0.1	0.4
障 害 保 障 契 約	件 数	0.2	0.1
	金 額	0.0	0.0
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5.0	4.0
	金 額	132.0	96.6
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	35.7	36.4
	金 額	660.9	624.8
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	11.9	9.6
	金 額	287.2	280.9
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	26.3	30.2

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

平成18年度	平成19年度
18.8	17.4

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成18年度	平成19年度
5	5

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成18年度	平成19年度
100%	100%

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成18年度	平成19年度
A-以上	100%	100%
BBB-以上	-	-
その他	-	-

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社(S&P社)によるものに基づいております。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位: 百万円)

平成18年度	平成19年度
51	143

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位: %)

	平成18年度	平成19年度
第三分野発生率	37.9	44.5
医療(疾病)	43.9	50.4
がん	-	-
介護	-	-
その他	16.3	23.4

(注) 上表の割合は、(1) 発生保険金額 ÷ (2) 経過保険料で算出しています。

(1) 発生保険金額は、保険金・給付金等の支払額 + 対応する支払備金繰入額(既発生未報告分に係る支払備金を除く) + 保険金・給付金等の支払いに係る事業費等です。

(2) 経過保険料は、(純保険料中の危険保険料 + 付加保険料中の維持費相当分) を、平成19年度の経過期間に対応する責任に相当する額に修正したものです。

VI. 業務の状況を示す指標等

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	1,073	1,455
	災 害 保 険 金	61	35
	高 度 障 害 保 険 金	262	404
	満 期 保 険 金	36	7
	そ の 他	-	-
	小 計	1,433	1,903
年 金	12	1	
給 付 金	613	551	
解 約 返 戻 金	621	603	
保 険 金 据 置 支 払 金	0	1	
そ の 他 共 計	2,691	3,063	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	240,001	282,421
	個 人 年 金 保 険	33,652	45,350
	団 体 保 険	59	55
	団 体 年 金 保 険	592	561
	そ の 他	0	0
	小 計	274,307	328,389
危 険 準 備 金	5,040	5,628	
合 計	279,347	334,017	

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものです。

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	平成19年度末 合 計
残高	315,293	13,095	5,628	334,017

(注) 当社は、払戻積立金については該当がありません。

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		平成18年度末	平成19年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		96.9	100.0

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
平成8年度～平成12年度	150,291	1.65～3.10
平成13年度～平成17年度	140,238	1.00～1.75
平成18年度	24,255	1.00～1.75
平成19年度	12,987	1.00～1.75

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	その他の保険	合 計
平成18年度	前年度末現在	101	4	1,334	0	0	1,442
	利息による増加	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	6	0	1,070	0	0	1,077
	当年度繰入額	59	34	1,666	0	0	1,760
	当年度末現在	154	38	1,930	0	0	2,124
		(38)	(4)	(5)	(-)	(-)	(47)
平成19年度	前年度末現在	154	38	1,930	0	0	2,124
	利息による増加	0	0	0	-	-	0
	配当金支払による減少	10	2	1,643	0	0	1,657
	当年度繰入額	94	84	2,019	0	0	2,199
	当年度末現在	239	120	2,306	0	0	2,667
		(81)	(12)	(4)	(-)	(-)	(97)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

VI. 業務の状況を示す指標等

(6) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	
	個別貸倒引当金	1	27	25	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		101	123	21	
役員退職慰労引当金		—	28	28	
価格変動準備金		314	387	72	

(注) 計上の理由及び算定方法は、貸借対照表の注記に記載しております。

(7) 特定海外債権引当勘定の状況

—該当ありません—

(8) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		25,000	5,000	—	30,000	
うち既 発行株式	(普通株式)	(500千株)	(200千株)	—	(700千株)	増資による
	計	500千株	200千株	—	700千株	
資本剰余金	(資本準備金)	—	(5,000)	—	(5,000)	増資による
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	—	5,000	—	5,000	

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	65,716	69,821
(うち一時払)	5,176	4,341
(うち年払)	13,607	15,492
(うち半年払)	260	264
(うち月払)	46,671	49,722
個 人 年 金 保 険	11,747	13,714
(うち一時払)	1,093	1,783
(うち年払)	1,071	1,313
(うち半年払)	29	27
(うち月払)	9,553	10,589
団 体 保 険	5,007	5,750
団 体 年 金 保 険	32	28
そ の 他 共 計	82,506	89,318

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
死亡保険金	4,067	8	1,827	—	—	0	5,902	4,991
災害保険金	127	—	1	—	—	—	128	21
高度障害保険金	428	—	111	—	—	—	539	249
満期保険金	1,199	—	—	—	—	—	1,199	1,435
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,822	8	1,940	—	—	0	7,770	6,697

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
252	126	0	6	—	—	385	257

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
死亡給付金	0	94	—	3	—	—	97	54
入院給付金	733	4	4	—	—	0	742	757
手術給付金	490	3	—	—	—	—	494	436
障害給付金	32	—	0	—	—	—	32	18
生存給付金	398	0	—	—	—	—	398	380
その他	1,323	43	480	40	—	0	1,888	1,074
合 計	2,978	146	484	44	—	0	3,654	2,721

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
15,096	2,203	—	—	—	—	17,299	14,115

VI. 業務の状況を示す指標等

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	819	107	588	231	71.8
建物	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	819	107	588	231	71.8
無形固定資産	1,856	238	1,193	662	64.3
その他	—	—	—	—	—
合計	2,675	346	1,781	893	66.6

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
営業活動費	6,887	6,749
営業管理費	372	266
一般管理費	8,217	8,483
合計	15,477	15,499

(注) 一般管理費に含まれる、保険業法第265条の33第1項の規定に基づく当社の負担金は以下のとおりであります。

- ・金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する負担金
平成18年度41百万円、平成19年度23百万円
- ・保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金
平成18年度83百万円、平成19年度91百万円

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 税	39	70
消費 費 税	16	13
印 紙 税	22	21
登 録 免 許 税	—	35
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	278	298
地 方 消 費 税	4	3
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	260	281
固 定 資 産 税	3	3
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	9	9
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合計	317	369

(17) リース取引

[リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

－該当ありません－

②未経過リース料期末残高相当額

－該当ありません－

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
支 払 リ ー ス 料	3	－
減 価 償 却 費 相 当 額	3	－
支 払 利 息 相 当 額	0	－

④減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっている。
支払利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

VI. 業務の状況を示す指標等

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

①平成19年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成19年度のがわが国経済は、上期は、海外経済の拡大を背景に、輸出や生産は増加を続け、企業収益は高水準を維持、個人消費も底堅く推移し、内外需が増加する中で緩やかな成長が続きましたが、下期以降、サブプライム問題に端を発した海外経済の減速やエネルギー・原材料価格高の影響も強まり景気は減速に転じることとなりました。

こうした中、資産運用環境は、世界的な金融市場の混乱により、長期金利が急低下、株価も大きく下落、為替もドル安が急進するなど、大きく変動する展開となりました。

ロ. 当社の運用方針

生命保険事業の公共性、資産の健全性の維持、長期的な保障確保に配慮し、かつ収益性、安全性、流動性に留意した資産運用を行っていくことを基本としております。

こうした方針に基づき、信用度の高い国内公社債を中心に運用を行っています。また、運用資産、運用対象の拡大に合わせ、ALM 及びリスク管理体制の強化・充実を進めております。

ハ. 運用実績の概況

平成20年3月末の一般勘定資産は、平成19年3月末比60,540百万円増加し、374,657百万円となりました。増加資産は年度運用方針通り、国内公社債中心に配分しました。

その結果、運用資産の主な内訳は、国内公社債334,790百万円、国内株式1,669百万円、外国証券3,808百万円、その他の証券1,223百万円、買現先勘定7,988百万円、現預金・コールローン3,524百万円となっております。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 18 年 度 末		平成 19 年 度 末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	3,147	1.0	3,524	0.9
買 現 先 勘 定	9,391	3.0	7,988	2.1
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	285,392	90.9	341,492	91.1
公 社 債	277,795	88.4	334,790	89.4
株 式	2,383	0.8	1,669	0.4
外 国 証 券	3,485	1.1	3,808	1.0
公 社 債	3,485	1.1	3,808	1.0
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	1,728	0.6	1,223	0.3
貸 付 金	7,701	2.5	9,624	2.6
保 険 約 款 貸 付	7,701	2.5	9,624	2.6
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	-	-	-	-
繰 延 税 金 資 産	623	0.2	3,423	0.9
そ の 他	7,861	2.5	8,631	2.3
貸 倒 引 当 金	△ 1	△ 0.0	△ 27	△ 0.0
合 計	314,116	100.0	374,657	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	2,687	0.9	3,014	0.8

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
現預金・コールローン	△ 3,382	376
買 現 先 勘 定	9,391	△ 1,403
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	38,912	56,099
公 社 債	38,686	56,995
株 式	△ 123	△ 714
外 国 証 券	462	323
公 社 債	462	323
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	△ 112	△ 505
貸 付 金	1,008	1,922
保 険 約 款 貸 付	1,008	1,922
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-
繰 延 税 金 資 産	145	2,799
そ の 他	566	770
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 25
合 計	46,642	60,540
う ち 外 貨 建 資 産	458	326

VI. 業務の状況を示す指標等

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
現預金・コールローン	0.00	0.04
買 現 先 勘 定	0.39	0.59
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.98	1.84
うち 公 社 債	1.92	1.94
う ち 株 式	5.04	4.51
う ち 外 国 証 券	4.31	△ 6.05
貸 付 金	3.11	3.13
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	1.91	1.76
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益－資産運用費用」として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
現預金・コールローン	4,717	2,920
買 現 先 勘 定	4,679	13,856
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	265,263	308,923
うち 公 社 債	259,809	303,145
う ち 株 式	786	786
う ち 外 国 証 券	3,482	3,785
貸 付 金	7,151	8,347
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	287,612	339,970
うち 海 外 投 融 資	3,482	3,785

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
利息及び配当金等収入	5,415	6,439
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	0	—
有価証券売却益	59	88
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	0	0
為替差益	19	—
その他運用収益	0	0
合 計	5,494	6,528

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
支 払 利 息	2	9
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	13
有価証券売却損	8	91
有価証券評価損	—	16
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	374
貸倒引当金繰入額	0	26
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	0	0
合 計	11	532

VI. 業務の状況を示す指標等

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	5,174	6,095
公 社 債 利 息	4,966	5,877
株 式 配 当 金	39	35
外国証券利息配当金	139	162
貸 付 金 利 息	222	261
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	5,415	6,439

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
国 債 等 債 券	9	13
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	0
そ の 他 共 計	59	88

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	8	1
そ の 他 共 計	8	91

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	16
そ の 他 共 計	—	16

(10) 商品有価証券明細表

－該当ありません－

(11) 商品有価証券売買高

－該当ありません－

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	181,803	63.7	209,409	61.3
地 方 債	8,242	2.9	20,972	6.1
社 債	87,749	30.7	104,408	30.6
うち公社・公団債	3,712	1.3	13,209	3.9
株 式	2,383	0.8	1,669	0.5
外 国 証 券	3,485	1.2	3,808	1.1
公 社 債	3,485	1.2	3,808	1.1
株 式 等	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	1,728	0.6	1,223	0.4
合 計	285,392	100.0	341,492	100.0

VI. 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	221	6,559	5,758	1,981	35,882	131,399	181,803
地 方 債	-	-	-	-	-	8,242	8,242
社 債	3,001	17,375	10,331	13,753	15,369	27,918	87,749
株 式						2,383	2,383
外 国 証 券	232	524	1,035	1,322	371	-	3,485
公 社 債	232	524	1,035	1,322	371	-	3,485
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	1,728	1,728
合 計	3,454	24,458	17,126	17,057	51,623	171,672	285,392

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	2,702	7,204	2,961	10,179	41,209	145,152	209,409
地 方 債	-	-	-	907	1,823	18,242	20,972
社 債	7,851	16,745	14,761	10,328	29,090	25,632	104,408
株 式						1,669	1,669
外 国 証 券	-	1,092	1,489	500	726	-	3,808
公 社 債	-	1,092	1,489	500	726	-	3,808
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	1,223	1,223
合 計	10,553	25,041	19,211	21,915	72,849	191,920	341,492

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
公 社 債	2.06	2.04
外 国 公 社 債	4.47	1.96

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		平成18年度末		平成19年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	472	19.8	399	23.9
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	4	0.2	3	0.2
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	805	33.8	573	34.4
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	1,038	43.6	630	37.8
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		62	2.6	62	3.8
合 計		2,383	100.0	1,669	100.0

VI. 業務の状況を示す指標等

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末残高	平成19年度末残高
保 険 約 款 貸 付	7,701	9,624
契 約 者 貸 付	6,017	7,931
保 険 料 振 替 貸 付	1,683	1,692
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体・公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 □ — ン	—	—
消 費 者 □ — ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	7,701	9,624

(17) 貸付金残存期間別残高

—該当ありません—

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

—該当ありません—

(19) 貸付金業種別内訳

—該当ありません—

(20) 貸付金使途別内訳

—該当ありません—

(21) 貸付金地域別内訳

—該当ありません—

(22) 貸付金担保別内訳

—該当ありません—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 18 年 度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	272	125	2	115	280	564	66.8
	合 計	272	125	2	115	280	564	66.8
平成 19 年 度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	280	66	8	107	231	588	71.8
	合 計	280	66	8	107	231	588	71.8

*償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

—該当ありません—

(24) 無形固定資産明細表

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 18 年 度	ソフトウェア	669	194	—	225	639	953	59.9
	その他の無形固定資産	11	—	—	0	11	0	7.1
	合 計	680	194	—	225	650	954	59.5
平成 19 年 度	ソフトウェア	639	250	—	238	651	1,192	64.7
	その他の無形固定資産	11	—	—	0	11	0	7.9
	合 計	650	250	—	238	662	1,193	64.3

*償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

(25) 固定資産等処分益明細表

—該当ありません—

(26) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度
有 形 固 定 資 産	2	7
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	2	7
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2	7

VI. 業務の状況を示す指標等

(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

－該当ありません－

(28) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	2,685	77.1	3,008	79.0
株 式	－	－	－	－
現 預 金・ そ の 他	－	－	－	－
小 計	2,685	77.1	3,008	79.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	－	－	－	－
現 預 金・ そ の 他	－	－	－	－
小 計	－	－	－	－

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	－	－	－	－
公社債(円建外債)・その他	799	22.9	799	21.0
小 計	799	22.9	799	21.0

二. 合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	3,485	100.0	3,808	100.0
-----------	-------	-------	-------	-------

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 18 年度 末								平成 19 年度 末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	3,485	100.0	3,485	100.0	-	-	-	-	3,690	96.9	3,690	96.9	-	-	-	-
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	118	3.1	118	3.1	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	3,485	100.0	3,485	100.0	-	-	-	-	3,808	100.0	3,808	100.0	-	-	-	-

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 18 年度 末		平成 19 年度 末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	2,685	100.0	2,890	96.1
ユ ー ロ	-	-	118	3.9
カ ナ ダ ド ル	-	-	-	-
オーストラリアドル	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	2,685	100.0	3,008	100.0

(29) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成 18 年度	平成 19 年度
4.31	△ 6.05

(30) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)

—該当ありません—

(31) 各種ローン金利

—該当ありません—

(32) その他の資産明細表

—該当ありません—

VI. 業務の状況を示す指標等

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
 - 該当ありません -

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	245,739	247,553	1,813	4,747	2,933	275,122	282,844	7,721	9,407	1,685
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	37,021	39,590	2,568	2,772	203	63,632	66,307	2,674	2,781	106
公 社 債	34,282	34,635	353	549	196	60,883	62,564	1,681	1,738	57
株 式	723	2,320	1,597	1,597	-	723	1,606	883	883	-
外 国 証 券	882	905	23	29	6	936	912	△ 24	-	24
公 社 債	882	905	23	29	6	936	912	△ 24	-	24
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,133	1,728	594	594	-	1,089	1,223	134	159	24
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	282,761	287,143	4,382	7,519	3,137	338,754	349,151	10,396	12,188	1,792
公 社 債	277,442	279,579	2,137	5,259	3,122	333,109	342,305	9,196	10,939	1,742
株 式	723	2,320	1,597	1,597	-	723	1,606	883	883	-
外 国 証 券	3,461	3,514	52	67	15	3,832	4,015	182	207	24
公 社 債	3,461	3,514	52	67	15	3,832	4,015	182	207	24
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,133	1,728	594	594	-	1,089	1,223	134	159	24
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注） 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
 2. 「金銭の信託」については、該当ありません。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	62	62
その他の有価証券	—	—
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
合 計	62	62

(2) 金銭の信託の時価情報

—該当ありません—

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

—該当ありません—

②金利関連

—該当ありません—

③通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成18年度末				平成19年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	為替予約								
	買建	21	—	21	△0	—	—	—	—
	米ドル	21	—	21	△0	—	—	—	—
	合 計				△0				—

(注) 為替予約取引における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。

④株式関連

—該当ありません—

⑤債券関連

—該当ありません—

⑥その他

—該当ありません—

6. 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

—該当ありません—

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.40～P.41をご覧ください。

2. 法令等遵守の体制

P.39をご覧ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金の積立の合理性及び妥当性

(1) 第三分野保険における責任準備金の積立の適正性の確保

第三分野保険とは、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）等の給付を行う商品を指します。

第三分野保険における責任準備金の積立の適正性を確保するために、以下の対応を行っております。

- ①保険業法第116条の規定に基づき、責任準備金を積み立てております。
 - ・保険料積立金は、標準責任準備金の対象契約は金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）で計算し、標準責任準備金の対象外契約は平準純保険料式で計算しております。
 - ・危険準備金は、金融庁長官が定める方式（平成10年大蔵省告示第231号）で計算しており、ストレステストを実施しております。
- ②保険業法第121条第1項第1号の規定に基づき、保険計理人が、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認を行っております。

(2) 第三分野保険のストレステスト、負債十分性テスト

第三分野保険のストレステストは、過去の保険事故発生の実績を踏まえ、通常の予測の範囲を超えるリスクに備えるために実施するものであり、具体的には以下の内容で行っております。

- ①契約区分
疾病入院給付、がん入院給付、がん診断給付等の契約区分を設定し、それぞれについてストレステストを実施しました。
- ②危険発生率
過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて、通常の予測を超える範囲でリスクをカバーする危険発生率Aと、通常の予測の範囲でリスクをカバーする危険発生率Bを設定しました。
- ③テストの結果
②で設定した危険発生率Aと危険発生率Bを用いて、10年間の将来給付額を計算し、それらが保険料計算に用いた予定発生率に基づく将来給付額を超過しているか否かにより、ストレステストに基づく危険準備金の積立要否、及び保険計理人による負債十分性テストの実施要否を判定しました。
判定の結果、当社の平成19年度決算において、ストレステストに基づく危険準備金の積立は不要であり、負債十分性テストの実施も不要となりました。

ストレステストの実施にあたり、危険発生率の設定等のテストの方法・結果に関して、保険計理人による確認、業務監査部による内部監査を実施し、危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性を確保しております。

4. 個人データ保護について

P.43～P.46をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

－該当ありません－

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

子会社等は有していますが、重要性が乏しいため連結財務諸表は作成していません。

**あいおい生命の現状
ビジネスレポート2008**

平成20年7月

あいおい生命保険株式会社

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL.(03)5420-0101(大代表)



あいおい生命保険株式会社

本店 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 TEL 03-5420-0101 (大代表)

あいおい生命ホームページアドレス <http://www.ioi-life.co.jp>

(0807K)



この印刷物は、E3PAのシルバークラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方式で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>



(88-601)